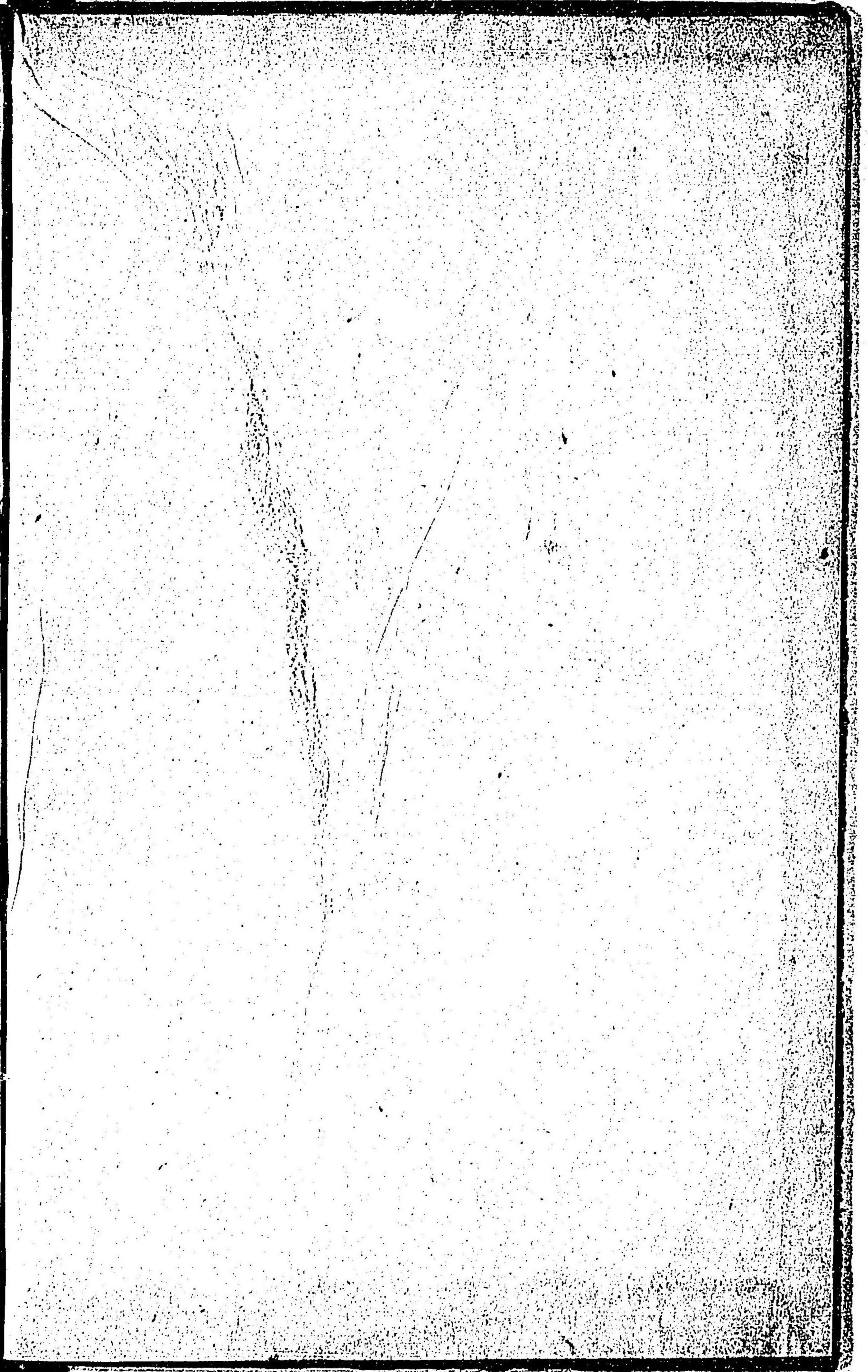


192
55

貝文雜記
卷五



貞丈雜記卷之十一

武具之部

長具足之事 四百三十三

うつほ負ふ事 四百三十四

鍔具足之事 四百三十四

昔具足當世具足 四百三十四

脇楯脊板 四百三十五

腹當之事 四百三十五

腹巻之事ニケ條 四百三十五

つらぬき 四百三十五

さかつら箆の事圖 四百三十六

犬射小事の事 四百三十六

ゆかけの事 四百四十

糸毛の鍔と云ふ事 四百四十

矢籠之事ニケ條圖 四百四十一

兵具に佛法の説多き事 四百四十一

ゆかけ指つく事 四百四十三

箆やなくひの事ニケ條 四百四十三

逆類箆負ひ様 四百四十四

箆に鞭さす事 四百四十四

うつほに鞭さす事 四百四十四

弦巻弦袋之事 四百四十五

うつほの弦袋の事 四百四十五

武器に梵字書く事 四百四十五

香取明神々寶箆の事 四百四十六

箆に矢を盛る心得 四百四十六

うつほと云ふ物ほと云ふ物の事 四百四十七

甲冑をよそふと云ふ事 四百四十七

太刀に弦袋付くる圖 四百四十七

軍法軍術兵法 四百四十八

楯板の事

四百四十八



首桶之事	四百四十八	武器に蜻蛉の形付る事	四百四十八	籠の上帯之事	四百四十八
軍器を作るに婦人を忌む			四百四十九	細うつほ之事	四百四十九
古の弦袋	四百四十九	竹尻籠之事	四百四十九	鎧直垂之事三ヶ條	四百五十
武器類虫生せざる法	四百五十一	さいはいの事	四百五十一	古の冑うけ張圖	四百五十一
後三年書之籠の圖	四百五十二	同弦袋つけやうの圖	四百五十二	同沓之圖	四百五十二
同鎧之圖	四百五十二	同義家朝臣旗之圖	四百五十二	同猿類之事	四百五十三
水吞之緒之事圖	四百五十三	うつほに矢のさし様圖	四百五十三	もみろぼしに鉢巻の仕様	四百五十三
鎧の小手ゆひやうの事	四百五十三	軍配扇之事	四百五十四	後三年繪の楯の事	四百五十四
同幕之事	四百五十四	鐵面品々圖	四百五十四	鐵鉢之事圖	四百五十五
古具足櫃無之事	四百五十五	上腹卷下腹卷之事	四百五十五	腰小旗之事	四百五十六
無官之者太刀に弦袋付けざる事			四百五十五	柄之事圖	四百五十七
鎧之札之事	四百五十六	綾おどしの事	四百五十六	乳繩之事	四百五十八
陣羽織之事	四百五十七	手鉢之事	四百五十八	冑のくはかたの事圖	四百五十九
籠を頭高に負ふ事	四百五十八	辨慶の七道具	四百五十八	ゆかけを手袋と云ふ事	四百六十一
勝軍木之事	四百六十	馬上沓之事圖	四百六十	古書之武者の事	四百六十二
町かふと町鎧まちさや巻			四百六十一	しのびの緒かさしの緒	四百六十四
矢保侶の事圖	四百六十二	大臣の大将鎧腹卷の事	四百六十四		

儀仗儀刀の事	四百六十四	腹當之事圖	四百六十四	錦の御旗の事	四百六十五
近世は打刀長脇差さす事			四百六十五	鎧下の裝束之事	四百六十五
近世之鎧下裝束之事	四百六十六	近世軍者流行之事	四百六十六	笠しるしの事	四百六十六
蝙蝠付の事	四百六十六	獅子頭冑の事	四百六十六	龍頭冑の事	四百六十六
甲の字冑の字	四百六十七	弓矢短小甲冑輕薄之事	四百六十七	金胴包胴之事	四百六十八
武器にのり遣ふ事	四百六十九	古本式の鎧の事	四百六十九	鎧の逆板の事圖	四百六十九
武器に澁をさらふ事	四百六十九	鉢巻の事	四百七十	小具足出立之事	四百七十
けしやう袴の事	四百七十	鎧の威毛	四百七十	未澁と綾との事	四百七十一
つば袖の圖	四百七十一	割小札之事圖	四百七十一	續小札の事	四百七十二
最上胴之事	四百七十二	母衣の事圖	四百七十二	槍之事	四百七十五
侍中間雜色軍裝之事	四百七十五	威衣の事	四百七十五	白革威の事	四百七十五
鎧札金銀朱等之事	四百七十五	矢筈頭の札の事	四百七十六	諸具足之事	四百七十六
腰さしの事	四百七十六	弓さりの事	四百七十六	以	上

貞丈雜記卷之十二

刀劍之部目錄

進物の太刀の事	四百七十七	あふひつばの事	四百七十七	ひさめ下緒之事	四百七十七
---------	-------	---------	-------	---------	-------

鎌倉下緒の事	四百七十七	半下緒の事	四百七十八	二重下緒の事	四百七十八
太刀刀作り様之事	四百七十八	刀引の事	四百七十八	さやまささうまさの事	四百七十八
腰刀の事	四百七十八	少刀の事	四百七十九	煉鋸之事	四百七十九
かんたう帶取之事	四百七十九	公方様御打刀之事	四百八十	兵庫鏢の太刀	四百八十
刀の銘菊之紋	四百八十	帶取寸法下緒寸法	四百八十一	つかひ太刀	四百八十一
聖柄之刀	四百八十二	長伏輪之事	四百八十二	後三年畫のさや卷	四百八十二
犬まねきの事	四百八十二	打刀の事	四百八十三	刀は袴の帯にさす事	四百八十三
守刀の事	四百八十三	まちさや卷の事	四百八十四	尻鞘之事	四百八十四
見せさやの事圖	四百八十四	細太刀	四百八十四	鳥頭太刀	四百八十五
太刀はきやう	四百八十五	刀劔研之事	四百八十五	丸鞘之太刀	四百八十七
脇差之事	四百八十七	脇差之太刀	四百八十八	たんひら物	四百八十八
銀劍之事	四百八十八	錦包の太刀	四百八十九	甲州武田家鞘卷	四百八十九
けぬき形の太刀	四百八十九	刀のかうかい小刀の事	四百八十九	晝之御座御劔之事	四百九十
葬禮の腰刀	四百九十	帶取かんたうたくほくの事			四百九十一
佩太刀といふ事	四百九十一	小太刀 大太刀	四百九十一	中半太刀 大太刀	四百九十二
糸卷太刀 武太刀	四百九十二	革卷太刀	四百九十三	黒太刀 白太刀	四百九十三
本阿彌が目利の事	四百九十三	劔相之事	四百九十四	今世の刀脇差	四百九十四

武藝之部

金鋸の太刀	四百九十四	白きうちくるみの太刀	四百九十五	刀のゑみの事	四百九十五
雪の下帶取	四百九十五	透鐔の事	四百九十五	三所の事	四百九十五
體拜之事	四百九十六	御弓場始之事	四百九十六	賭射之事	四百九十六
大具足射手の事	四百九十七	馬上の三ッ物の事	四百九十七	歩立の三ッ物五ッ物	四百九十七
步射 騎射	四百九十七	奉射之事	四百九十八	的の繪の事	四百九十八
鳴弦の事	四百九十八	墓目の事	四百九十八	圖的之事	四百九十九
數塚の事	五百	かけ鳥ふせ鳥の事	五百	的の徑の事	五百
的に鬼の字書く事	五百	流鏑馬に三流ある事	三ッ矢の圖		五百
遠笠懸小笠掛	五百一	さくりの事	五百一	矢代ふる事圖	五百一
式之大的 御所的	五百二	矢沙汰 どうゆひ	五百二	射つけの小的 つぐら	五百二
馳引と云ふ事	五百二	相撲之事	五百三	逆羽うつ事圖	五百三
笠をたと云ふ事	五百四	犬追物の事	四ヶ條	おんもの射の事	五百六
犬追物始之事	五百六	笠掛始りの事	五百八	矢筈のとりやうの事	五百八
軍陣の時氣を見る事	五百九	軍陣日取方角之事	五百十	神佛を遣ふ事	五百十一
軍之吉凶の事	五百十一	矢目の事	五百十一	ねこづらの事	五百十二
押手刈手之事	五百十二	中附古今相違	五百十二	弓杖打よやう	五百十三

競馬の事	五百十三	十列之事	五百十三	流鏑馬の事 <small>四ヶ條</small>	五百十三
騎射の事	五百十五	御射初御再興之事	五百十五	奉射之事	五百十六
花道具之事	五百十六	古之大將自身働事	五百十六	生首死首見分	五百十七
首を鞍に付けやう	五百十七	凱歌之事	五百十七	馬上之作物之事	五百十七
式之大的并弓太郎	五百十八	三々九手挾	五百十八	鞍敷やうの事	五百十八
弓持ちたる手をあげやうの事 <small>圖</small>			五百十九	落と睡の事	五百十九
神事百手の	五百二十	前おきの物	射とりの物		五百二十
狩と云ふ事	五百二十	挾物の事 <small>圖</small>		大前と關との事	五百二十一
甲陽軍鑑の事	五百二十一	こぶしがための事		中物の事	五百二十二
矢聲之事	五百二十二	追鳥狩の事		打毬の事	五百二十二
的おきの事	五百二十三	以上			

貞丈雜記卷之十三

馬之部目錄

馬のたけの事	五百二十四	馬の五性十毛の事 <small>五ヶ條</small>	五百二十四	二毛之事	五百二十五
古は馬に乗れば必弓持つ事			五百二十六	かくをえる、事	五百二十六
馬のかねの事 <small>三ヶ條</small>	五百二十六	馬の館の事	五百二十八	本かねおろし印	五百二十九
庭乗のか、りの事 <small>八ヶ條</small>	五百二十九	馬の髪をぬくと云ふ事	五百三十三	馬の足を出だすと云ふ事	五百三十三
貴人の御前にて馬乗る事			五百三十三	神社馬の毛定り有る事	五百三十三
馬に乗る馬を乗る	五百三十三	馬打の事	五百三十四	やせ馬を螳螂と云ふ事	五百三十四
馬のかんの事	五百三十四	けみちの事	五百三十四	物射馬といふ事	五百三十四
承錠肉の事	五百三十四	雨を祈り晴を祈る馬毛の事			五百三十四
青黒の事	五百三十五	鞍つほの事	五百三十五	きつはなちの事	五百三十五
弓杖つき乗下の事	五百三十五	引添の事	五百三十六	かり法師の事	五百三十六
後三年書巻物の事	五百三十七	ばくらう馬	五百三十七	馬の旋毛之事	五百三十七
引馬乗替差別之事	五百三十七	禮馬の事	五百三十七	引出物の馬の事	五百三十七
馬の毛古名四ヶ條	五百三十八	室町家御廐の事	五百三十九	貢馬の事	五百四十
鹿の子足の事	五百四十	馬屋に猿を養ふ故事	五百四十	あがり馬の事	五百四十一
おろしの馬	五百四十一	ひたしの馬	五百四十一	つるし馬	五百四十一
こみ馬	五百四十二	いかじ馬	五百四十二	入つ鉢手綱の事	五百四十二
鞭うつ事、	五百四十二	馬乗入れ様古今相違の事			五百四十二
うくづかしの事	五百四十三	ねこ足の事	五百四十三	つけずまひ	五百四十四
馬を養ふ本意心得	五百四十四	馬進上之事	五百四十四	馬牽き様の事	五百四十四
馬場之事	五百四十五	木馬の事	五百四十五	葬禮の引馬之事	五百四十五

馬具之部目錄

朱ぬり鞍の事	五百四十六	赤うるしの鞍	五百四十六	鞭の事	五百四十六
つゝら切付ニヶ條	五百四十七	火籠鞍覆の事四ヶ條	五百四十八	かづさしりがひ	五百四十九
おり鞞	五百四十九	れんぢやく鞞	五百四十九	楚鞞	五百四十九
遠江しりがい	五百四十九	もんめんしりがい	五百五十	鞞色之事	五百五十
みつ、きの事	五百五十	あつふさ大總	五百五十	おしかけの事	五百五十一
三かいと云ふ事	五百五十一	五六掛鞞の事圖	五百五十一	張鞍 煉鞍	五百五十四
鞞にかくと云ふ所	五百五十四	鞞のかこはさすがと云ふ			五百五十四
鞞のちからかね	五百五十四	二重腹帶	五百五十五	かまさし繩	五百五十五
泥障の事	五百五十六	行膝の時泥障さらぬ事五百五十六	とかけ色轡		五百五十六
みだれ鞍 はだか鞍	五百五十六	武藏鞞	五百五十七	馬場本馬場末	五百五十七
馬乗袴の事	五百五十七	鏡鞍之事(未にもあり)	五百五十七	鏡鹽手	五百五十七
馬屋の鞍の事	五百五十八	くすりぬき	五百五十八	ひんごうすり	五百五十八
鞍に作る熊柳	五百五十八	鞭さす事	五百五十八	鏡轡の事	五百五十八
鏡鞞の事	五百五十八	水晶鞍	五百五十九	尻綱之事	五百五十九
後三年書卷物鞍鞞	五百五十九	力革の巾着革	五百五十九	寛治二年の鞍鞞の圖	五百六十
古の鞍に手形有無の事五百六十		この葉ばみの圖	五百六十	後三年の書騎馬武者の事五百六十一	

水晶地の鞍	五百六十一	厩の事	五百六十一	古代鞍覆之事圖	五百六十一
古街の圖	五百六十二	古の鞞かけやうの事圖	五百六十二	つのふくりんの鞍	五百六十二
行膝を鞍覆にする事	五百六十三	ふくみくつはの事	五百六十三	七條細工の鞞	五百六十三
たちぎ、おもかい助の事			五百六十三	泥障をさすと云ふ事	五百六十三
鞍の四方手の名	五百六十四	佐々木掛圖	五百六十四	鞞のゑみの圖	五百六十五
伴野鞍	五百六十五	鏡鞍(前にもあり)	五百六十五	街のたちぎ、の事圖ニヶ條	五百六十五
轡街鍬鞞勒	五百六十六	鞍橋鞍尾	五百六十六	鞞頭	五百六十六
葬禮之馬の事	五百六十六	くま柳の鞭拵様	五百六十六	鼻革	五百六十七
だおひの事	五百六十七	追綱之事	五百六十七	手綱のまがり	五百六十七
手綱をえりかへる	五百六十七	鞍にきりばりかくる事	五百六十七	鞍しぱり様圖	五百六十八
竹の根むち	五百六十八	十文字轡	五百六十九	張革鞍張鞍の事	五百六十九
以上					

といふ道具を拵出して調度掛大小あり大なるは主君の御座敷に置かる、小なるは負ひて供奉するなど、云ふ妄説までを作り出したるなり此の道具京都將軍時代にはなし調度懸の役といふ事はありしなり(古は弓矢をば壁などに立懸け置きしなり今の世の如く調度懸といふ道具にかざり置きては急に取る事なりがたし)

一 悉ぼし上下の時(烏帽子素襖の事を云ふ)長具足持つべからずといふ事武雜記其の外舊記に見えたり長具足とは鎗長刀長太刀(長太刀と云ふは長四五尺太刀の如くこしらへさまもなく脊に負ふなり)などの類を云ふなりかやうの物古は規式を正す時は持せず遊山旅行などの時は用心の爲持せしなり今の世にては規式を正す時は鎗持せずしてはかなはざる事なりかやうの事は古と今風俗のかはりたるなり

一 うつばをば付くると申すべしおふとは不申候との出張記にありえびらをば負ふと云ふなり付くるとはいはず一 鐵炮は古はなかりし物なりされば我家に傳る舊記に鐵炮の事みえすた、酌并記(永祿年ノ書也)の内に鐵炮にて射たる鳥と云ふ事あるばかりなり是れは鐵炮外國より渡りたる以後の書籍なるべし鐵炮は京都將軍の御代末つかた光源院義輝公の御代天文年中の比外國より渡りしを薩摩國種子島にて作り始めて日本に鐵炮弘りけるなり萬松院穴太記節用集等に見えたり永正文文の頃の書なり

一 大将のめさる、を鎧と云ひ諸士の着するを具足と云ふと覺えたる人あり然れども舊記には其の差別なく鎧の事を具足とも書きてあり腹巻をも具足と云ふなり道照愚草に云く腹巻を背狀などに具足と書くは悪し具足とは萬の物の總名なり或は樂器の具足或は射手具足など、申之間具足一領とは誤歎の由申習す云々具足とはそなはりたれりとよみて何にてもかれこれ取揃へてかけめなきを具足と云ふなり樂器の具足と云ふも笙ひちりき太鼓其の外さまざま有り射手具足も弓矢ゆかけ弓小手沓むかばきの類さまざまあり是等は樂の具射手の具のそなはり足るを云ふ其の如く鎧に袖籠手鳩尾柄杓の板脇楯當などを取揃へて具り足る故具足と云ふなるべし外の物は何々の具足といふ鎧をばた、具足とばかりいふ事弓矢の事は調度と云に同じ調度の事は弓矢の部に記す

一 昔具足當世具足といふ事舊記に有り上古の鎧は右のわき合はずして脇楯をあて、右の脇をふさぐ様にしたるなり當世の具足といふは應仁年中の比より胴丸のごとく右のあかざる様にして脇楯を用ひざるを云ふ委細は軍用記にしるす

一 鎧を着長といふは鎧は腹巻腹當胴丸などよりも草すり長き故なり又着春とも書く是れは腹巻腹當などは脊の方にて合する故腹の方より當て着るなり鎧は脊の方より着る故なり着長とは大将の鎧を云ふ平士の鎧を云ふも誤にあらず後三年記に我着たるさせながをぬきのり馬をもを國府へやるとあり是れ諸卒の鎧の事を云へるなり一式説に腹巻に脇楯有り着長には脊板有り云ふ此の説甚だあやまりなり着長は常の鎧なり脇楯を用ふるなり腹巻は脊にて合する故脊板あり又脊板を脇病板と云ふ人あり甚だわろき名なり脊板と云ふべし腹巻脊板なし一 腹當と云ふは雜兵共の着る物なり腹を包むなり腹巻とは別なりいたため革を横にしてすがけにとつるなり草すりなどもなし袖もなし繪圖軍用記に記す(腹當の圖末ニアリ)

一 胴丸は今の世の具足に似たり胴の左につがひなし是れも右の脇にて合するなり繪圖軍用記に記す
一 鎧のおとし毛の品さまざまあり委細軍用記に記す
一 腹巻は脊の方にて合せて其のすき間を脊板にてふさぐなり脊板なきも有り今春わり具足など、云ふなり
一 腹巻には袖なき物なり袖付くる時は鎧の袖を取りて付くるものなり源平盛衰記卷五(成親以下被召捕條)に云く崩黃の腹巻の袖付きたるを着て小長刀計にて立ち給ひたり又同卷の十五に(宇治川合戰條)慶秀は白帷の

太平記廿九ノ
卷大元ヨリ日
本ヲ攻ムルニ
ニ云ク文永二
年八月十三日
大元七萬餘艘
ノ兵船四多ノ
津ニ押シ寄セ
タリ(中略)兵
刃既ニ交ハル
時鐵炮トテ輪
ノセイナル鐵
丸ノホドハシ
ル事坂ヲ下ス
車輪ノ如クヘ
キレキスル
ノ如クナルヲ
一ニ度ニ二三
ナケ出シタル
ニ日本ノ兵多
ク焼コロサレ

キドヤケラニ
火モエツキテ
打ナケスロ
トナカスロ
云ク此ノ鐵炮
世アルハ今ノ
アラソホワロ
ク火矢ノ類也
右ノ文永年中
ハ未ダ今世ノ
如キ鐵炮ハナ
カリシ也

帷トハ大カダ
ヒラナリ脇カ
キタナリハ左
右ノワキチア
ケタル也

脇かきたる黄大口着て萌黄の腹巻に袖付けたり明禪は脇かきたりける褐の帷に白大口と洗革の腹巻に射向の袖をぞ付けたりける又同卷十九(文覺發心の條) 盛遠紺村濃の直垂に黒糸威の腹巻に袖付けて同卷廿四(南都合戰の條) 褐の直垂に萌黄の腹巻に袖付けて又参考太平記少貳頼尙は黄威の腹巻に同じ毛のつまどりたる袖付けて着たりける是れ皆腹巻には袖なき物なる故鎧の袖をとりて付けたるを云ふ也近代は腹巻に袖有るもあり一御つらぬきとも御つなぬきとも云ふは大將の御沓の事なり大將ならずとも常の人もつなぬきともつらぬきとも云ふ

一やまとうつぼと云ふは竹にて組みたるも有り木にて拵へて黒くぬりたるも有り毛皮かけたるをば大和うつぼとはいはず騎馬うつぼと云ふなりやまとは日本國の總名なり毛皮かけたるは唐めきたる故毛皮かけぬをば大和うつぼと云ふなりさればとて毛皮かけたるをからうつぼとはいはぬなり(毛皮かけたる騎馬うつぼとも細うつぼとも云ふ弓馬故實に見ゆ)

一うつぼの身と云ふは征矢の事なり但し征矢の時はおつとりのふしを揃へうつぼの身の時はすけふしを揃ふる此の違計なり依之略儀にはふしをぬるにもうつぼのみの時はすげふしをぬる征矢の時はおつとりのふし計ぬる事有り是れは一段の略儀なりと弓馬故實に見えたりの出張記に云くうつぼのみと申すべしうつぼの子とは申さず候云々空穂にさす征矢をうつぼのみと云ふなりたゞ征矢とばかりいふは箆にさす征矢の事なり

一うつぼの子と申すは當流には(小笠原家を當流と云ふ) 太刀を申すなり秘事なりとの出張記にありうつぼの内へ小太刀を入る、事なり

一うつぼにかくる皮をばかけ皮と申すべしほうがはと不申候との出張にありほうがはは穂皮なり穂皮とはいふ

まじきなり

一どひやうと云ふうつぼあり大なる物なり穂の所は竹にて組又はつゝら藤にて組みたるも有り大サ一か、へ程有り腰につくる物にあらず人に持たす物なり穂の形土俵に似たる故の名なるべし又弩瓢とも書くなり古なき物なり近代の物なり

一さかつら箆の事さかつらとは逆類と書くなり古は大將は重藤の弓を持ち逆類の箆を負ふなりさかつらの箆一名式正の箆とも云ふ本式の箆と云ふ事なりさかつらは古代の箆にて今は世に絶えて知る人少しさかつらは色々の箆の元祖也古熊の逆類猪の逆類とて二品あり熊の毛皮にて包みたると野猪の毛皮にて包みたるを云ふ此の二つの獸の皮を用ふる事二つともにいきほひはげしくつよき獸なるゆゑ軍陣にははげしくつよきを好む事なれば用之なり箆の前の正面に蜻蛉の形を象牙にて作りて付くるなりとんぼうといふ蟲は飛びありくにあごへしさらぬ強なれば用之なり軍陣にはあごへしする事をさらぬ故なり鎧の後にあけまきを付くるも同意なりあげまき結をこんぼむすひとも云ふとんぼうの形に似たる結ひなり是れもあごへしさらぬ爲の戒なり箆の左右の脇には象牙にて紋を作りて付くるうけ緒かけ緒の根緒はにしき革(平人はにしき革を不用御免革を用ふるなり)しやうぶ革を用ひかけ緒はしやうぶ革なり弦巻をつなぎ付くる矢たばねは組緒にて格子を作るなり矢くばりは五色の糸にてあむなりあみめはふせくみの如くにするなり繪圖にて大方しるべし扱此の箆をさかつらと名付くる事逆とは毛のさかさまなるを云ふ毛の頭さかさまに立つ故也毛は下へはへさがるを順とす毛の上へ向ふは逆也類とは箆の頬なり頬とは兩の旁を云ふなり人の顔にても正面は顔なり兩の旁をば頬と云ふ頬はほうの事なり俗の詞にもほうはつらといひ習したるなり此の箆正面の皮の毛左右にわかれてすぢかひに左右の旁に向ひ左右の旁の皮

繪川道標作始
メシ故道標う
つほと云フト
云フ既アリ用
ヒカヤシ

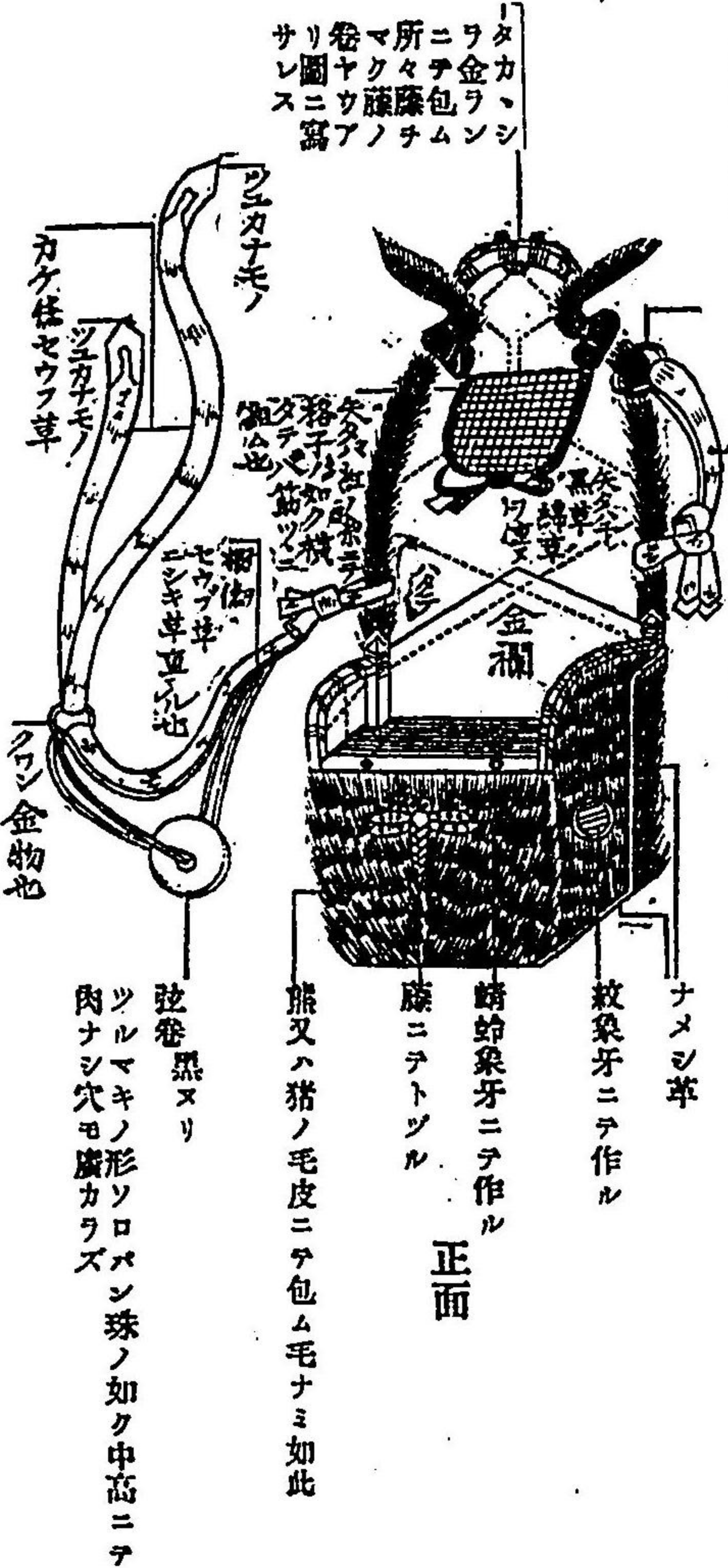
の毛は直に上にむかひ正面左右ともに毛さか立つ故さかづらと云ふなり一説に箆の面につらの皮を用ふる故さ
 かづらと云ふといふ説有り誤なり正面に用ふるは頬の皮にあらず頭の皮なり頭と頬とは違ふなりつらとは前に
 も云ふことくほうの事なりえびらのほうの事なり獸のほうをさして云ふにはあらず又或説にさかづらは虎豹の
 皮又は牛の皮にて包み鬼の顔を箆の正面にさかさまにはり付くると云ふ又さかづらは狹葛と書きて細き葛にて
 組みたる箆なりなど、云ふ説あり何れも古代のさかづらをつひに見ぬ人推量の説也是等の説用ふる事なかれ又
 或説にさかづらは素葛と書きて白き藤にて巻きたる箆なりといふ是れも非なりさかづら箆は白きものにあらず
 義經記卷の五（忠信吉野合戦の條）に云くそのたけ六尺ばかりなる法師（横川のかくはんと云ふ法師なり）き
 はめて色黒かりけるがしやうぞくもまつくろにぞしたりけるかちんの直垂に黒革を二寸に切りて一寸はた、み
 ておどしたる鎧に五枚甲のためしたるをぬくびにきなして三尺九寸有りける黒漆の太刀に熊の皮の尻箱入れて
 ぞはきたりけるさかづら箆矢くばり尋常にぬり篋に黒羽を以てはきたる矢の笛竹の様なるが篋巻より上十四束
 なたふくと切りたるをつみさしにさしてかしら高におひなし糸包の弓九尺計ありける四人ばりを杖につきて
 と云々右の如くにもかも黒裝束にいてたつ中に逆頬箆を用ひたり古代のさかづら箆の圖大方左のごとしくは
 しき事は小き繪圖にはしるされず

葛トハツ、フ
 ルニテクミタ
 エヒラ也

逆頬箆は武士のみ用ふるにあらず公家に隨身も用ふるよし後照念院殿の（關白冬平公）裝束抄に見えたり其の書
 に云く小隨身ノ胡籙ノ事仰ニ云如シ小隨身ノ用ニ逆頬ノ僻事歟可用葛歟云々仍弘安十年朝親行幸之時三位中將隨
 身用葛隨身等云余家者用葛執柄家自ニ小隨身時用ニ逆顔ニ之由信絶脚注ノ之猶可ノ爲ニ逆顔ニ歟後日見ニ信絶脚記ニ
 云々六條普賢寺殿殿上人間は葛公卿以後逆頬也但少將拜賀被用ニ逆顔ニ是殿御隨身箆被借渡申也教經卿云粟

逆頬箆之圖前

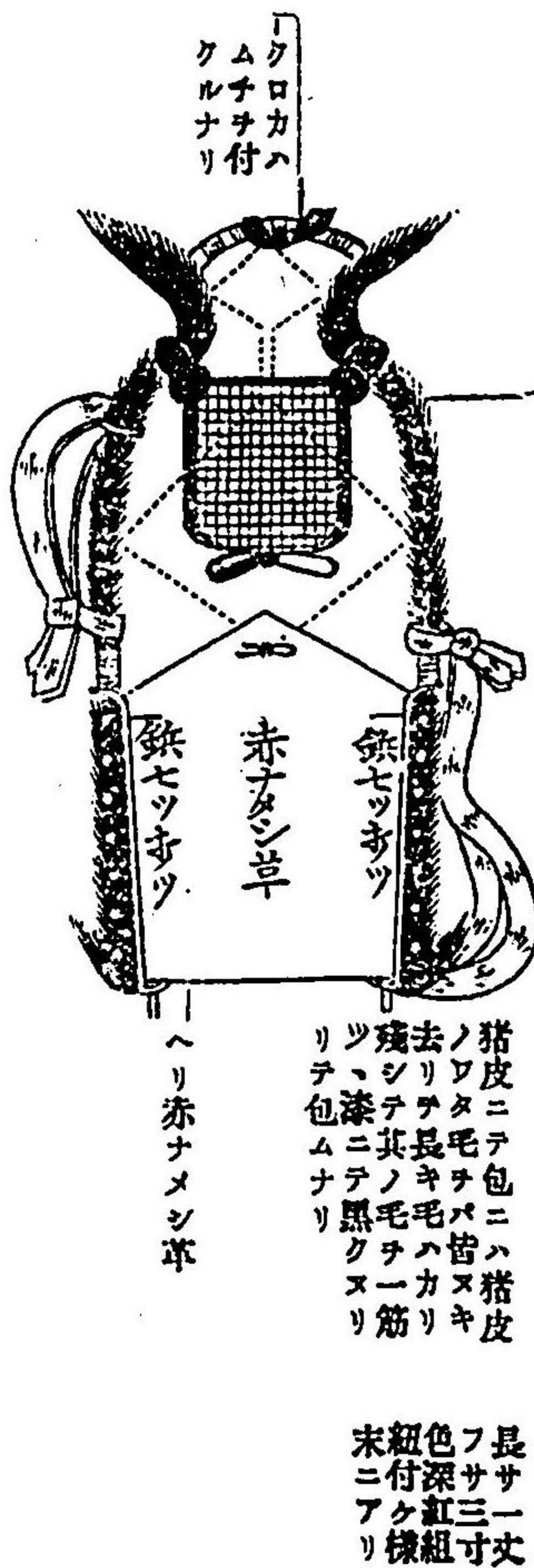
ウケ緒
 セウア革ト
 繪革ト重ル



後ノ圖

此ノ毛猪皮ニテ包ムニハ毛長キ故内ヨリ外ヘ毛ヲ巻ケナリ

別ニエヒラノ上帯



猪皮ニテ包ムニハ猪皮
 ノワタ毛ヲハ皆ヌキ
 去リテ長キ毛ハカリ
 殘シテ其ノ毛ヲ一筋
 ツ、漆ニテ黒クヌリ
 リテ包ムナリ

長サ一丈
 フサ三寸
 色深紅組
 紐付ケ様
 末ニアリ

底之圖



服ノ字ナク
ヒトヨム事
也エビラト
ムハ古以來
ノ事也

柳服ト云フハ
蒲柳ト云フモ
シノニテ組ミタ
ルモノナルベ
ク兵日記ニ云
ク廿五本ヤハ
廿六本ヤハ
廿七本ヤハ
廿八本ヤハ
廿九本ヤハ
三十本ヤハ
三十一本ヤハ
三十二本ヤハ
三十三本ヤハ
三十四本ヤハ
三十五本ヤハ
三十六本ヤハ
三十七本ヤハ
三十八本ヤハ
三十九本ヤハ
四十本ヤハ

田口大納言入道記普賢寺殿仰トテ殿上人服用甚公卿以後逆顔ト云々中山記曰近衛殿少將拜賀事被示三人々一隨身熊者諸衛熊服也而家例用猪皮是攝録人上下膾隨身共用猪皮取渡件熊之體也云々

貞丈云く此の照念院の装束抄逆顔とあり頰の字を誤りて顔と書かる、歟又かほの事を俗につらとも云ふ故顔の字を用ひらる、歟なるべし職人盡歌合の繪熊つくりの詞書にさかつらのなき程に柳えびらにするごあり是れ又古公家にも用ひられし熊なる故歌合にもせられし成るべし鎌倉年中行事に云く公方様御發向之事(中畧)御弓滋藤御矢切符御熊逆頰云々又馬具寸法記に云く大將軍中門へ出て太刀をはき又矢を負ふべし熊は逆頰たるべし

一 小手は犬追物の時ばかりさすなりされば犬射小手と云ふ也笠懸小手やぶさめ小手など、云ふ物はなき也やぶさめはたすきをかけて射るなり笠懸は弓手の袖にひたを取りてゆき短くするなり笠懸やぶさめ籠手さす事なし一 ゆかけを手袋といふ事やぶさめの時にかぎりたる事なり弓馬故實に見えたり(やぶさめに限らず鎌倉時代に手袋と云ふ東鑑の文末にあり)一 糸毛の鎧と云ふは(將軍御元服記にあり)糸にておどしたる鎧なり革おどしてて革を細くた、みておどしたる鎧もある故それに對して糸毛の鎧といふなり毛とは毛引とて糸をすき間もなくまて毛などのならびたる如くならべておどすなり

一 鎧のおどし毛品々ありこれも色々の説ありあやまり多しおどし毛の事は委しく軍用記にまゐるす間この書には畧之

一 沓の事射手方開書に云く庭のりなどの時は沓のつ、はとも革にてまたるも男入道はく事いづれもくるしか

らす射手具足秘傳に云く昔ははれの時にはとも革の沓をはかざりしなり云々ともかはとはたてあけの所と筒の所と同じ草にてするを云ふなりたてあけとは足くびより上へか、る所なりつ、とは足をふみ入る、所なりこの沓は鼻高といふ沓の事なり馬上沓とも云ふ(繪圖狹物之記にあり)(末に沓の圖あり可見合)

一 あさい沓の事調度の部に記す

一行膝の事は装束の部にしるしたり(行膝こしらへ様は射手具足秘傳にくはし)

一 胃を一勿といふ事物數の部にしるす

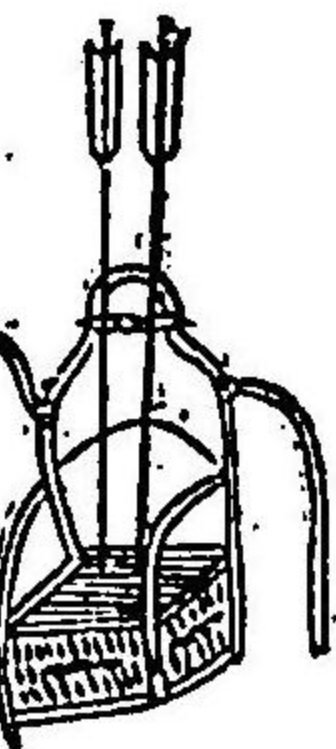
一 左手にも右手にもさすゆかけを一具ゆかけとは云ふべからずゆかけ一具と云ふべし弓馬秘説にあり又もろゆかけといふべし右の手ばかりにさすは的ゆかけと云ふべしもろゆかけは馬上にさすなり騎射に用ふるなり馬よりおりてかちだちにて射る時は左ゆかけをばぬくなり是れ法なり馬上にては手綱をとる故兩手にさすなり的ゆかけをかた／＼ゆかけとも云ふ今時おし手かけと名付けて左ゆかけかけて的射る人ありあやまりなり弓矢を始め兵具の類すべて軍陣の作法等に佛法の説多し其のわけはいにしへは今時よりも佛法甚さかなりしによりて信仰甚ふか、りしなり物しりといふは出家より外にはなし依之武家も出家を師匠と頼み手跡學文を習ひ武具の由來其の外様々の事書出家の指南をうけし故佛法の説多きなり根本は佛法よりおこりたる事にてはなければも出家の指南をうけし故何事も佛法よりおこりたる様に出家をしへたるが今に其の説傳りたるなり今時はなまぐさ坊主多く佛法もおどろへたる故今時の出家共のいふことは信仰する人もなし

一 鎧を弓鎧炮にてためす事鎧炮にてぬけぬ鎧は弓にてはぬけるなり弓にてぬけぬ鎧は鎧炮にてぬけるなり其の譯は弓の勢は鎧炮よりも軽くしてはすみにてぬけるなり鎧炮の勢は弓よりも重くしておしやぶりてぬけるなり

用字ハ試ノ字云フ
コ、ロミル字チ

小笠原元長無之
 隨兵日記ニモ
 ヤウハ有リテ
 團扇トザイ
 兵ノ事ハ無
 十兵日記ハ
 八年ノハ
 也

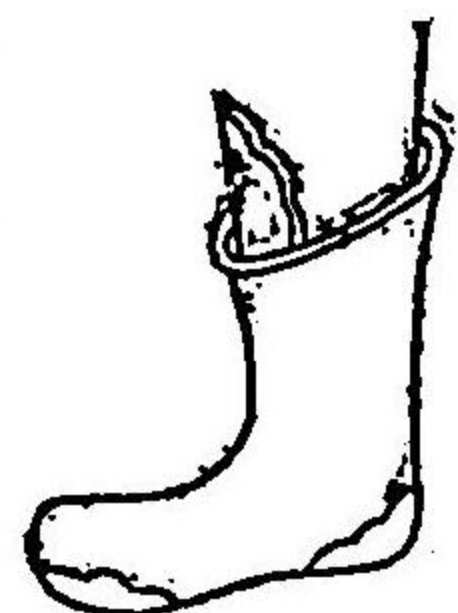
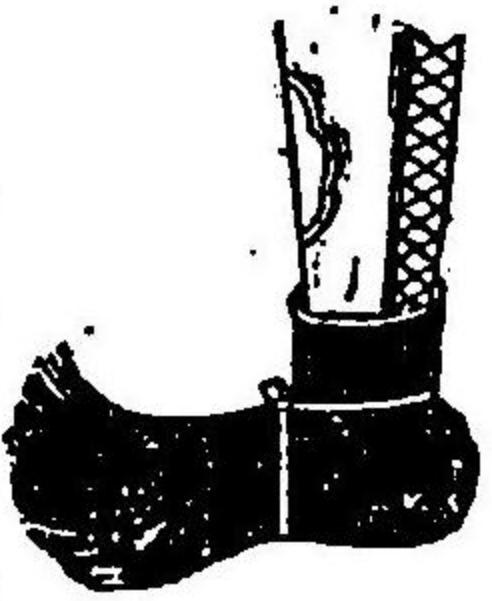
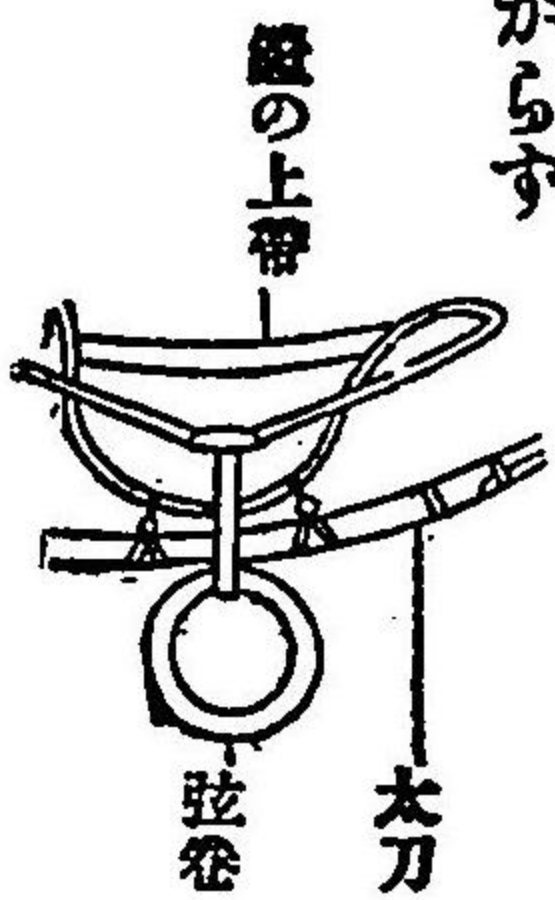
は圖のごとくかぶどのはちを布にて十文字に結びてかぶるなり圖のごとく十文字に結びてかぶりたる體飛彈守
 惟久（鎌倉實朝公時代ノ畫師也）がるがきし後三年の繪卷物にいくらも見えたり



此の籠を負ひたる體かけ緒を肩にかけすう

如此なる體なり是れさかつらの籠なるべき歟
 け緒かけ緒ともに腰の廻を引廻して結びたる體にるがきたり是れは繪師の誤り成るべし繪師なる故籠の負ひ様
 などにはうとき事有るべしかやうの事は古畫なりとて一概に信すべからず

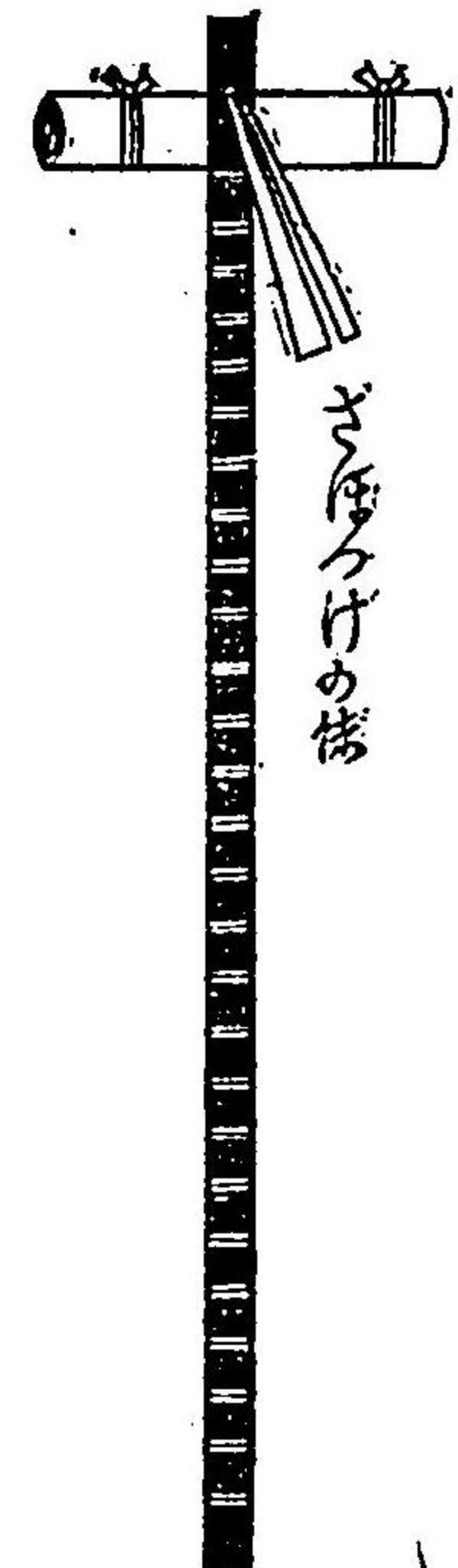
一弦袋の事後三年合戦の繪に見えたるは大刀の帯とりにも
 つけず籠の緒にもつけず別に弦袋に緒を付けておひたるや
 うに見ゆるなり下の繪のごとし



如此なる物みえたり鍵にかはる事なし古は手ばこと云ひ

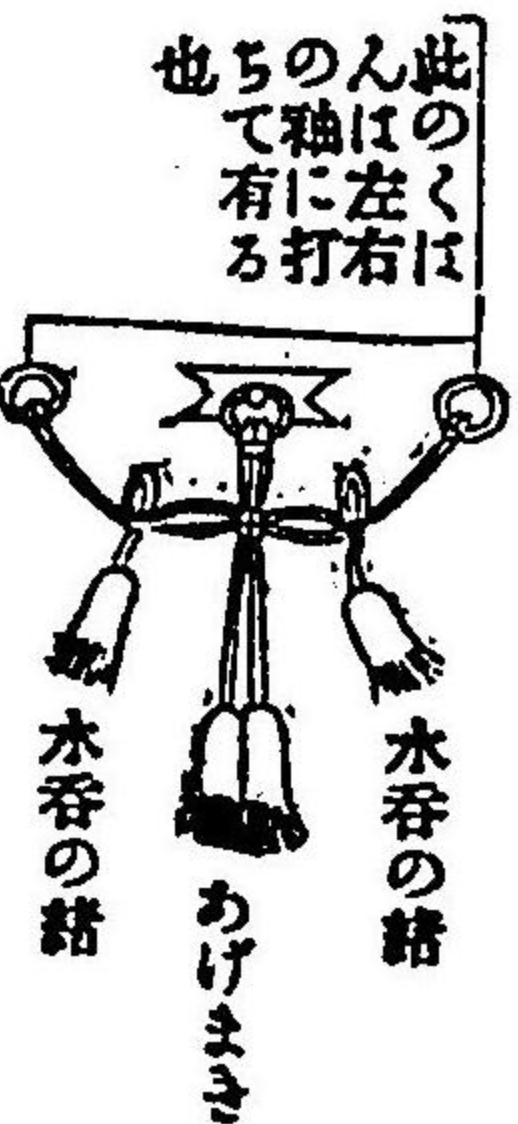
一平家物語卷十
 主一遺矢の白
 ひたさなき
 氏の船がりて
 さほつげのへ
 るぞ見えたり
 るぞ見えたり

し成るべし又長刀も見えたり今の長刀に替る事なし
 一義家朝臣の旗後三年の繪に見えたるは色白く無紋
 なり二幅にてすその方ふたまたにせず旗差の役馬上
 にてはたを持つ也又はたを納めたる圖下のごとし

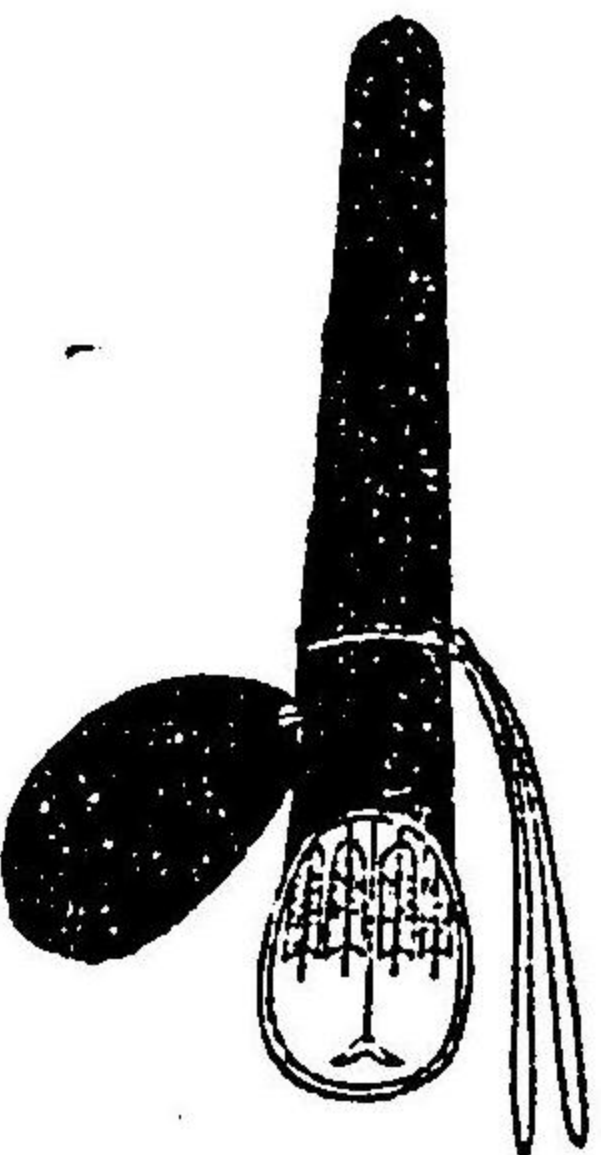


一猿頬をかけたる武者一人後三年の繪に見えたり猿頬を古へは半頬とも云ふ面頬の如くにて鼻もなくはなのあ
 たりのおきたるものなり頬の所へはか、らす頬と腮とばかりおほふものなり半頬をハツフリとよむは非なりハ
 ツフリは半頬とも半首とも書くなり頭にかぶる物なり（半頬をかくるれば猿の面の如く顔の形あらはる、故猿
 頬とも云ふなり圖次に出す）

一鍔の袖の水のみの緒をおしつけのあげまきにゆひつけたる體後三年の繪に見えたる圖左の如し



此のくは
 人の左
 ちの袖に
 有る打
 水香の緒
 わげまき
 水香の緒



矢のさし
 つばに常
 さしたる
 の中の一
 たは其の
 さしたる

一もみるばしかふり鉢巻したるに鉢巻を前にてむすび
 たるもうしろにて結びたるも兩様後三年の畫にみえた
 り一重はち巻にすれば結餘り後ろに長くたれるそれを
 前へ廻して前にてむすべば結餘り短くなるなり是れ二
 重はち巻なり

一鍔の小手をわたかみにつけるは悪しわたかみにつけずして小手の緒を脇の下にてゆふべし（左小手は右の脇
 下にてゆひ右小手は左の脇下にてゆふなり）後三年の繪の體如此なり當世の具足は小手をわたかみに付くる故
 急に鍔を着るに早く着られぬなり

上原野守
 法原野守
 空原野守
 矢原野守
 下原野守
 へ原野守
 下原野守
 へ原野守
 下原野守
 へ原野守

小笠原元長
の事はあれ
ども隨兵の
記は文明十
八年の事な
り聖太子の
代に用ひら
れたる扇は
し事もあ
るべし
三議一統に
云
中軍陣にて
馬に上りし
に准すべし
なり

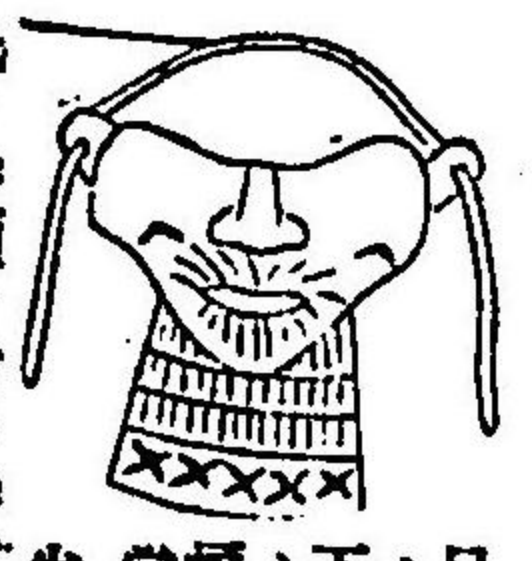
一軍配團扇を以て懸引の下知をしたる事前九年後三年物語保元平治物語源平盛衰記平家物語太平記等の古き軍物語に會てみえず軍配團扇上古なき物なり甲陽軍艦又三議一統に見えたり山城國太秦の廣隆寺に聖德太子の團扇なりといひ傳へてふるき團扇あり然れども軍の時用ひられし物歟又實に太子の御物歟いひ傳へるのみにてたしかなる證據もなし團扇を用ふるは鎌信信玄の頃より專に成りしなるべし古は皆扇を用ひしなりそれも今の世の如く軍扇と名付けて鐵の骨にして地紙に漆ぬり油繪など書く事はなし唯の地紙竹骨の扇なり緒を付けたるは取りおとさぬ爲なり

一後三年の繪に見えたる楯常のごとく四角にて細長しそれに上の方に黒くさゝりんだうの紋を一ツ書きたり
一後三年の繪に見えたる幕四幅なり五幅の幕一ツ見えたり何れも上の幅二幅は黒く下の方は白又は上二幅白下二幅黒もあり紋ばかりかねを書きたるもあり鳩を向ひ合せて書きたるもあり紋の付け所は何れも上一幅に紋を書きたり義家の陣御座所には赤き幔幕なり青白などにてもつかうの地紋あり(たてもつかうなり染物か織物か繪なる故其わかちはなし)又無紋青白幅交もあり

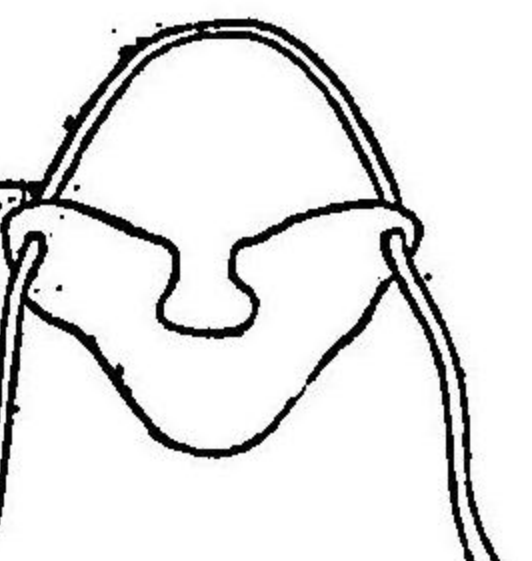
一鐵面に品々あり面類は顔一面に當るなり目の下の頬當は目の下より當つる猿頬は鼻の所なきなり



太刀目 頬面



目下 頬面
此ノ半頬ヲ當テ中首チカアレハ面類ト同シヤ
ウニナル也此ノ半頬ノ鼻チ取ハナシニナルヤ
ウニナルモアリ鼻チ取レバ猿頬ニナル也



猿頬

此ノ猿頬ヲ當テ中首チカアレハ其ノ顔ノ林檎ノ面
ノ赤キノゴトク也半首ト稱常ハ猿ノ面ヲノ毛ノ
所ノ如シ

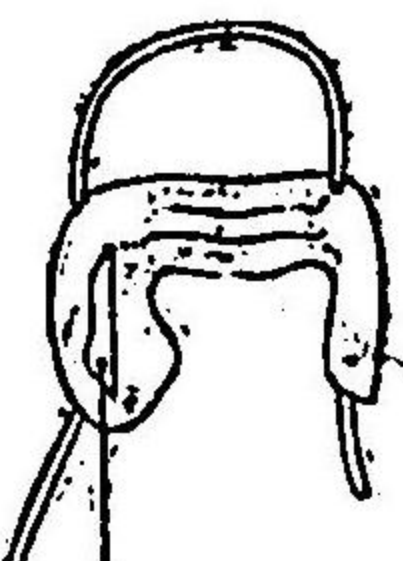
小手スチア
ニクサリカ
ピラハラア
チテテ鉄鉢
ガアルコア
身チカルク
立ツヘキ時
ナリ

東鑑卷廿四
圍梨公現
衣ヲ著ス同
大寺供養之
之御出之例
今昔之腹巻
給云々

一鐵鉢の事を半首といふはとなくへ違ひなり鐵鉢は胃の下にかぶる鉢なり又身輕に出立つ時胃を不用して鐵鉢ばかりも用ふるなり半首は頭の半分ひたひをおほふ道具なり目の下の頬當をして半首をかぶれば面類同前になるなり



鐵鉢
内にうけはりあり
付くるなり



半首
是れも鐵にて作る
下ニハ半頬ニテモ
猿頬ニテモアツル
太刀目ケ

一古は具足櫃といふ物無之甲冑をば唐櫃に納めしなり義經記に土佐房義經の討手に上る條に云く鐵腹巻入れたるか

らひつをこもにて包みしめを引き熊野のはつを物と云ふ札を付けたり云々源平盛衰記卷廿三新院殿鳥邊御の條に云く富士川のはたをみれば物の具多く捨てたる中に忠清と銘書きたる唐櫃一合あり云々平家物語に重代の着長唐革を唐櫃に入れてか、せらる云々具足櫃といふ物は近代作り出したる物なり

一上腹巻下腹巻の事直垂狩衣水干などの上に着るを上腹巻と云ひ右の裝束の下に着るを下腹巻といふなり盛衰記卷廿二(八枚合戦ノ條)兼隆紺の小袖に上腹巻着て云々同卷一(五節ノ夜間打ノ條)家貞は布衣の下に萌黃の腹巻衛府の太刀佩きたり同卷十一(靜憲入道問答ノ條)滋目結の直垂に菊綴して下腹巻に矢負うたり同卷十四(三井寺僉儀)乘圓阿闍梨慶秀は下腹巻に衣裝束同卷卅五(義經院參之條)家貞は狩衣の下に紺糸威の腹巻を着し云々(貞丈按するに下腹巻といふ事はあれども下鎧といふ事は無之なり)

一弦袋(弦巻の事なり)を太刀に付くる事古は無位無官の者はせぬなり位は從五位下以上官は左衛門尉右衛門尉左兵衛尉右兵衛尉などになりたる人はする也衛府の官は淺位にて地下なれば直人に紛るべきに依つて弦袋を給りて左右兵衛の尉は赤皮左右衛門尉は藍皮の弦袋を付くる由長谷部信連が申しける越源平盛衰記(卷十三高

十調下申候何れも念を入させ申候御請取可有之候猶期重便之時候恐惶謹言

六月十三日

猶林市右衛門長高

右は三好修理太夫義長へあつらへ物を調べ送りたる状なり具足羽織は陣羽織の事なり義長は天文永祿の比の人なり此の頃陣羽織は世に用ひし事と見えたり

一手鉾と云ふ物源平盛衰記義經記等に所々にみえたり是れは今の直鎗の類なるべし後三年戦の繪に直鎗の如くなる物みえたり繪圖前に記す手鉾なるべし

一近世鎧を作るに鎧師紙捻を以て其主の胴の乳の邊の寸尺を取りて其の人の胴にしくはせて鎧の胴を作るゆゑ久しく着て居れば體くたびれるなり是れ鎧の胴にくつろぎなくしてつまる故なり古作の鎧は胴にくつろぎ有る故に久敷着て居ても體くたびれる事無之今作りたる鎧と古作の鎧とを着くらべて知るべし又重代の鎧は先祖の鎧を子孫に傳へて着する事古來より有之是れその人々の乳繩を用ひず別に寸法有りて作るなるべし胴の内にくつろぎある故誰の胴にも合ふなり新らしく鎧を作るべきならば古作の鎧を手本にして其の寸法にて作らせたるがよきなり義經記に辨慶が鎧のふところよりかはらけ二つ取出したる事有り又太平記に匹檀妙玄鎧の引合より矢たての硯取出したる事も有りいづれも胴の内くつろぎあるを知るべし

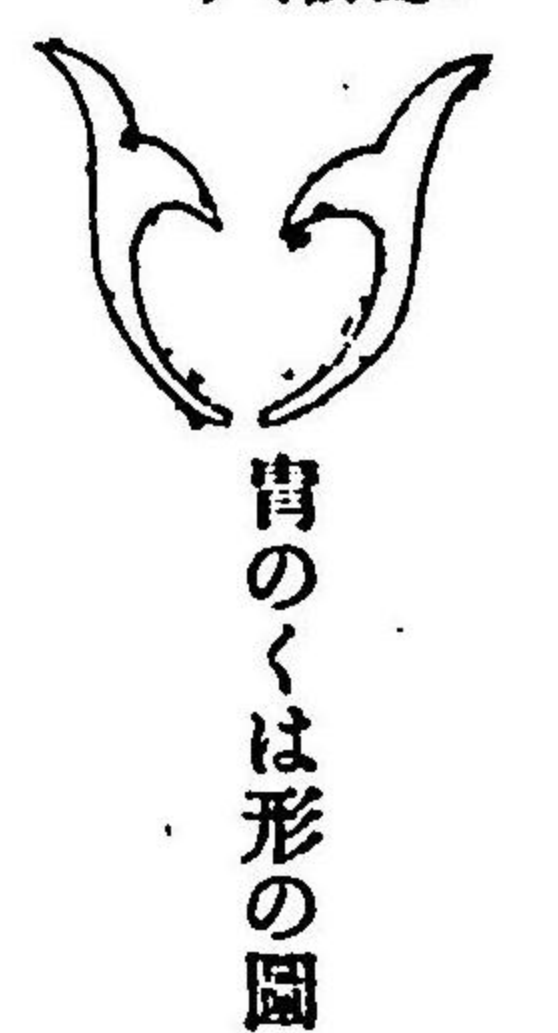
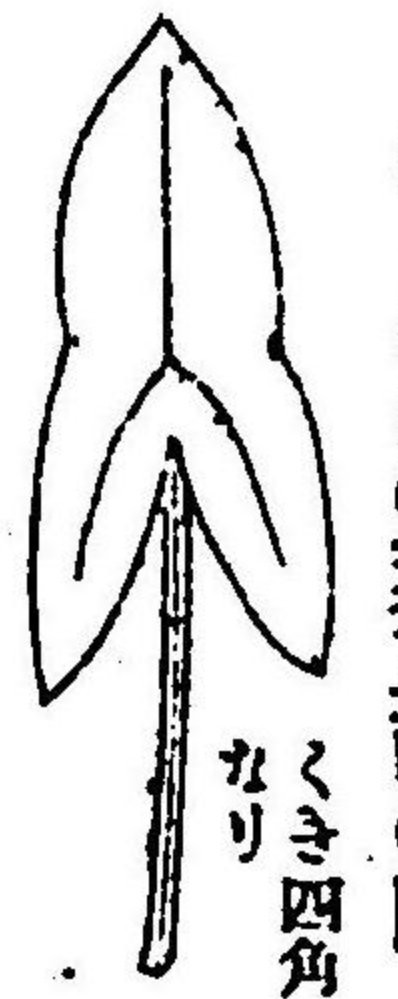
一古き物語草紙などに箆をかしら高に負ひなし又は筥高に負ふなど云ふは箆をわざと高く上げて負ひたるにはあらず大兵強力にて矢尺を長く引く故箆を負ひたる體矢尺長くておのづからかしら高にみゆるなりほめたる詞なり箆は高く上げて負へば矢ぬき出しにくき物なり

一辨慶が七ツ道具といふ事を世にいひ傳へ繪にも鑑熊手大槌大鉞つく棒さすまたもちりなどをたばねて背負ひたる體を繪かく也義經記を見るに辨慶が七ツ道具といふ名目は無之義經記の内住吉大物二ヶ所合戦の條に云くむさし房はわざと弓矢をばもたざりけり四尺二寸ありけるつかまやうそくの太刀はいて岩とほしといふ刀をさしぬのめほりたるまさかりないかま(薙鎌也)くま手を船にがらりひしりと取入れて身をはなさず持ちける物はいちぬの木の一丈二尺有りけるにくろがねふせて上にひる巻したるに右づきしたるを脇にはさみて小舟のへさきに飛乗ると云々是等の事を七ツ道具と後にいひならはしたる物なるべし背に負ひたるにあらず舟に取入れたるなり又いつも常に是等の品々を用ひたるにもあらず

一胃の鉞形と云ふ物は慈菇形なりくはぬがたと云ふを略してくはがたと云ふなり又其の詞に付きて鉞の字を假りに用ひて書くなりくはがたを用ふる事はくはいと云ふを加へて取りなして加増の儀はめでたき事故に用之なり(軍勢を加へ國郡を加へ威勢を加へなどする類目出たき事なり加増の儀にとるなり)

○くわの葉正面の圖

右ノ鏡ハ右ノ方合ハズ其ノアキニテサカカフ也右ノ方合ハズ其ノアキニテサカカフ也右ノ方合ハズ其ノアキニテサカカフ也



ある説にくはがたはおもだかの葉の形なりおもだかは勝軍草と云ひて鎧にもおもだか威あり胃にもくは形ありと云ふ此の説あやまりなり右の説のごとくならばおもだかの葉の形を何とてくはがたとは名づけるや其の名義叶はざる事なり又おもだかを勝軍草と云ふ事たしかならず鎧におもだかおどしある故近代の人勝軍草と私に名付けしなるべし勝軍草といふ故に依つて威毛にも鉞形にも用ふるにはあらずたとへば白膠木を勝軍木と云ふ故

太平記卷十一
 利方ハ古實
 内ニ古實
 用ヒ古實
 古實ニハ
 知ルナリ
 ハ古實ニ
 方アリ

一 胄の下にゑぼしをかぶらず鎧の下に直垂を着せずして下にふんごみを着て鎧を着する事に成りたるは信長秀吉の頃よりの風俗成るべし古は軍中にも禮儀を亂さず禮服を用ひてゑぼし直垂を着しけるなり信長秀吉の頃よりして只物事簡易にして専ら利用を宗とするゆゑゑぼし直垂などは無用の物として捨て用ひざりし成るべし

一 近代世に軍者といふものはやり出して各流儀を立て利方と名付けて古より傳りたる軍器に色々の巧を加へて古風を改めて新作をし出す故軍器の形も古と大に違ひて故實を取失ふ事あり上古より傳りたる軍器は上古より軍陣に用ひ來りて利方ありし物ども也近代太平の治世に生れ出でたる軍者は戰場に出てはたらしきたる事もなく唯疊の上に居て推量を以て巧み出したる利方道具はまさかの場に臨んではいかゞ有るべきや心もとなし

一 笠じるしと云ふは元來胄に付くる驗なる故笠じるしといひたるなり後には笠驗と云ふはすべて物のしるしの事にいひ習はして袖に付くるをもかさじるしと云ひしなり太平記卷八(主上自ラ令修金輪法一給條)笠印なくては同士討も有りぬべしとて白絹を一尺ツ、切りて風といふ文字を書きて鎧の袖にぞ付けさせられけるとあり又寐覺記に衣裳は富貴の笠印なりとあり何れも皆たゞしるしの事にいひたるなり

一 鎧の胸に草摺を付けたる所の糸をゆるぎの糸と云ふなり此のゆるぎの糸の所を糸を不用して一枚草にて草摺を胸へ取付けたるを蝙蝠付といふなり蝙蝠の翅に羽毛なくて皮ばかりなる故糸の毛引なくて草にてつがひをしたるをかうもりつけと云ふなり

一 獅子頭の胄といふは胄のまびさしを獅子の面にこしらへたるを云ふなり獅子の面を横平くまびさし一面に作りたるなり義家朝臣の像大塔宮の像の古書に見えたり

一 龍頭の胄と云ふは胄の眞向に龍の頭を作りたるなり古き書どもに見えたり飛騨守惟久書きたる後三年合戦の繪に義家朝臣の胄には胄の天邊の上に龍をすゑ置きたる形を畫がきたりこれは龍の頭ばかりにはあらず頭尾胸四足ともに備りて龍の全體そろひたる形なり是れは龍頭の胄とは云ふべからず源家の鎧の八龍と云ふ鎧にそひて一具なる胄の形をゑがきしなるべし(八龍といふ鎧は龍の金物を入ツ鎧に打ちたる物なりと云ひ傳ふるなり)

一 甲の字よろひとよむなり胄の字かぶと、よむなり然るに源平盛衰記などには甲の字かぶと胄の字よろひに用ひたり今世俗皆右の如し字の用ひ違ひなり東鑑には甲の字をよろひ胄の字はかぶとに用ひたり是れ本訓なり東鑑の用方よきなり武士として武器の文字を知らずして取違ふるは口をしき事なり

一 すべて武器は其の身の力量よりも小く短く軽きを用ふる事古人の教なり大く長く重きは甚害あり建久二年(辛亥)八月一日頼朝卿の御前にて酒宴の時物語の次に大庭平太景能去る保元の合戦の事を語りて云く勇士の用意すべき物は武器なり就中縮め用ふべき物は弓箭の寸尺なり鎮西八郎は吾朝無双の弓矢の達者なり然れども弓箭の寸法を案するに其の涯分に過ぎたる歟(涯分に通ぐとは其の身の分量に過ぐるなり)其の故は大炊御門河原に於いて景能八男が(八男トハ鎮西八郎ヲ云フ)弓手に逢ふ八男弓をひかんと欲す景能潛に以て貴客とおもへり(貴客とは八郎を云ふ)鎮西より出で給ふの間騎馬の時弓聊心に任せざる歟(鎮西の人は馬不達者なり)景能は東國に於て馬に馴るるなりしかれば八男が妻手に馳廻る時締相違したり(八男が思ひたるに事相違したるなり)弓の下を越すに及びて(弓の下を越すとは妻手にある景能を射るとて弓の本はすを鞍の上を越して馬手を射るなり)身の中るべき矢が膝に中りたり此の故實に及ばず忽に命を失ふべき歟勇士は只騎馬に達すべし云々(爲朝が弓其の器量よりも弓の長サ過ぎたる故妻手を射るとて弓を鞍の上を越す思ふやうならず射損せしなり)右東鑑卷十一に見えたり又建仁三年十月十五日(實朝公ノ代ナリ)叡山の衆徒の籠りたる金子山の城

一續小札は割小札にせず一枚にして堅にうね筋を付けて割小札を重ねあみたる體に見せてこしらへたるなり實
は一枚なり小札を一枚づゝわらぬ故續小札と云ふ略儀なり近代の鎧皆是れなり

一乳繩チヅメの事近世鎧を新敷作るに鎧師紙捻にて其の人の乳通りの寸尺を取りて其の人の胴にしつくりと合ふ様
に作る是れを乳繩と云ふ是れ鎧師のし出したるにもあらず近世太平の世に生れ出て戦場の働をしてみざる軍者
の輩席の上の料簡にて昔の鎧の胴のゆるくつろぎあるを着て見て身にしかと付かざるを却て悪しと思ひ誤り
てしかと身につく様にあつらへ始めしより鎧師は猶武道を知らぬ者故其のあつらへたる趣を能き事と思ひて乳
繩を習ひ事の様に大切の事にするなり古代乳繩といふ事會て無之事なり乳繩の事既に前にも記す見合すべし

一近世の具足の胴に最上胴カキマと云ふ物あり鐵にて四枚胴にして紙にてとぢたる物なり古はなきものなり

一母衣の事三代實錄卷七清和天皇貞觀十二年庚寅三月十六日戊辰の記に云く從五位下行對馬島守小野朝臣春風
進起請二事其一曰軍旅之儲管在介冑介冑雖薄助以保侶望請縫造調布保侶衣千領以備不虞一曰小野春
風ハ對馬ノ國守也起請トハ願ヒ書也軍旅ハイクサ也介冑ハヨロヒ也調布ハツキヌノトヨミテ百姓ヨリ年貢ニ上
ル布也千領ト領ノ字付クルハ保侶モ身ニ着ルモノナレバ衣ニ准ジテ幾領ト云フ也領ハエリ也不虞ハ思ヒカケズ
不意ノ事ヲ云フ此ノ起請ノ意ハスベテ軍ノ支度ヲ設クル事ハ甲冑ニ在リタトヘバ甲冑ハウスシトモ保侶ヲ以テ
甲冑ノ助トスベシ保侶ヲ以テ甲冑ヲ助クルワケハ保侶ハ布ニテ作ル物ニテヤハラカニヒラメク故此ノホロニテ
矢ヲ受ケ止レバ矢ノ強キ勢ヌケテ甲冑ヲ射ヌクコナラヌ故ホロヲカブリテ矢ヲ防グバ甲冑ノ助トナルナリソレ
故百姓ヨリ年貢ニ納ムル布ヲ以テ保侶衣千領ヲ作り置キテ新羅百濟高麗等ノ國ヨリ不意ニ押寄スルモ來ル時ノ
用意ノタメニ仕リタキト願ヒ申シタルナリ詔從之以太宰府庫布造充之一詔ハ天子ノ仰也從之トハ春風

古ハ矢軍ナリ
シ故母衣ナリ
ヒ故後代ニ
ハナキテ故矢
スナレテ母衣
方チ知ラヌ
ルナリ

ガ申上ゲタル旨ニマカセラレタル也太宰府ハ筑前國ニアル役屋敷ニテ異國ヨリ攻メ來ル軍ヲ防グベキ爲ニ建置
カル、役屋鋪也造充之トハ太宰府ノ庫ニ納メ置キタル布ヲ取出シテ保侶衣千領ヲ造リテ不意ノ用意ノ爲ニセヨ
ト春風ニ渡サレシ也○瓊囊抄ニ天文元年壬辰二月三日釋氏某比丘ノ増補シタル書増補以前ノ本書ハ觀勝寺
行譽ノ作ナリ云く孩兒在ニ母胎内ニ時戴胞衣以防諸毒也亦武士臨戰場ニ時被纒纒以テ防敵矢蓋是胞衣消毒
喻也以此義ニ母衣共書クトゾ申侍ル者ナリ○下學集文安元年甲子東山ノ釋門ノ作云く孩兒在ニ母胎ニ時頭
戴胞衣ニ以防諸毒也今武士臨戰場ニ時戴纒以テ敵蓋喻胞衣防毒也被纒トアルモ戴纒トアルモ詞ハ違
ヘドモ意ハ同ジ事也○貞丈云ク右三代實錄瓊囊抄下學集等ノ文ヲ以テ古代ハ母衣ヲ被リテ矢ヲ防ギシ事ヲ知
ルベシ後代ニ至テ此ノ用ヒ方ヲ知ラズシテ籠ナドヲ包ミテ差物トナシ籠ヲ包ムユエ緒ヲ所々ニ多ク付ケタル
ナリ○古代ニ違ヘリ或ハ母衣ヲカクレハ災難ヲ免ルナド云ヒテマシナヒ物ノ如クニ思ヒ或ハタマ武者ノ飾リ
ニ用フル者ナリナドト云フハ皆故實ヲ知ラザルガ故ナリ母衣ノ矢ヲ防グト云フ事ヲバ貞丈始メテ考ヘ得タリ古
書ニ叶ヘリ

○光大曰く貞丈翁の家に傳へられたる保侶の制を書きたる書あり其の制地ハ織色ノ生絹本式ナリ練リタルモ人
ノ好ニ任スベシ唐物ハ御免ニテ用フル唐物トハ唐ヨリ渡リ來タル紋紗紋羅ナドノ類ヲ云フ御免トハ將軍家ノ
御免ヲ云フ長サ五尺八寸五幅ナリ或ハ三幅人ノ大小ニ隨フ本式ハ五幅ナリ豎ノ兩端一寸二分緯糸ヲ拔去リテ
經糸ヲ殘シチ總ノ如クニスヒダヲ取ル事兩方ニテ十重一方ニ五重ナリ端ヨリ一尺二寸退イテ其ノヒダノ如ク組
緒ニテ三寸計ツ、間ヲ隔テチドリカケニ刺シ縫フ兩方トモニトメ組ム也兩方共ニトメ組ムトハ左カラ一筋右
カラモ一筋互ニ刺シテチドリカケヲスル故緒ノ端ニ筋アリ其ノ二筋ヲ合セ組ムナリ糸ノ色人ノ好ニ任スベシ

書に半下緒と云ふ是れなり)

一半下緒と云ふもの條々聞書にあり前に記したる鎌倉下げの事なり(常の下緒の半分の長さなり常の下緒は折るかへして二疊みになるゆる長しかまくら下緒はへび口をくりかたに付けて只ひとへなるゆる常の下緒の半分なり)

一二重下緒宗五聞書に見えたり常の下緒の事なり鎌倉下緒に對して常の下緒を二重下緒と云ふなり二重下緒とて拵様別にはなし

一太刀刀品々作様などの事刀劔問答に委く記しおく故此の書には略之(糸卷太刀 白太刀 黒太刀 ひらさやいかもの作り 兵庫鎌 さやまき 打刀 わきざし はひき等の事其の外刀劔問答にあり可見)

一刀引といふ事舊記にあり是れは古酒もりの時人に盃をさして我がさしたる刀をぬきて盃をのむ人につかはしけるなり返盃の時は盃を返す人より刀をくれるなり刀を引出物にする故刀引といふなり刀とはさやまきの刀なり常々さす短き腰の物なりさやまきの事刀劔問答に記す

一刀さやまきさうまき腰の物腰刀皆一物にて古人常にさしたる短刀なり今の人のわきざさす如し又打刀といふは今もさす長き刀なりつば刀とも云ふ又古脇差と云ひしは懐中に隠してさす物なり隠劔とも云ふ委く刀劔問答に記すなり

一腰刀(さやまきの事なり)の事をさすがとも云ふなり後撰集(離別の部)に云くみちのくにへまかりける人に火うちをつかはすとてかきつけ侍りける紀貫之「をりく」にうちてたくひのけふりあらば心さすがをしのごぞおもふ」爲家卿の抄にさすがは腰刀也火うちを付けたり云々曾我物語卷五に云くけはひ坂のふもとに遊君あり時宗情をかけ淺からす思ひしにひくてあまたの事なれば梶原が演出してかへりさまにこの女のもとに打寄り

夫木抄に民部
はてすはすは
たなまはるは
世をばおむる
のよしみ遊君
おこしし君
は御物のさ
いれは云ふな
のりおたはけ
の事なり

夜と共にあそびけりあかつき歸るとていかゞしたりけん腰のものをわすれて出でけるを女のもとよりかたなをつかはして「いそぐとてさすがかたなをわする、はおこし物とや人のみるらん」景季馬にのりながらゆんでのあぶみをいまふみもなほさす返歌をぞしたりける「かたみとておきてこしもの其のまゝにかへすのみこそさすかなりけり」云々此の兩首の哥腰物さすかをよみ入れたり古の武士常にさしたる腰刀なり長サ九寸か八寸ばかりはなし目貫にて柄まかす鏝なし鞘の尻は直に切る小刀かうかいをさし長き下緒なり短き刀故引きぬく時鞘ともぬける故腰にさして下緒をさやに一卷まきて結びさげ置く故さや巻と云ふなり此のさやまきをさうまき共腰刀とも腰物ともさすがとも刀とも云ふなりさうまきとは左右巻と書くなり一説に上古は劔のさやを葛にてまきしなり此の鞘をつらにて巻きたるを學びてさや巻にさぎみめを付けてさやまきたる如くなる故鞘巻と云ひ又打刀に對してちいさ刀とも云ふ

一少刀の名古よりあり義貞記に云く少刀は長サ六寸中子三寸ケヌキ形ナルベシと見えたり是れ腰刀さや巻腰物皆同じ物なり長サ柄さやともにて一尺を限りとするなり柄は鮫の皮かけて柄まかすはなし目貫なりつば入れずさやじり直に切るなり今の世の少刀は柄をまき鏝を入れたけも甚長くするゆる古の少刀とは大に違ひたる物なり
一煉鏝といふはねり革の鏝なりねり革とはいため革の上にてねり物を付けてかためたるなり鎧にもねり革を用ふるなりねり革のつばといふ事を略してねり鏝といふなり

一かんだうの帯取といふは異國より渡りたるかんだうといふ織物をた、みくけて太刀の帯どりにするなりかん

清むる事は古昔天國以來上々作共何れも效の如く禁するなり是れ太刀に靈妙ありて珍事中天惡事災難を遁るべき物なり然るを研屋とぐ時に道具かたきに依りてわら火を以てあぶり道具を柔にして研くなり道具かたければ研く時に刃先こぼる、事あり亦一日かゝる所に三日もかゝる依りて皆あぶるなり就中冬研には彌あぶる寒する朝などは湯を玉の立つ様に沸し一朝に五度も三度もかゝる是れを研屋深く隠すなり拭ひに入る時は必沸湯をかけ拭ふなり上作大焼刃の道具亦備前物などに切れの悪き多く有り皆右の如く研屋のあぶりたる故なり道具あしくなりて不切なり古身の上作に胴の心能く落るは希なり皆研屋のなすわざなり日本の名物の道具皆すたるなり代さへ付けば名物と思ふ人あれども左様にてはなし嗚呼あぶらざる先の名物なる事は言語を絶し筆にも盡す事あたはず今は名計名物にて道具は名物にてなき物多し上作の昔の地蔵あふられて皆失するなり惡情なきかな名人の焼きこめおく火をあぶりぬく事依之靈妙不思議ありたる太刀も今は何の靈妙もなし古人焼きこめ置く火をあぶりぬくとは焼刃やく時焼きこめたる火を又後火にてあぶれば前の焼刃やく時やきこめたる火は抜くなり火にて火をぬくとは是れ也名人の鍛うて焼刃に焼きこめおく刀の魂皆あぶりぬくなり靈妙不思議のあらざるも理なり是れ故刀の心と帯ぶる者の心不通して靈妙なし予が刀脇差百腰程打らたるに其の内もはや五六十腰ほどあぶりたる見ゆ嗚呼情なき哉あぶりて刃の上白く成る事は正身の火は消えて烟りの白く残りたるなり右焼刃に焼きこみおく火は刃あらん限りは千年も二千年も消えざるなり又焙りて火の消えたる道具は石を以て刃の上を打ち火を出して見れば火不出是れ火の消えたる故なり自然火出づるともばかゝとして黄色なる火出づるなり又焼刃の強き道具にて火を打出して見るべし常の燧よりも能き火出づるなり又紀州高野山に一燈の火消えすして山繁昌し此の火にて炊ぐ飯を食し體に納る時は善根に成るなど、云ふ武士は人々古き火五百年千年迄の火を所持する事なるに火とは知らず刀脇差とばかり心得るなり刀をふみ或は越ゆる時は罰あたると云ふは前に記す如し焔をやく時鍛冶場をきよめ誦文をとなへ刀の魂に清火を焼きこめおく故なり亦穢を忌むなり常の鐵は大なる踏だんとすれども罰あたらず是れ程大切なる儀を研屋めに火を消され靈妙もなく人を切りても切れず硬き物を切れば或はまがり或は折る是れ火の消えたるなり悲しき哉名物の道具多くすたりたるなり(以上刀劍秘寶の文なり右の刀劍秘寶を記したる大村加トといふ者は本は浪人なり生國を知らず後に松平越後守の家臣となる越後家没落の節又浪人と成りて江戸鐵炮洲に居住す元來武士にて鍛冶の工匠にはあらず生得刀を鍛ふ事を好みて上手となれり加トが鍛ひたる刀にては生牛の首を一打に切落しけるとなり加トが打らたる刀の銘には作武士大森治部左衛門尉號大村加ト慰とあり又越後幕下士大村加トとありて裏に眞十五枚甲伏作と云ふ銘も有之)

○のし付太刀
さふは柄太刀
さふは金のう
すもに金のう
て包みたるな
りうららのし
りふは太刀
のはきうら計
うす金にて包
みたるなり
公家ノ總東抄
ニ衣共總東抄
ト云フモ同意
ナリ
脇差の刀は則
守り刀なり
うかい計さし
て小刀はさし
ぬかり今はつ

一丸鞘の太刀の事太平記卷十二(公家一統政道ノ條)兵庫鐮の丸鞘の太刀に虎の皮の尻鞘かけたるを云々同卷廿一(鹽谷判官讒死の條)いで引出物せんとて金作の丸鞘の太刀一握手づから取出して藥師寺にこそ引れけれ云々同卷卅四(紀州龍門山軍の條)彌津小次郎が六尺三寸の丸鞘の太刀も捨てたりけり云々丸さやとはさやを丸くしたるにはあらず丸とは一圓の事にて金作の太刀の鞘までも金にて包みたるなり古書に金作の丸鞘の太刀とあり只丸さやの太刀と云ふ事もあり同じ事なり(丸とは一圓なり俗に總體の事をひとまるめと云ふ事も同じ事なり)一脇差といふ物は本名脇差の刀なり刀といふは及物の總名なり脇刺は隠劔とて懷中に隠して用心の爲にさす物なる故脇ざしの刀と云ふそれを略して脇さしと計云ふなり古のわざしは長サ柄ともに八九寸計にて鍔なく柄まかす今あひくちといふ物の事なり鞘のこじりを丸くするは懷中する時衣服にかゝらぬ爲にしたるなり下緒を

ばをに入れて小刀をさしてかすうかいなさい

短くする事は下緒のむすひ玉を帯の通りにおしはさみて外へ取落さぬ爲なり懐中にて脇へさし置く故わきさしと云ふなり今は脇差の寸尺を長くして鑢を入れ柄を巻きて打刀と同じ拵にして懐の外へ出してさす故古の脇刺とは大に違ひたる物になりたり古守刀といふも即わきさしなり伊勢守貞親の子息貞宗への教訓書に當世ある人を見るにわきさしとてさす是れは隠劔とて人にかくしてさす事なり云々此の教訓書は東山殿の代長祿三年に著したる書なり太平記卷十三(兵部卿ノ宮薨御ノ條)淵邊其の刀を捨て脇差の刀を抜きて御心もとの邊を二刀さ、れてとあり脇差の刀とはたゞわきさしの事なり

一脇差の太刀といふ事太平記卷四十(最勝講之時及圓諍ノ條)南都の衆徒は面々に脇差の太刀など用意の事なれば抜連れて切てか、るとあり是れは脇差の刀太刀など、あるべきを刀の字落字なるべし又は出家なれば衣の内に太刀をはかすして太刀を脇に隠して出でたる故脇差の太刀と書く歟(右最勝講と云ふは禁中にて最勝王經を讀せらる、事なり此の時延曆寺と東大寺の僧勤之其の頃は亂世ゆる兩寺の僧も太刀などは隠して持出でたるを喧嘩に抜きしなり)

一太刀打刀などは、廣きをだんびら物といふはたびら廣と云ふ詞を畧したるなり太平記卷三十二(神南合戰ノ條)山名が郎等因幡國の住人に福間三郎とて世に名を知られたる大力有りけるが七尺三寸の太刀だびら廣に作りたるを鑢本三尺計おいて蛤齒にかき合せ云々だびら廣といふは太平廣なるべし大に平く廣きなり

一銀劔といふは銀作の太刀なり上古禮式の進物には太刀銀劔をつかひしなり東鑑源平盛衰記平家物語鎌倉年中行事等に見えたり正月御的初の射手又矢開の時餅食たる人にも銀劔給はる由東山殿年中行事矢開の記等に見えたり今も將軍家御代始に大和國多武峯總代銀劔を獻す然れどもそれは白木鞘の刀にて實の銀劔にはあらず其

引出物事止重刀箱布命銀類唐物類以下輕物類云々みえた物に銀を焼き金具は銀の焼付にして皮相にこしらへ乃ち名作に用ふるはるるなり只通式

武式目追加貞和二十二年三月沙汰二日三ノ沙汰二日三ノ沙汰二日

の名ばかりなり古は銀劔にて有りしを今は略してかく白木鞘のま、獻する事に成りしなるべし又式正の時はいく白太刀と(白太刀條々聞書に見ゆ)銀劔とは同物にあらず

一錦包の太刀は錦の鞘袋かけたる太刀なり前にも云ふ如く柄鞘ともに錦をかけ堅く縫ひく、みて柄糸を巻きわたり巻をもするなり小笠原長秀記に主人同前に乗馬の時太刀をはく事錦包みは主人同輩以上へ參會の時わつそくにかけてべからず柄よりかけてはくべし太刀の柄よりかけてはくは主人の太刀なり太刀のさやより足間へ入れてはくは我太刀なり

一甲州武田信玄の軍兵の相印の爲に刀の鞘に三つ、輪を白く付くる其の輪さやを巻く故此の相印をさやまきと彼の家にては云ひしとなり是れは古腰刀を鞘巻ともさらまきともいひしとは別の事なりまきらはしき事故是れを記す

一けぬきがたの太刀と云ふは御府の太刀の事なり(一名草緒ノ太刀一名平緒ノ太刀本名壽繪野太刀ト云フ)此の太刀の目貫の形古代のけぬきを二つ連ねたるがごとし依之毛抜形の太刀と云ふ

毛抜形の目貫の圖

古代の毛抜の圖



此のうらの方に目釘作り付たる也

類聚雜要抄に見えたり

一腰刀にさすかうかいは髪搔なりかみかきといふ詞轉じてかうがいと云ふなり古代の貴賤ともに常にえぼしをかぶりし故頭の熱氣をぼしの内にいさされて頭かゆくなることあり其の時かうがいして頭をかくなりかうがいと、かぬ所はかうがいをおしまげて入れてかくなりさればまげる爲にえやくごうにて作るなり又びんのそ、けたる時もひんをかきをさむる事かうがいの用なりされば源の順が和名抄に冠帽具の部に櫛鬘を入れたり勁腕とも書くなり和名加美

賀岐とありかみがきを後にかうがいといひ習はしたるなり古實方朝臣いかる事ありて笏を以て行成卿の冠を打落されしに行成卿さわがすして主殿司に冠を取りよせうち着て守刀よりかうがいぬき出してびんかきつころは十訓抄にありぬきまの記も十訓抄によりて書き給へりれし事ねさめの記に見えたりかうがいは髪かく爲の物なり今は常にるほしかぶらぬゆるかうがいの用方を知らずして外の事に用ふる様にさまざまの説あるは皆誤なり

一鎌倉將軍の時代にては腰刀にかうがい計さして小刀はさ、ざりしなるべし曾我太郎時宗が腰刀の圖を見しにさしうらの方にかうがいさしあり室町殿の時代頃はかうかい小刀をさす事に成りしなるべし公方様御腰の物の事を宗五大双紙に書けるに御かうかい御小刀の事見えたりかうかいばかりさす事古代の風なり

一今世禁中にある晝の御座の御劔は豊後行平也(紀新太夫と云ふ後鳥羽院の御代の鍛冶なり)先年研せられしに(研セラル、事先例ナシトゾイカ、ノ故カ研セラレシナリ)本阿彌是れを研ぎたり其の賞に本阿彌は伊勢大掾に任せられしなり其の時銘あるやと御尋ありしに無銘にて候由答へ申上げしとぞ昔より無銘なりと申傳へある故わざと無銘の由を申上げたり實は豊後行平の銘明に有之由なり晝の御座とは清涼殿の事なり天子晝は此の御殿に御座なさる、なり此の御座に右の御劔を置く、故晝の御座の御劔と號するなり別殿へ入らせらる、時は内侍かの御劔を持ちて御供にさふらふなり行平の作を用ひらる、は後代出來しなるべし古代の晝の御座の御劔は亂世に紛失なごせしにや此の事酒井氏本阿彌に尋ねられしに如此物語せし由酒井氏談せられしなり(酒井飛騨守忠香武を好みし人也西丸若年寄を勤めたり)

一葬禮の供の人のさす腰刀(短く鍔なき刀の事なり)をば白絹の袋に入る、也袋と云ふは鞘袋柄袋なり白絹をきせて縫ひく、むなり室町記に將軍義量公薨御應永三十甲辰年二月廿九日於等持寺火葬の事を記したる條に

役人の事(着白直垂ナリコヒヌカウヨリワランデヲハク刀絹ノ袋ニ入ル)と見えたり今世江戸にて武家には此の事なし町人の葬禮には脇差の柄を白紙にて包みてさすはかの絹の袋に入る餘風の残り傳りたるなるべし(今世町人の刀の柄を紙にて巻くを笑ふ人あれども古風の残りたるなり)

一武雜記に太刀の帶取の事啄木は不可然候但近年啄木も進上候敷略儀にて候かんだうの帶とり本儀にて候云々此の趣にては啄木は本式に非すと聞ゆ然れども啄木本式上古より用之なり(啄木は平組の緒なり)拾遺集の神樂歌に「いそのかみふるや男の太刀もかなくみの緒して、宮ちかよはん(一條兼良公梁塵愚抄に云くいそのかみふるは大和國布留と云ふ所の名なりそこにある男を云ふなるべし古きをそへて年老いたるをいへるにやくみの緒とは太刀の帶取のくみにてしたるを云ふみやちはみやこの道なるなり)然らば組にておひとりをする事本なり啄木は略にてかんだうを本とする事は室町殿の頃の風俗なるべし(かんだうは外國より渡る物なり)

一佩太刀と云ふは常にはく太刀なり太刀にさまざま品ある故まざれぬ爲にはき太刀と云ふなり中半太刀太太刀長太刀(野太刀の事なり)などははかぬ太刀なりそれに紛れぬ爲にはき太刀と云ふなり(常にはたゞ太刀とばかりいふべし)佩太刀の長さは人の身の大小によりて腕の長短あり腕の長短相應に太刀の長短あるべし短き腕にては長き太刀はぬく事ならず自由にぬかる、位の長さを以て自身の佩太刀の定尺とすべし至極長きは三尺に限りそれより内二尺又は二尺幾寸是れ佩太刀の長さのほざらひなり

一小太刀と云ふは是れも佩く太刀なり右に云ひたるはき太刀よりも甚短きなり是れは時により短を用ひて利あるべき時にはなくなり一尺餘幾寸のほざらひなり(上つまりひくき所又はせばき所などは小太刀に利あり又ふどころにかくす事もあるべし)

一大太刀は佩太刀よりも甚長く六七尺計もあるべく是れははく物にあらず戰場へ出づるに背にわつそくに(す
ちかひに負ふをわつそくといふ)かけて負ひて出てつかふ物なりあしあるはおびとりにてわつそくに負ふなり
あしおびとりなきは別の緒にて結ひておふなり

一中半太刀と云ふは佩太刀よりも長く大太刀よりも短しはき太刀と大太刀との中なる故中半太刀と云ふ是れも
戰場にてつかふものなりはく太刀にはあらず

一長太刀と云ふは刃は二三尺計にて長き柄をすけたるなり或書に柄の長さは其の主人立ちて耳の下より足のふ
み所迄の長さなりと云ふ是れ野太刀とも長巻ともいふ戰場にて人馬の足をなくりた、き倒す物なり切る事を専
とせざれば刃を磨くに及はざるなりさやもなきなり柄を長く片手巻にまく故長巻とも云ふなり石突あり(薙刀
とは別なり)

一野太刀は右に云ひたる長太刀の事なり

一糸巻太刀は柄下金襴錦等にて巻きて巻糸は平組なり金具皆赤銅ナ、コ地なりカブト金ナルデありナルデに緒
を通す黒皮なりウデヌキあるべし目貫家の紋やきつ、つ鑿赤銅にて金襴輪をかけ葵鑿なり家の紋を金にて付くる
なり鞘黒塗家の紋を付くる也帯取の所鞘口より二ノ足まで柄にかけたる切れをかけて其の上を柄と同じ糸にて
渡り巻をするなりセメカチ三所帯取は啄木又はカンタウなりタクボクの時帯取足間にあたる所を黒皮にて縫
ひく、むなり芝引モ、ヨセあり是れを糸巻の太刀と云ふ也武太刀にて軍陣にはく太刀也

一武太刀と云ふは軍陣にはく太刀の總名なり裝束の時はく傍太刀薙繪太刀衛府太刀などに紛れぬ爲に武太刀と
云ふ

一革巻太刀(皮袋又革袋同じ事ナリ)鞘をなめし革にて包みかたく縫ひふくみたる太刀なり皮の上に金物あり
柄絞黒塗なり皮の上にわたり巻あり康富記卷七文安元年八月一日丁未八朔御禮進上宮御方御劔一腰皮袋云々那
須與一宗高が太刀今も那須の家に傳へて在之革包の太刀なり

一黒作太刀と云ふは御成次第故實に云く黒作太刀と申すは鑿もぬりつばにて候金具も赤銅にて候塗金具にても
さやはぬりざやつかはさめに候糸にても革にても巻き候まじく候おびとりはしやうぶ革だ、みて仕候なり足
間もまき候はず候是れを黒太刀と申し候

一白太刀黒太刀の事宗五大双紙に云く(條々聞書の事なり)大かたびらの事單の直垂に下かたびらの白きを腰
より上にのりをこわくして着重ねてるもんを取るなり(中略)はき候太刀は白太刀とつかさやどもに白し貞
丈云く白トハ銀ナリ銀ヲ以テツ、ムナリ)つか銀の打さめぬのあしなかをはくべし(貞丈云くぬのあしなかは
足にはく物なり蘭の足半なり)又持せ候太刀は黒太刀とてさやぬりおとしつかさめをかけて黒くぬるかなごし
やくごううけぼりけぼりなごたるべし目貫我家の紋をやきつけにすべし帯とりしやうぶ革足あひもつかま
かす是れをくろ太刀と云ふうでぬき入るべからず總じてきごしたる時太刀打刀にうでぬき入るまじく候云々

一本阿彌の刀劔の目利は鍛冶の正作か否を目利するなり此の刀は快く骨の切るや否を目利するには非ず本阿彌
の目利して極札付けたる正作物に骨の切れざるもあり是れは研屋が研く時に鐵の鍛固くてたやすく研きがたき
に依りて熱湯に浸じ又は薬火にて焙りて研ぎたる刀なり本阿彌はそれを見分くる事ならざる歎又は見分けて知
りたれども知らぬふりにて極札を出す歎なるべし又疑しき物をも禮金を望の如く出せば正札の極札を出すなり
畢竟極札は刀を賣る時の證據にする迄の事にて實用には立ちがたし切りて試みて能く骨の切る刀を賣とすべし

貞丈云く黒太刀ト云フハ柄
サメチカケテ
カズ目貫家ノ
紋付付ケル
也サヤクシ
クシヤクシ
赤銅ニテハ
コ地ナリ鑿
アフヒツツ
銅家ノ紋付
銅シヤクシ
ハ足間ニテ
ル所チ黒皮
テメヒク
也是レク
刀ト云フモ
作事也

厚ク無紋ナリ
此ノモノヘリ
カクキヲヘリ
マテ文永ニヤ
リシナルニヤ
結業ハ東山殿
時代ノ人永正
九代五月七日
卒光緒十三日
代目光緒十四
和六年三月十
二日卒光緒十

平家物語ニ云
ク小松内府評
列ノ條ニヤウ
ギタイハイ云
々又遊藝抄
云々大草體抄
丁體ニ云ク
體拜云々
庖料配

賭射ハ賭物チ
左ノ方ニツミ
右ノ方ニツミ
賭物チトナリ
右ノ方ニツミ
左ノ方ニツミ
後世ノカケリ
モ是レノカケ
リタリ

付候御小刀つかこかねくわんあり云々是れ御目貫御筭は桐同様に付けたる旨注せり御小刀桐の沙汰注さされば古代目貫と筭とハ同様にありしなれど小刀は別なるべし既に後藤家に祐乘宗乘乘其此の三代の作に目貫筭と二品揃ひたるはまゝ有りしといへり光乘より以來は目貫筭小刀三品揃ひたる品出来りしと云ふ説ありされば元龜天正元和の頃はや三所物ありしなるべし

武藝之部

一體拜と云ふ事は大的のみに限らず犬追物の體拜笠懸の體拜やふさめの體拜とも云ふなり又寶弓兵鑑には帶佩とも書きたり體拜とは射禮法式の事なり今の世正月十一日御弓場始の大的の事を體拜的といふ人ありあやまりなり御弓始場の大的と云ふ事本文なり又大平的といふ人ありいよ／＼あやまりなり大平的といふ事は一向になき名目也すべて何藝にても其の藝の式をするを體拜と云ふなり

一正月御弓場始の大的の時弓太郎乃(弓太郎トハ初一番ニ出テ射ル人ナリ此ノ號上意ニテ被仰付なり)兄矢は天下泰平の矢なり弟矢は國土安穩の矢なりされば是れを射そんじては凶事なりと云ふ説あり天下泰平の矢國土安穩の矢など、云ふ事にしへは其の沙汰なき事にて古傳の書にはなき事なりその矢あたりてもはずれても吉凶はなき事なり惣の射手六人射る事天下泰平國土安穩なるによりて其の御祝儀に射させらるゝなり御祈禱の爲にはあらず御祈禱に射らるゝを奉射の大的と云ふなり此の時射るによりて吉凶をも云ふ事あるべき歎然れどもかやうの事に吉凶をばいはぬ物なり憚るべし

一昔は賭射と云ひしを今はかけ射と云ふ賭の字をかけ物とよみてかけにして射るなり古は弓矢弦ゆかけなどをかけ物に出し後には鳥目をも出す事になりたるを今鳥目は申に不及金子などを出し體物にはかまはずしてみぐるしき射やうをして中るを専としかけ物を取る事を第一として博奕の類になりたり

一犬の時と舊記にあるは犬追物の時といふ事なり

一大具足なる射手小具足なる射手と云ふ事舊記にみえたり大具足なるとはつよき弓をひく射手なり小具足とはよわ弓にて射る射手を云ふなりつよき弓なれば矢もふとく重しよわ弓なれば矢もほそくかろし具足と云ふは射手具足とて射手の持つ道具の事弓矢を云ふなり

一馬上の三ッ物と云ふは流鏑馬笠掛犬追物なり武雜記に云く三ッ物の遊と申は流鏑馬小笠懸(口傳小ノ字除キテ可見一本小ノ字ナシ)犬追物なりしかるを近代はやふさめ稀なる間犬笠懸歩射を三ッ物と云ふなり

一步立の三ッ物と云ふは大的草鹿圓物なり柏崎といふ處に弓は三ッ物とやらんを射そへと云ふは右の馬上歩立の三ッ物を云ふ

一五ッ物と云ふは武雜記に云くやふさめ笠懸犬追物歩射に是れを五ッ物と云ふとありされども其の品四ツなり歩射と云ふは大的小的を云ふかされば其の品五ツなり又は笠懸小笠掛やふさめ犬追物歩射を五ッ物と云ふ歟

一步射と云ふは騎射に對して云ふなりすべてかち立にて射る大的小的草鹿圓物などの總名なり又奉射とは別なり

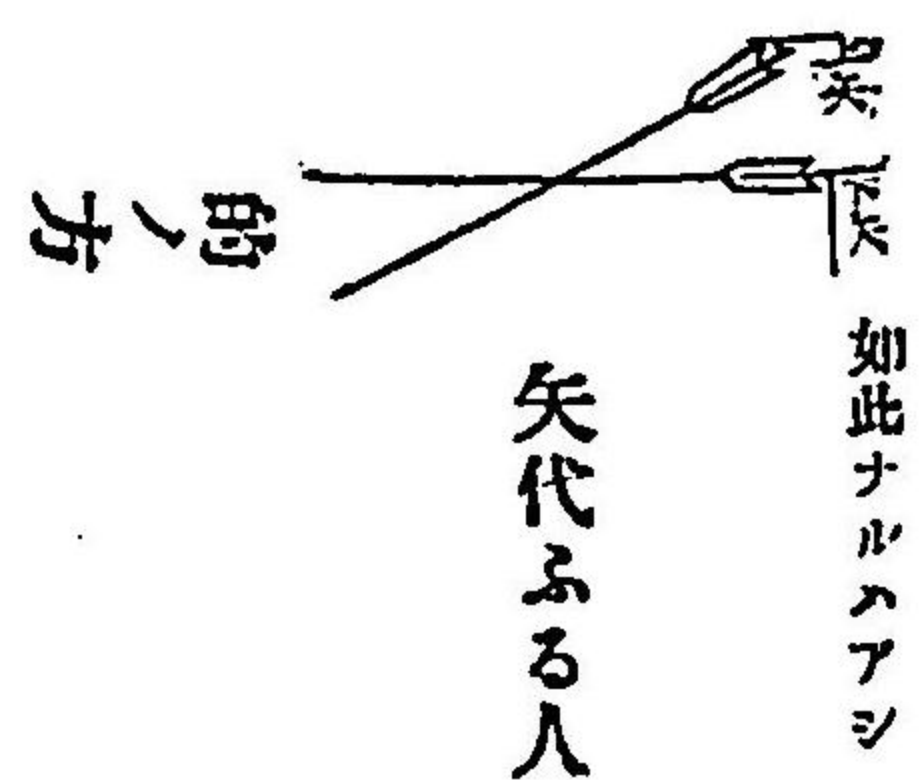
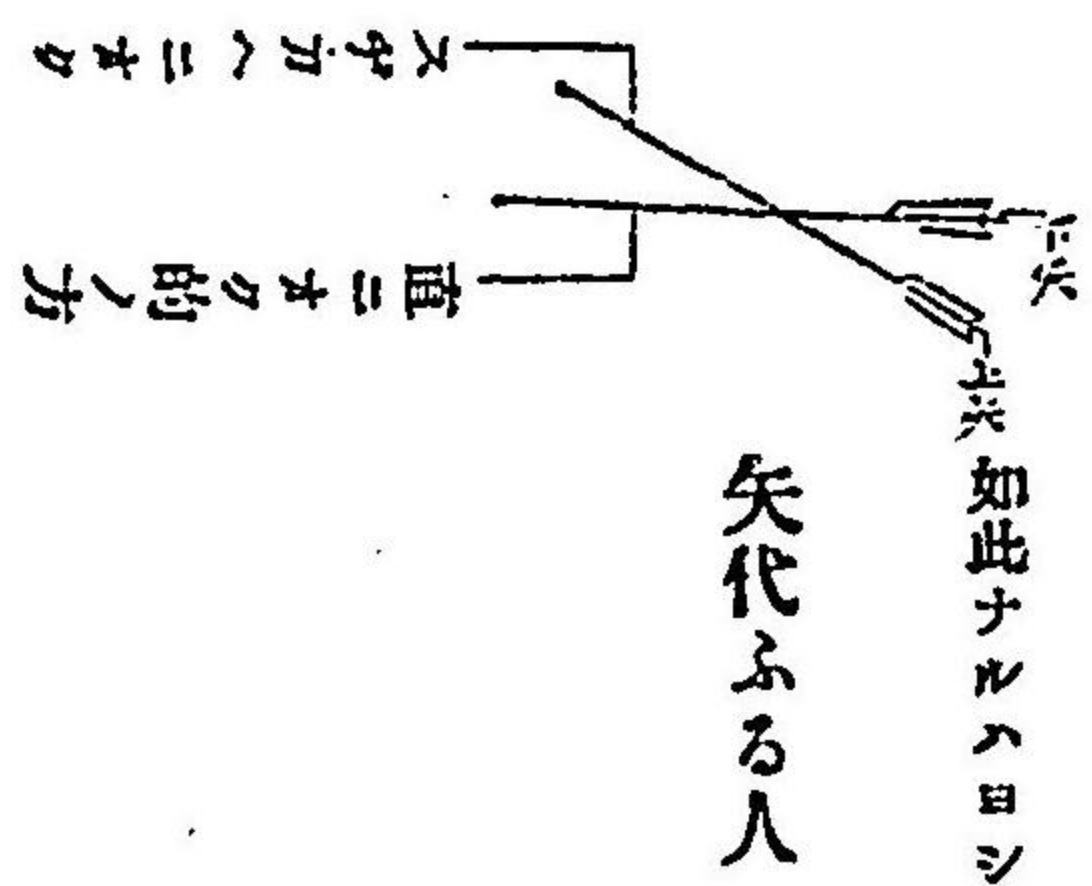
一騎射と云ふは歩射に對して云ふなりすべて馬上にて射る流鏑馬笠掛小笠懸犬追物などの總名なり何にても馬上にて射るを云ふなり享保以來將軍家にて騎射と名付けてさくりをほり挾物を三所に立てあじろの赤くぬりたる笠をきて小手むかばきにて馬をかけ足にのりて射る是れは古代なきものにて享保の將軍家の御作物也其の式を定めて小笠原家へ御預ありて諸士に教へさせ給ふなり

天子御湯を召
さる時取
鳴弦を
人取人若
云く取人若
御湯殿奉仕
源氏物語夕
ほの巻に云
しそくさし
まぬれすい
しんもつる
わづくれこ
ほせよれこ
のたきくち
りたきくち
るいさつづ
らしてびあ
あづかりが

うじのつたへ
いぬる也云々
貞丈云ク上古
ハ弦ヲ鳴ラス
ナド、云フ事
メイゲンノ法
出テ、云フ事
山伏陰陽師ナ
ドノ、云フ事
合ハヌ、云フ
好ム、云フ事
立つる甲に
矢つる甲に
からざる甲
り直に打た
り直に打た
のせて置く
圓的の事、
寸法、事、
竹、事、
一、事、
して、事、
く、事、
竹、事、
さ、事、
さ、事、
貞丈、事、
太、事、

一奉射と云ふは神事に大的を射るを云ふ射手五人なり歩射とは別なり
一的の繪に黒き輪を三重に書き真中の輪を一ノ黒と云ひ其の外の輪を二ノ黒と云ひ又其の外の輪を三ノ黒と云
ふ是れ中古以來の詞なり上古は内規次規外規と云ふ内裏式正月十七日親射式に見えたり規とはぶんまはしの事
又内院中院外院とも云ふ院の字は説文に周垣なりとある周垣とはかきをめぐらすとよみて家のめぐりに垣をめぐ
らしたる如くの面に黒く輪をめぐらすなり内院中院外院にて上中下のあたりを分けて祿を給はりし事續日
本紀の文武天皇大寶三年の紀にみえたり内規内院一ノ黒なり次規中院は二ノ黒なり外規外院は三ノ黒なり如此
三重に輪をするは上中下のあたりを分つべき爲なり後世には上中下の中り吟味なし
一鳴弦の事鳴弦とはつるをならすと書くなり上古はつるうちと云ふ堀河院御在位の時夜々おびえたまぎらせ給
ふ事ありしに義家朝臣南殿の大床にさぶらひて御櫓の刻限鳴弦する事三度の後高聲に前の陸奥守義家と名乗り
たれば聞く人身の毛よだち御櫓おこたらせ給ひしよし平家物語にみえたり是れもたつるうちにて鳴弦の法な
ど、いふ事はなしと聞ゆるなり源氏物語にもつるうちの事みえたり(夕がほの巻にあり)其の外ふるき物語な
どにあるもたつるうちの事にて鳴弦の法とて別に修法あるとは聞えず
一鳴弦と慕目は其の法別なりと云ふ説ありあやまりなり鳴弦の法と云ふは必慕目の矢にて射るなれば鳴弦の法
と云ふも慕目の法と云ふも同じ事なり又一説に鳴弦はつる打なり明顯と云ふは慕目の矢にて射る法を云ふ明に
しるしを顯はすと云ふ心なり云々貞丈按するに明顯の二字を用ふる事つるうちを鳴弦といふにまされぬ爲に文
字を書きかへたるべし明にしるしを顯すなど、云ふもむづかしき説なりたつ弦打ばかりするを鳴弦とはか
りいひ慕目の矢を持ちて行ふをは鳴弦の法と法の字を付けていふべし如此いへばまぎる、事は無きなり

一このる慕目と云ふはそのの宿直と書きてとまり番する事なりとまり番に不寐をして用心の爲に引目を射て
鳴り音をするなりたごへばいま夜中用心に柏子木を打つに同じ心なり義經記に(伊勢三郎義經の臣下に初めて
なる條)人はなき歎とよびければ四天の如くなる男五六人來る御客人をもうけ奉るぞ御用心と覺え候今宵はね
られ候な御とのめ仕れといひければ承り候とて引目のおと弓のつるおしはりなんどして御とのめ仕候半と云々
是れ義經が伊勢三郎が宿にとまり給ひし時も敵來らんかどとてこのおして用心の體をいひたるなりばげ物など
をおとさん爲にこのおして用心に引目射るをもこの引目と云ふも右に同じ心なり
一圓的の時數塚に數をさす事小笠原光清の弓の記にいふ數つかの前には昔は矢をさし數をさる近年矢の、を一
尺二寸にきり黒くぬりてたて矢數をさるはやの時矢の時は串の本的にむけおと矢の時はゆだちの方へ向けてさす是
れ一段秘事なり百手の的とも申す百手射る事歩射のならひなり猶口傳云々矢の、とは矢ほどの篠竹なりゆだち
とは射手の立つ方を云ふなり弓立とかくなり出張記に云く數つかと云ふは歩射の時かすをさすによりての名
なり弓太郎の役にして篠竹を長サ一尺二寸に切りて黒くぬりておくなりぬらぬもあるべし前後ともにかすづか
の後のきは五十ツ、置くなりはやおとやによりさし様替る前後とも同じ秘説たる間委細書載するに不及こ
となる歩射の時被用なり(ことなるとは常に違ひて規式を正す時なり)貞丈按するに弓の記に數のさし様を記
して百手の的とも申すとあり(前に記す)出張記に數の串前後に五十ツ、置くとあり合せて百なり是れも五十
手の分なり五十手濟みて又矢數の串を五十ツ、持出でて置くなるべし百手は矢數二百なり(一手は矢二筋なり)
然らば矢數の串は二百なり射手十人にて十手射るなり的大的なり百手の事挾物記にあり(百手は矢數百にて
五十手なりと云ふ説あり信じがたし百手を本とすべし)



一犬追物笠懸などの時慕目の矢にて矢代ふるをば矢代とは云はず慕目圖と云ふなり犬追物笠懸の書にあり一式の大的と云ふは規式を正して射るを云ふ

一御所的と云ふは將軍の御所にて射るを云ふ式の大的なり

一矢沙汰と云ふ事犬追物笠懸圖物のたぐひにある事なり是れは二人も三人もあたりたる時論ある時に中外を分くる事なり

一どうゆひと云ふは今のまきわらの事なり弓馬故實に云くどうゆひと云ふ事は本式にはなき物なり何とこしらへてもくるしからず大サゆひ所なども又何にて結びても不苦なり云々

一射つけの小的と云ふはつぐらに小的かけて後の方には的かはを張りて射るを云ふつぐらはあづちの代なり一つぐらと云ふはねこだと云ふ物を(わらにてくみたるむしろなり)巻きて作るなり弓馬故實に云くつぐらと云ふ物の事ねこがきして(ねこがきといふはねこだの事なり)きりくを巻きてこくちを射る物なり高サは三尺計長さは二尺計にして二所繩にて結ぶなりこれを射付とも云ふなり

一馳引と云ふ事馳は馬をはするを云ひ引は弓を引く事なり道照愚草に見えたり馳引の達者と云ふは弓馬の達者といふ事なり

トウニヒトハ
マキアラナ
ニ置キテ射ル
チイハコグ
チイハコグナリ

夫木抄ノ歌ニ
俊頼朝臣山
つたつくり
のつくり
めたるわら
れや心せは
ななくせお
もへは云々
田舎にては
かきにつく
なり

光大曰ク東鑑
卷四十五云
ク于時相州被
申云近年武
藝盛而自他門
共好之非職才
藝事已本音
家之祖可謂
馬術者追可
誠會先於密
座被召決
相撲勝負云

一相撲は軍陣の時組打の爲に武士たる者は習ひ得べき事なりやわらも武藝なれども是れは太平の時鑑着る人をとらへこぶしを以てあてみをして人をいためて勝つ術なり軍陣には鍛える故あて身をしてもいたむ事なし相撲はいためずして表裏を以て人を取りてなける故戦場の用に立つなりされば河津股野を初め古の武士は相撲をとりしなりやわらと云ふ事は京都將軍時代まではなき事なり相撲は上古よりありしなり古は禁中にて相撲の節會とて毎年諸國の防人をめして七月廿八日廿九日の間天子相撲を御覽せられし事あり江家次第に其の儀式見えたり(相撲の節會に相撲とりは立るほしをかぶり布の狩衣に短き袴を着たり年中行事の繪にみえたり土佐光長が筆なり鎌倉時代侯野河津などが相撲ははだかになり手づな計にて取りたり曾我物語に見えたり)東鑑の中所に武士相撲をとりし事みえたり同卷廿五にも弓馬相撲達者とあり同卷十九にも弓馬相撲達者とあり弓馬に並びたる藝なり

一圖的の時矢代に逆羽うつ事圖的次第に云く矢代の前へ行き弓を横たへ弦を下へなし矢の本はぎの下を右にて逆手にとりつき立て上より下へすごきおろしきか羽打つなり貴人或は其の日の賞翫の人など下矢ならばかけて置くまじ(貞丈云くかけて置くまじとは矢の上になすちかひに我矢をうちかけて置くかぬなり)脇へならべておくべき事同輩ならばかけて置てもくるしからず東矢(貞丈云く甲矢乙矢ともにあたりたるをそくやといふなり)の時は何の矢よりも羽たけのかたへ出し置くなり是れは二弓立の上矢代さか羽打ちやうなり下矢代は勝負直に知るる故さか羽打つ事なし一弓立も其の通りなり三弓立より二弓めの下矢は打つなり三弓めは是れも勝負直に知るるゆるさか羽打つに及ばず(貞丈云く二弓立トハ射手何レモ一度射テ勝負ヲ定ムル也二弓立ハ二度射テ勝負ヲ定ムル也三弓立ハ三度射テ勝負ヲ定ムル也上矢代ノ人一列下矢ノ人一列ニ射テ上矢ノ方ト下矢代ノ方ト

上總介が著したりとて末に兩人の名あり頼朝時代の犬追物を記したり大なる偽作なり近年の人の作なり不可用)又一説に日本紀武烈天皇紀に走犬試馬と云ふ事見えたり犬追物は武烈天皇より始ると云ふ貞丈按ずるに是れ犬追物に似たる事とは云ふべし犬追物の始とは云ふべからず武烈天皇は悪王にて悪行をし給ひ御心狂亂したる天子なり獵を好み給ひしに依りて犬を走らせて馬上にて射給ひしなり此の時より犬追物始りて打續きて犬追物行はれ後世迄傳りしにはあらずたゞ狂亂の遊興一時の御なくさめにてありければ其の事絶えて傳らずされば其の始とは云ひがたし實朝公の時を以て始すべしそれより絶えず行はれたり

一笠掛は頼朝の時始る由笠掛聞書に見えたれども非なり寛治六年二月八日加波多河原に於いて笠掛射させられたる事中右記に見えたり寛治は頼朝の時代よりは百年計の昔也笠掛は古よりありしを頼朝あらたに其の法式を定められしなるべし(遠笠掛小笠懸ともに始る年月詳ならず)

一弓射る時矢を弦にはげて矢筈の取様當世諸流何れも中ゆび人さしゆびを大ゆびのかしらにかけて人さしゆびと大ゆびの間にてはずをはさむなりされば大ゆびのさきに革をあつくかけて縫ひたる有り(やはらかぼうしと云ふなり)又しんに角を入れて縫ひたるあり(かたぼうしと云ひつのかけとも云ふ)是等は近代しだしたるなり古代のゆかけを見るに大ゆびにぼうしをこしらへたるはなしたゞ大指のはらに小き革を外よりあてたるあり又革をあてざるもあり革をあてたるは矢筈をつまみて射るが故なり又高忠聞書に頼朝大將の御時富士の牧狩の時久しく狩をせらるゝによりて大ゆびとくすしゆびの革につるつよくあたる間やおれたり其の時大指とくすし指ばかりをこかか(別の革といふ事なり)にてつき始められたり見えたり是れを以て考ふるに古は大指と人さしゆびにて矢はずをつまみてくすしゆびを弦に懸けて弓を引きしなりさればこそ大ゆびをくすしゆびの革につる強くあたるとはいひたれ古き繪にも矢筈をつまみて引く體にゑがきたり今のごとく人さしゆび中ゆびを大ゆびの頭にかけて引く體は古書には見えず今世の如く人さし指中指を大指の頭にかけてひけば矢筈もぢれてはなる、故矢行くるふ事ありさればもぢれる様にはなす事を修練する故はなれの習ひむづかしきなり古のごとくつまみはなせば矢直にはなれ行くゆる矢行くるふ事なき理あり後代今世の弓の師匠は三十三間堂を通す事を目當にして指南する故我が力量に勝りたる強弓を引く事を専とする依之大指にぼうしと云ふ事をこしらへ出してそれにて強弓を引かんとするゆる人さしゆび中ゆびを大指の頭にかけて引く事をし出したるなり古は三十三間堂の通矢もなく各力量相應の弓を用ひて不相應の強弓を無理に引く事はなかりしなりされば矢筈を取るに人さしゆびをかゝめ大指を合せて矢筈をつまみくすし指を弦にかけて引きしなり今世の人は如此しては引きにく、思ふべけれども古代は如此初學の時より引きならひたれば引きにくき事あるべからず此の引きやうを再興すべき事なり(強弓を無理に引けば弓に引きたてられて我身のかまひくづれて矢勢よわく矢行くるふなり弓を我物にしてひかざる故射方少しも調ふる事はなきなり)

差矢ハ古代ナ
馬放實ニ云ク
當世(天文永
隆ノころ也)
さしゆびなど
やらんちう矢
は制の限にあ
らず云々

一軍陣の時氣をみると云ふ事有り氣といふ物は雲にもあらず烟にもあらずして敵身方の人數の上に自然と立ちのぼる氣なり此の氣に様々の形あり吉凶あり是れを見分くるを大秘傳として唐日本ともに軍法の書に載せてあり傳授を受けたる者の目には見え傳授受けざる者の目には會て見えすと云ふ貞丈云く是れ實に如此なる事あるにはあらず敵の心をくじき身方の軍兵の心をいさましめんが爲に氣を見るとなづけて高き所にあがりて見わたして吉凶をいふ事あり實は氣も吉凶もなき事なれども如此事を古よりいひふらして傳授をも受けて信仰する體にて習置きてまさかの時に謀の種にするなり右は日取方角吉凶の傳と同意なる事なり眞實の見様の秘傳は人の

心氣なり孫子の兵法に三軍は氣を奪ふべし將軍は心を奪ふべし是の故に朝の氣は銳にして晝の氣は惰り暮の氣は歸る其の銳なる氣を避けて其の惰り歸るを撃つこれ氣を治むる者なりといへり是れこそ氣をみるの秘傳なり城攻にも籠城にも合戦にも平日の上にも此の道理ははなるべからず(三軍とは前軍中軍後軍の總様の敵の軍兵なり軍兵の勇氣をば奪ふべきなり奪とは取りひしぐ事なり將軍は總大將なり大將をば心を奪ふべし心を奪ふとは心を盡して折角たくみたるはかり事の案に相違して其の謀の用にた、ぬ様にあてがふなり人の氣を三段にわけていへば初におこる氣は朝の氣の如しいさみ進む故銳なり中比の氣は晝の氣の如し氣怠り屈してたるみ出づるなり後の氣は暮の氣の如し一向進みなくなりて退き休む氣になるなり然る間初のするどなる氣をばよけて相手にならぬやうにして中比氣のたるみたる所と後の進みなく退く氣になりたる所を撃ちてか、れば必勝利なり如此するを氣を治るといふなり敵の氣を我が物にする心なり則是れ奪ふといふ者なり畢竟は敵の氣の實して盛にはげしき所をばよけて相手にならず敵の氣虚になりたる所を打つてか、る義なり)

一軍陣の日取方角の吉凶の習を軍配の傳授と云ふも是れ又氣の傳授と同意なり根本日にも方角にも吉凶はなきなり凶日凶方にても善事をすれば吉となる吉日吉方にても惡事をすれば惡となるなり然れども軍配の傳授といふ事は敵の心をくじき身方の心をいさましめんが爲の謀の種にするなりされば古の名將日取方角を用ひたる事あり破りて用ひざりし事も有り唯其の時々の機によりてなり孟子に天の時は地の利に如かず地の利は人の和に如かずといへり(尉繚子にも此の事あり天時とは日取方角の吉凶風雨寒暑坏の事なり地形の高低峻易山川等の事なり人和とは諸軍兵の大將に和合して心を一にするなり天時の吉凶をえらみ風雨寒暑のたすけを用ふるも地利を得て足場用害のよろしき程のたのみにならざるなり地利のたすけを用ふるも軍兵和合して死ぬ事を恐れず大將に少しもそむかず忠儀をつくすべしと思ひ合ひたる程のたのみにはならざるなり人和と云ふ事は軍の根本肝要なり)

一軍陣の時立願祈禱加持守符夢想託宣祥瑞妖孽占筮是れ等の事も敵の心をくじき身方の心をいさましめんが爲の謀に用ふるなり名將は是れ等の事を用ひながら深くたのみにせず恐將は是れ等の事を深くたのみにするなり名將は謀のために神佛を仕ふ事あり恐將は謀つたなくして神佛につかはる、なり(神佛をつかふといふは謀の爲に事をまふけて夢想なり託宣なりなど、いひふらし神佛の名を借り用ふるなり此の類を神佛をつかふと云ふなりかやうの謀は大將と一味同心の者ならでは其の事をなす事叶はずされば腹心の士とてかやうの事の相手に成る人を常に見立て置くなり)

一軍陣の吉凶の事大將の才智明に器量大にして行儀正しく武道を專にして憐愍の心深く諸軍勢大將に親しみなつき上下和合して死を輕んじて忠儀の心をはげみ城陣屋等の用害きびしく堅固にしてすさまじく是れ等の事味方にあらば身方の吉なり敵にあらば敵の吉なり又は大將の才智闇くして器量小く行儀正しからず武道にうとく憐愍の心少しもなく諸軍勢大將をうとみ上下和合せず臆病にて不忠不儀の下心あり城陣屋等の用害堅固ならずすさまじく此れ等の事身方にあらば身方の凶なり敵にあらば敵の凶なり此の吉凶は違ふ事無之

一古代狩といひしは鹿狩の事なり中古以來狩の作法絶えたり多賀豊後守高忠が狩詞記に狩の事少しみえたり用害記にも見えたり狩裝束の事は裝束の部に記す(曾我物語に狩の事所々に有り)

一矢目にきりと云ふ事あり前の矢目へ後の矢の入る事をきりと云ふなり雉もみしたる穴へ射こむ心なるべし曾我物語八の巻源太としげやすが鹿論の條に云く鳥山六郎しげやすはせならべてはなつ源太が矢目をばきりまで

弓馬故實に云
くしのしるむに
さふふ事暮に
成りたる時う
ら表へなして
立つるを云ふ
は此の時を云
ら此の時を云
ふなり小の時
は射る時に候
こつらに候
心なり

ぞ射たりける(中略)矢目は二ツもあらばこそ一二のらんも有るべけれ景季もまさしく射つる物をとてみれば
げにも矢目は一ツならではなかりけり云々是れ梶原が射たる矢目へ島山が矢を射こみて鹿を我射たりとて論
に及びしを云ふなり揚弓の的の穴へ矢を射こみたるをきりと云ふも右に同じ心なり
一ねこづらと云ふ事は小的を射る時にあり武田流小的の書に云くねこづらと云ふ事暮に及び的の繪たしかに見
ゆる見えざる程の時分を云ふなり猫のつらは何としてとすぐにならずあふのくものなり依之的の繪見えにくき
時分になりて的を常よりあふのけにして射るなり扱あふのけにいたしても見えにくき時分をねこづら過ぎてと
云ふ儀なり是れ等の儀は殊に古實なり無左右口傳するまれなるべし云々貞丈按するに猫のつらは何として直
にならずあふのく物なりとはしひて理を作りたる説なるべし猫のつらの常にあふのきて計有るものにあらず小
的を少しあふのけて立つるをねこづらと云ふはねは寐なりこは小なりつらは的の面なり少し的をねせてあふの
けにする故寐小面と云ふなり
一弓を射る時左の手をおし手といひ右の手を右手と云ふは古はかつてと云ふ詞聞えずひき手と云ひしなり夫木
集卷二十に柿本影供百首後九條内大臣「あつさ弓ひきての山のはと、ぎす雲を宿とやおしているらん」と云ふ
歌あり上に引手と云ひて下に押手とよめり
一的の日記にあたり付をするに今は星をくろくするをばはづれとし白きま、にて置くをあたりとするなり室町
將軍の時代より右の如く大的の書其の外舊記に見えたり然れども鎌倉將軍時代にはあたりを黒くはづれを白く
して置かれしなり東鑑卷四十九正元二年庚申(宗尊親王ノ代)正月十二日於濱有御的射手之試其時之日記に
早川次郎太郎 ●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●● 九

澁谷左衛門太郎 ●●●●●●●●●● 八

右の如くあたりを黒めたり右之節射手十三人ありあたり付何れも黒し右二人之外略之東鑑を見て知るべし
一弓場を弓杖にて打ツに一枚二杖と云ふは常の事なり一ふくら二ふくらとも云ふなり小笠原殿聞書に見えたり
用害記にもみえたり
一競馬と書きてくらべ馬ともきそひむまともさほひ馬ともこまくらべとも云ふなり是れは馬場に埒をゆひて二
騎ツ、乗入れて遅速の勝負をあらそふなり鉦鼓に隨ひて二騎一同に並びて馬をせ出すなり馬場末に標を立て
此標をはやく乗り越えたるを勝とするなり標とはしるしに木を立置くなりし木とも勝負の木とも云ふ競馬
は公家に専ら行はれて武家には行はれざりし但し鎌倉頼朝卿の代にも鶴岡八幡の祭には毎度に競馬有りし事東
鑑に見えたり作法公家に故實あるべし
一十列と書きてとをつらと云ふなり又馬をさとも云ふなり馬長と書くなり十騎ツ、乗る事なり又走馬とも云ふ
是れも競馬の類なり作法詳ならず是れ又公家に専ら行はる武家に行はれず但し頼朝の代には鶴岡八幡の祭に毎度
被行なり東鑑に見えたり文永八年毎日一首中爲家卿哥に「ちはやふる神のゆふしでひきかけて今日はことなる
とをつらのむま」(十列は多くは神事に用ひられしなり)
一やぶさめと云ふ名はやばせむまの略語なりやとは矢なりはせは馳なり馬をはしらする也馬を馳せながら矢
をはなつ故やばせむまと云ふなりやばせむまといふ事を略してやぶさめと云ふなりはトふト五音相通するなり
(ハヒンへホ通音なり)セトさ五音相通するなり(サシネセン通音なり)又むまと云ふ詞を略してまとばかりい

角走トアルモ
代馬ノ本也三
走馬又競走馬
ト横日本紀ニ
アリ
競馬ノ作法今
マ詳ナラズ
ニテ實茂ノ説
馬今ニタエズ
アレドモ只カ
タバカリツリ
タリトゾ

ひまご云ふ詞を轉じてめと云ふなりまごめ五音相通するなり(マミムメモ通音なり)又やはさめとも云ふも五音相通する故なり(ハヒフヘホ通音なり)又云く馬を馳せながら矢をはなつをやぶさめといはゞ笠懸犬追物をもやぶさめと云ひてもくるしからぬやうなれども上古の騎射は笠懸犬追物はなくてやぶさめばかりなりし故其の時代にやはせむまご名付けしなり後にやはせむまご略してやぶさめと云ひしなりやぶさめは上古より有りしなり

一やぶさめと云ふ字は流鏑馬と書き來たれり文選の中に張衡が作りし西京賦に流鏑^{ウツカキ}擲^{ウツカキ}あり(擲擲ハ矢ノ物ニ中ル音也注見ユ)流鏑の二字右の西京賦に出でたり西京賦の流鏑はやぶさめの事を云ふにあらすたゞ鏑矢の飛ぶ事を流鏑といひたるなり流の字は飛びはしる意なり天の星の飛ぶを流星と云ふに同じ心なりやぶさめは馬を馳せながら鏑矢を飛ばす故流鏑馬と書きてやぶさめとよませたるなり流の字を水の流るゝ心に見てもよし又射手の拳のよりの方へ矢の流れ行く心に見るもよし

一流鏑馬の作法は既に室町將軍の比には斷絶したり(信景問答に見えたり此の問答は永祿年の記なり)享保年中有徳院様流鏑馬御再興有るべき思召にてありしかども其の式詳ならず依之諸家并諸國へ御尋ありて諸方より傳へ來れる趣を書記して献上しけるを浦上彌五左衛門と云ふ人に被仰付右の書共を書きあつめさせられ流鏑馬類聚と云ふ御書物出來たり其の書の内にて彼是れ御考を付けられ新にやぶさめの式を定め給ひて

浦上彌五左衛門有徳院御供したる御書物なる

當將軍家治公御誕生御祈の爲に元文二年二月武州高田村の馬場にて穴八幡へ流鏑馬射させて奉り給ひしなり其の式は小笠原平兵衛(後に出羽守)にあづけさせ給ひ諸士に指南させられて後も度々張行させられしなり流鏑馬比は小笠原縫殿助もやぶさめ張行の事をうけ給る事になりしなり(小笠原平兵衛は騎射の事を司り小笠原縫殿助は歩射の事を司らしめられしが今は縫殿助も騎射の事をつかさどるなり)

一信景問答に云く流鏑馬日記此の二百年も退轉の間中々不能返事云々(此ノ書永祿十年ノ奥書アリ信景ハ武田信景ナリ)

一今の世に騎射といふ物は享保の初の頃有徳院様の始めさせられて諸士に命じて射させて

上覽ありしなり其の式は小笠原平兵衛に下し給りて彼家にて司り諸士に教ふる事に成りたり其の式流鏑馬に似たり地にさぐりを掘りて其の中を馬を馳せて射るうす板のはさみ物を的に立つるなりの間さぐりより三杖(はづし弓づえなり)也其の藝の上達に隨ひて或は五杖七杖にもなるなり上達の者は行勝を御免にてはくなり射様は鞍の上を立てすかさずして居鞍にて前へ身をふせむねより上をそらして三所簾のぬり弓神頭にて射るなり馬場本より馬場末に至る迄さけぶごどくに聲をかけつゝけて射る事なり矢所はいつもおしもちりばかりを射るなり古の流鏑馬笠懸犬追物などは皆鞍の上を立てすかして射るなり聲をかくる事なし行勝は御免の沙汰もなく誰々もはさし物なり矢所はおしもちりに限らず能がとおもふ通りにて射るなり少弓さおくれたる時はおしもちりをも射るなり

一今の世正月十一日御射初の御規式も享保年中

有徳院様御再興ありしなり此の事室町將軍家の代に有りしが其の後絶えたりしを

有徳院様古の射禮の書を御覽御吟味ありて其の書の式をわざにうつせられ御扨從衆などに射させて御覽ありて段々に御好みの儀どもありて度々御改め有りて終に成就して其の式をば小笠原縫殿助に下し給はりて彼家にて

たる物なり

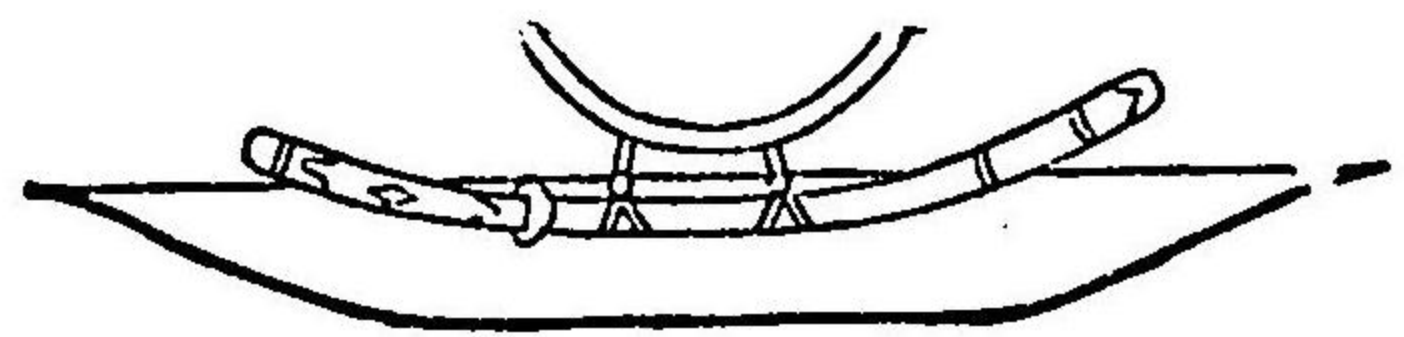
一式の大的と云ふは將軍家にて正月御射場始などに規式を正して射るを式の大的と云ふなり（今世體拜的又は太平的など、云ふは誤なり古代會てなき名目なり）

一式の大的の時第一番に大前に出でて射る人を弓太郎と云ふ扱幾番も射て總の終りのうしろ弓をせきのうしろと云ふなり

一近世弓の師匠などのいふをきけば弓をつかさどる役人を弓太郎といひ矢をつかさどる役人を矢太郎と云ふ大にあやまりなり弓太郎は右にいふごとく第一番の大前の射手を云ふなり弓奉行の事にはあらず矢太郎といふ名目古會て無之事なり笑ふべし

一庭訓往來に三々九手扱とある三々九の手扱との、字を入れてよむは誤なり東鑑に三尺手扱八的を三流の作り物と記したり同書に三々九ともあり三尺と同じ事なり三尺もサンザウなり三々九もサンザクなり三流の作り物皆騎射に見ゆ

一凡馬上にて弓射又は鎗太刀等をつかひ又は組打等するにすべて馬上の働に鞍を敷くに常の如く體を鞍の上に眞一文字に敷きたるは弱し其の時は左を前へす、め右を後へしりぞけすぢかひに鞍をしけば鞍の上しまりて強し立ちすかさずしてありのとわたりを鞍につけ居鞍にし右の如くすぢかひに鞍を敷くべし顔をば眞向に直に見るべし是れ享保年中阿蘭陀國のケイヅルといふ馬の達人齋藤三右衛門に相傳の秘事なり（齋藤三右衛門は御馬屋預りなり享保年中にケイヅルを江戸に留めて 將軍家の仰によりて齋藤三右衛門ケイヅルが弟子になりて馬術を傳へ受けたり）



一鍛着たる時も又は鍛きざる時も弓持ちて馬に乗る時弓持ちたる手のあけたき時は弓を太刀に懸くるなり弦を太刀の足の所に外よりあて、つか頭とさやじりどにて弦をせかせて置くなり弓落つる事なし此の體後三年合戦の繪にも見えたり又新羅三郎義光馬上にて笠をふく體をかきたる古書にも見えたり上の圖の如し（太刀をはかざる時は弓をうしろへ廻しうらはすは左本はすは右になして弓のつるを尻の下に敷くなり弓を敷く事有るべからず弦を敷くべきなり諸書當用抄にあり

一圖的に落と云ふ事有り或は睡と云ふ事有り總て矢代ふるには矢二ツ重ねかけて置くなり人数半なれば矢一ツあまる其の一ツをば一ツ置きて是れを落と云ふ（此の射手は一手中なれば四本中になる也）弓禮秘傳書に云く（武田傳來の書小笠原淨元の記）落を睡と云ふ事當流には無之いつもと落と云ふ也落兩人好む時は上矢の落下矢の落と云ふなり元來睡と云ふ事は見物の中に古射手など有之て一座の興に老いて弓をひかれず見物もうらやましさらばせめてはねむり也とも仕

らんとて何にてもしるしを出し候を睡と申すなり圖的開書に云く圖的の時ねむり立つると申す事は本式なき事なり其の時は他に當りの有る時總の射手から一分づ、料足を取るなり是れは射手でなき人見物などする人のする事なり一向の略儀なり云々圖的の次第に云くねむりの事は是れは射手の外見物人などの内より或扇或草木の葉など持ちて組合ふものあり其の時は先矢代を右の方に置き其の物を取り矢代の如く交合する體を下矢代にふり置きさて右の矢取り始のごとくませ合せて矢一本ツツぬき右の物の上へふりかくるなり何本にても右の通りしかし五本より過ぐべからず一人にて矢代と一ツにふる事もあり若上矢代にふりかくる事ありとも下矢代になすべき事又云くねふりは落と同前一本當りは二矢二本中りは四矢なり云々

追考東山殿ノ
比記セシ政願
流ノ櫻秘記ニ
云々鳥狩ノ事
勢ノ大體記シ
ノ事アリ比鳥
都將軍ノ比鳥
ハ追鳥狩アリ
シナルニナリ
東經廿六ニ云
ク於四御堂手
續ナハモ手打
ナニナリ

て砂をもち並べて教ふる事ありそれより後に謙信流楠流橘流（是れも楠流なり）張良流樊噲流其の外何流彼流
出来たり軍者と云ふ其の軍者の説戰場を踏みて見ざる者共にて壘の上の料簡にて作りたる事多し甲冑其の外武
器の類利方と云ふ事を専として古代の制作を改むる事多し皆壘の上の料簡なり信用しがたき事どもなり
一犬追物にこぶしがためと云ふは射方の事にてはなし犬追物の半ばに馬場にて馬上ながら酒のむ事を云ふなり
一中物と云ふ事式の挾物（前記ス）四年（折敷ヲ四ニ切ルナリ）草木の葉匏貝沓等を立て、射る事なり後鳥羽
院宸記に射中物（注に）折敷割等とあり
一弓射る時矢を發つに聲をかくる事は古代會てなき事なり近年射藝の師匠家にては專聲を懸くるなり是れを矢
聲とも詰聲とも云ふ此の聲何の益なきなり矢の助にもならざるなり聲を懸くる事は三十三間堂の通し矢より起
りたる事なり聲かくべからず

一追鳥狩の事今將軍家にて行はる、は雉子の居る野原を馬にてはせめぐり六尺計の竹杖にて馬上より打殺すを
追鳥狩と云ふ此の名目古代聞えず追鳥狩は古代のふせ鳥の遺る物歟古代のふせ鳥は野中に雉子うづらの居るを
馬上にて乗廻し射るを云ふなり西土にも是れに似たる事あり傳咸款冬賦序に曰く子曾透會登北山于時中冬
之月云々追鳥の文字此の文に據る歟
一打毬の事淳和天皇の承和の頃又村上天皇天曆の頃花山院寛和の頃行れし馬藝なり打毬に二品あり騎馬の打毬
と歩行の打毬あり是れは朝廷にて行はれて武家にて行はれし事舊記にみえず朝廷にても久しく絶えて詳に式傳
らざりしを享保年中將軍家に式を御作物に被遊しなり淳和天皇承和元年五月戊午御武德殿令四衛府馳盡種
々馬藝及打毬之態（續日本後紀）村上天皇天曆三年五月廿一日於二條院有打毬（扶桑略記）花山院寛和二年

五月卅日天皇出御南殿二打毬一番長以上各十人左右近衛左右兵衛官人并廿人為二番皆着褐冠立南階前一
右大臣兼家公玉打毬出庭中二之間皆競打之乍二番左勝（本朝世記）村上天皇康保二年六月七日於弘徽殿有
競馬事次作物所立毬童（步行）進列立藤原口投毬子十度右勝（西宮記）西土にも打毬あり劉向別錄に云く打
毬昔黃帝所造本因兵勢而爲之云々惠琳音義引字書に云く打毬皮丸也或步或騎馬以杖擊而爭之爲戲也云々
倭名抄に云く雜藝類打毬（音求師說云萬利字智）毛丸打者也毬杖辨色立成云骨擲（打也）打毬曲杖也とあり
一のおき事と云ふ事遊佐河内守長教（天文永祿の人）が小文に云く
來十六日的相催申候おき事候條御家中射手被遣可被下候

筒井殿 御宿所

と云ふ古案ありおき事とは詳ならず然れどもかけ物を置きて射る事をおき事などいひし物なるにや今世に云ふ
おき事とはかはるべし則くじまの畧式にて射るなるべし且くじのごとく相手を定めて射るにてはなくして
たゞ登人宛の中りにてたかひにかけ物をとるを云へるなるべき歟

貞丈雜記卷之十二終

貞丈雜記卷之十三

馬之部

一馬のたけは四尺を定尺とす四尺に一寸あまるを一寸と云ひ二寸あまれば二寸と云ふ以下是れに准じ知るべし
 四寸より七寸迄寸はの字をすんといはず四寸 五寸 六寸 七寸よきいつきむきな、きといふ也寸の字をきともよむなり扱八寸九寸を
 ば八寸九寸と云ふなり九寸にあまるをば長に刺と云ふなり三尺九寸あるをば加へり一寸と云ふなり馬のたけ
 をさす物を尺さしと云ふなり尺杖とはいはぬなり弓握記（一名弓馬秘書）に見えたり（尺さしを馬の肩の通り
 に立てしゆみの髪の所に横に木をあて、寸をとるなり）

一馬の五性十毛の事青あし毛は木性なりくり毛ひばり毛は火性なり鹿毛かす毛は土性なりつき毛かはら毛は金
 性也黒毛二毛は水性なり是れをそらに覺ゆる歌あり「青あし木くりとひばり火鹿毛かす土つきかは金に黒二毛
 は水」此の二毛は猿毛鼠毛の事を云ふ也右の五性十毛はあまねく世の人の知る所なり尺素往來に云く凡草毛青
 雲雀毛木性馬鹿毛栗毛火性馬霞毛駁土性馬鶴毛目皆色金性馬隲毛黒水性馬云々前の五性十毛とは少し違ひた
 り

小笠原大双紙
 御前にて馬尺
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より
 の髪の上より

一前に記す五性十毛に限りたる事にはあらず馬もさまざまあり赤み強きは火性とす（赤は火の色とするゆゑな
 り）青み強きは木性とす（青は木の色とするゆゑなり）黄み強きは土性とす（黄は土の色とする故なり）白
 み強きは金性とすなり（白は金の色とする故なり）黒みのつききは水性とす（黒は水の色とする故なり）前
 に記す十毛の外の毛色皆是れを以て性を定むべしとへば鹿毛は土性と定むれども黒鹿毛の色黄色よりも黒み

の方つよくは水性と定むべし黒みよりも黄色の方つよく見れば土性と定むべし何れも色の強ひて濃きを取りて
 五行に（五行は水火木金土なり）當て定むべし

一雲雀毛火性かす毛土性不審の事はれも大坪流傳書に云く五性十毛の事馬かたの秘傳一木性はあし毛青毛一火
 性は栗毛雲雀毛一土性は鹿毛かす毛一金性は月毛河原毛一水性は黒毛鼠色佐目好玄曰く（齋藤安藝守なり大坪
 流ナリ天文年中比ノ人）此十毛は多賀豊後守（高忠ナリ）國忠（好玄が曾祖父齋藤備前守ナリ法名芳蓮）が日
 記に儘に如此候二毛さる毛の説も同口傳なり好玄曰く雲雀毛火性と候は不審に存じ候そのゆゑはかす毛とひば
 り毛とは此の二毛何れの馬にもさす毛にて候へば性は有るまじくと存じ候（さす毛とはさし毛なりまじりては
 へるなりかす毛はかすり毛なり霞毛と書くなり）

一馬に五性を定むる事は物いまひにていふ事なり陰陽師の相生相尅の説を以ていふなり相生とは水生木木生火
 火生土土生金金生水也たとへば水性の人は金性の毛色の馬を乗るべし馬よりして乗る人を生ずる道理なり（此
 の外准じ知るべし）相尅と云ふは木尅土土尅水水尅火火尅金金尅木也たとへば金性の人は火性の馬に乗るべか
 らず馬よりして乗る人をそこなふ道理也（此の外准じ知るべし）貞丈云く馬の性は遠所に行くを以て馬の性とす
 るなりたとへば鼠を取るは猫の性なり曉に時をつくるは雞の性なり盗人を吠ゆるは犬の性なりといふが如し人
 を乗せて健に遠路をゆくは馬の性なり此の外に馬の性と云ふ事有るべからず毛色を以て五性をいはゞ人にして
 は顔色白きは金性の人顔赤きは火性の人色青きは木性の人色黒きは水性の人色黄なるは土性の人と定むべきや
 笑ふべき事なり馬の五性上古には沙汰なし中古以來物いまひにていひ出したる事なり用ふるにたらず

一二毛と云ふに二品ありふち馬は二色の毛なる故二毛と云ふ二毛はにげると云ふ詞に似たる故武士は二毛馬に







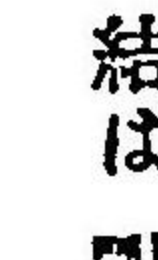

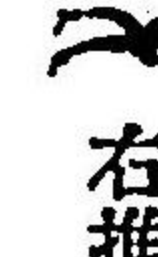




平家物語卷之
 五に云く馬落

はにげの馬に
ぞ乗りてける
上はしりかい
しめていはい

乗らぬなりさればぶち馬をば引出物にも用ひざる由大内義興の間條返答の書に見えたり又書札雑々聞書に二毛と云ふ事兩説也猿毛ねすみ毛似たる物なりとあり是れは猿毛に鼠毛が似たる故ねすみ毛の事を似毛と云ふなり似たる毛と云ふ事なり似毛の事を二毛とも書くは同じ詞なる故文字の吟味もなく二毛とも書くなり黒毛二毛を水性の馬と云ふ此の水性の二毛は似毛なりうす黒き故水の色は黒に當るを以て水性と云ふなり又大坪流の傳書に高忠(多賀豊後守なり大坪門弟也)が秘傳書を引きて云く二毛とは似たる毛と書き候此の秘傳はさる毛に似たるによりての事と云々見知る様は毛色のやうは同じ様なりへのこの赤きはさる毛と云々毛かはるなり(以上本文なり然ればへのこの赤きは猿毛へのこの黒きは鼠毛なり毛かはるなりとは毛の分別あるを云ふ)又同書に云く同相傳に(高忠傳也)に毛と云ふに又色々ぶちあいのゆきあひたるやうなるをに毛と云ふ是れをば文字には二毛とかやうに書き候と云々此のにけなご申す事を陣にきらふなり

一古の武士は馬に乗るには必沓をはき弓を持ちたり常々何方へ行くとも如此なりされば舊記に弓杖つきて馬に乗る様馬上の弓の持ちやうあり又貴人に合せて下馬して沓をぬく禮あり古は弓持たずして馬に乗るをば人見てわらひしとなり

一馬を乗るにかくを入るといふ其のかくの字は角といふ字也鏡のふちの四角なる所なりそれにて馬の胸を打つゆゑかくと云ふなり古はかくを入るといひしを今はかくをあてるかくをくれるなど、云ふ人あり雲霞集に足の大ゆびをはりて鏡のかくをふむべしとありかくとは鏡のふちなりふむ所也一説にかくは脚の字なりといへども用ふべからず角の字を用ふべし

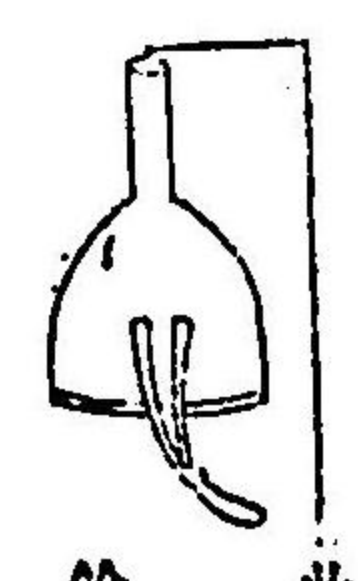
一馬の印と云ふ事舊記にあり馬のかねとよむべし馬のびわも、に(ひわも、とは馬のあどあしのもの、の事なり琵琶の形に似たりひらも、ともいふ)やきがねの印をおす事なり此の事上古よりある事なり合第八(合は書名なり文武天皇大寶元年に撰ばれたる書なり)厩牧令曰凡在牧駒順至三二歳者毎年九月國司共三牧長一對以官字印二印左臍上二云々義解曰謂股外爲臍云々此の心は牧にある(牧とは馬牛をかふところなり)馬の子牛の子二才になるをば毎年九月其の牧のある國の國司と牧をあづかる役人と共に牧に行きて官の字の焼印を馬牛の左の股の外におせと被仰付たるなり扱官の字の焼印ある馬牛は天子の御物に上るなり後世に及びても馬の股外に色々の焼印をおして馬の品位をわかつなり舊記に見えたる印の名品々ありされどもつまびらかならず先翠柱といふはことごの形  如此歟菴と云ふは  如此歟雀は  目結は  輪違は  引兩は  四目結は  丸は  遠雁は  右推量を以て其の形をしるす大方如此なるべし此の内遠雁  是れは舊記に繪様あり又鹿笛と云ふは狩人鹿を寄する爲に吹く笛なりその笛の形を印にしたる成るべしつくさびと云ふは詳ならず下山と云ふも詳ならずもし山形と云ふ物は  如此の類歟金鑿と云ふは舊記にかねほる道具なり繪やう不見知也と有り詳ならず金をほる道具の形なるべし兩雀と云ふは兩の股に雀をおしたるなり是れを兩印といふ雀目結とあるも雀と目結と兩印なり松皮は松皮ひしなるべし  如此歟三日月は  如此歟舊記に松皮三日月不見及とあり(印の名書札の部に見えたり)一舊記に馬の印を記したる條につくさい金鑿かねほり道具なり繪やう不見知なりとあり(馬具寸法書札并に雜雜聞書等の書に見えたり)つくさいはつくさいともいふなり同じもの也職人盡歌合に金鑿の哥に云く「なかむとてこかねもほらぬつんさいのさびてぞ見ゆる秋のよの月」判の詞に云く左歌月みるとて金ほらぬはつんさい

光大曰く尺素
往來に云く俱
自來州印
郡到北ノ方
飛雀者折雀
此内羽折雀
雀下二ツ遠
文々字有遠
引益丸等者
以一疋之蓄
德一疋之蓄
下彦一疋之
所御一候者
ケ御一候者
秘藏一平云々

のさびたるらんことばり叶ひて聞ゆつんさいとは金ほる具足にやとあり（具足とは道具と云ふ事なり）扱右の金堀の形を土佐光信が繪がきたるには金ほりがひざのもとに 如此なる物を繪がきたり是れつんさいといふ物なり（按するにつんさいをつくさいといふもあやまりにはあらざる歟ウクスツヌフムユルウと五音通するなりつくともつんともかよふ成るべし）

一馬の印に鹿笛といふ形あり鹿笛は狩人が鹿をあつむる爲に鹿のなく聲をまねて吹く笛なりその形を鐵印にして焼きて馬の股におすなり

鹿笛



此の所を吹くなり
鈴の口のことし



馬ノ印ニハ如此ノ形ナルベシ

木にて作るなり傾城のはきたるあしだにて作りたる笛をふけばよく鹿の寄るといふ事つれく草にみえたり

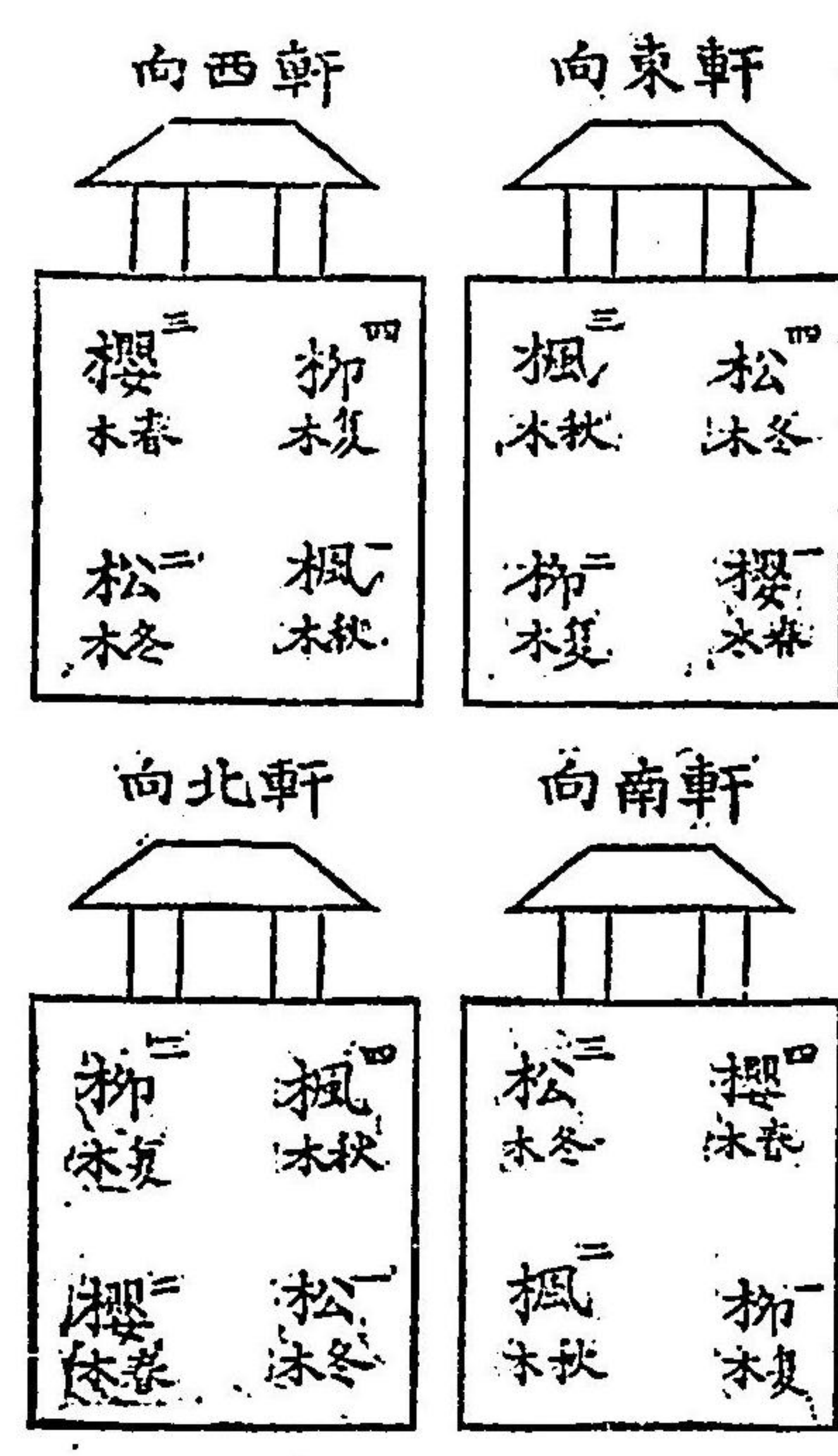
箇の字又立の字本字なり其の牧に立てたりひ置く儀なり俗にのちなりこのたちなりいふは牧の馬調なり

一馬の館と云ふ事舊記にあり書札雜々聞書に云く馬の館の事彦間田鏖須彌此の異名の事馬の館也一段と子細ある馬に候間書狀に此等は書載候事也云々條々聞書に云く馬をよそへ遣候狀に毛付印などの事常の如く可書まづおろしかね須彌たらひ田鏖彦間などあるをば添狀に可書先本印を書きて同じく下印を可書太刀なども同前彦間田鏖須彌など一段の事をば内狀にもすべき也云々此等の趣を以て考ふる彦間田鏖須彌は牧の名なり是れを書くを下印と云ふ前にしるす印とは別なり館と云ふ事貞益云くあのたち此のたちと云ふたちの事なり云々館は立也彦間のたち田鏖のたち須彌のたちと云ふ事其の牧々に詞を立て伺ひ置く儀なり何方の牧に立てたる駒といふ事なり彦間田鏖須彌三ヶ所の牧は良馬の出る牧にて賞翫なり尺素往來に馬の事を書きたる狀の文言に多久佐里之本牧兩三疋候須彌足井邊并肢爪地拘所替子馬候又云く大輪遠は彦間立菴下一方者御所之御牧に候とあり多久佐里は前に記したる田鏖なり須彌足井は前に記したる須彌也彦間は前に記したる文字同じ彦間立の立の字は前に記したる館に同意なり肢爪地拘所替子馬候とは肢は四足の事なり地拘は地をあゆむ時の形なり四足の形爪の形地拘の形なり多久佐里に本牧といひ須彌足井に邊といひ御所の御牧に對して彦間立といへるを以て考ふれば多久佐里須彌足井彦間此の三ツは牧の名也此の三ヶ所の牧の馬肢爪地拘各替る所有りて是れは多久佐里のたち是れは須彌足井のたち是れは彦間のたちと見分くるなり馬の館といふは此の事なり今も馬の面總體のかつかうを見て仙臺駒土佐駒信濃駒など、見分くるも其の馬のたちを見分くるなり右多久佐里須彌足井彦間三ヶ所にて其の牧々のしるしの印をおすなり此の三ヶ所の牧より出でし馬を古は賞美したるなり牧々に定有りて雀目結遠雁鹿笛等のかねをばおしたるなるべし

一本印おろし印といふ事あり本印とは鹿笛目結等をいふなりおろしとは馬を牧よりおろし印をおしたる所の牧をさしておろしかねと云ふなり彦間田鏖須彌など、其の牧の名を狀にかく事をいふなり

○馬庭乘四本懸り木の植様の事

一庭乗のか、りの木の植様三間四方に隅々に木を植うるなり座敷東向なれば其の前の庭北東の隅は松南東の隅は櫻南西の隅は柳西北の隅は楓を植うるなり（貞衡の説）此の外か、りの園雲霞集に見えたり



源平盛衰記に云く黒くり毛の馬高き八寸ふさくたきまきさく白のさけり當時六才馬なりこれし陸奥國七戸の立馬鹿笛を金堀に少しを云々あり七の戸立と云ふも彦間立といふも是れに同じ

右軒の向に依りて木の植所の相違ある趣其の圖雲霞集に見えたるを今別に圖を作りて右に記すものなり心得易からしめんが爲なり齋藤左兵衛尉好玄（又安藝守天文年中ノ人なり大坪流ノ達人なり）が記に云く右木の植るやう如此也但八きやうの物に（八きやうの物は書の名なるべし）軒と木の間一丈五尺候口傳有り是れ家のおも柱よりとりての事にて候間ゑんの大小によりて木と軒との廣き狭き可有なり但ゑんは六尺九尺用ひ候時の事候是れより廣きゑん候とは心得すと云々此の外高の外なるべしきつたての時は一丈五尺に高を定候なりせばき時は木とくの間一丈五尺なり廣ければ二丈三尺四尺にもすべしと云々（家のおもはしらとはおもやの柱より寸尺をさる事を云ふなり口傳と云ふは此の事なりひさしの柱より寸尺さる事無之）

一四本懸りに切立と云ふは四本懸りなき庭に急にかりそめに木を切りて立つるなり根のなき木を立つる故切立といふなり小笠原長秀の記に切立は二丈或は一丈八尺なり又云く切たての事松たてば皆松みな柳是れは常に有るべからず二本づゝは不苦云々是れは鞠の庭の切立を云ふ庭乗の切立も准之齋藤好玄記に云く切立の時は一丈五尺に高さを定め候なりせばき時は木とくの間一丈五尺なり廣ければ一丈三尺四尺にもすべしと云々鞠秘書に云く平人は切立とて竹を四本立つるなり云々後代には切立と云ふは竹を立つる事を云ふ昔は竹に限らず四本懸に本は根ある木を植うるなり假初には木を切りて立つる故切立と云ふなり弓馬故實に云く皆松又は切立とて竹を立てたる庭にては惣をこめて前に記す如く三べんのるべし云々

一四本懸りの近くにはなして一本木を植うる事もあり是れをにげ木と云ふなりにげ木ある時の乗り様雲霞集に見えたりにげ木の在所前後左右不定四本掛りの外にあり

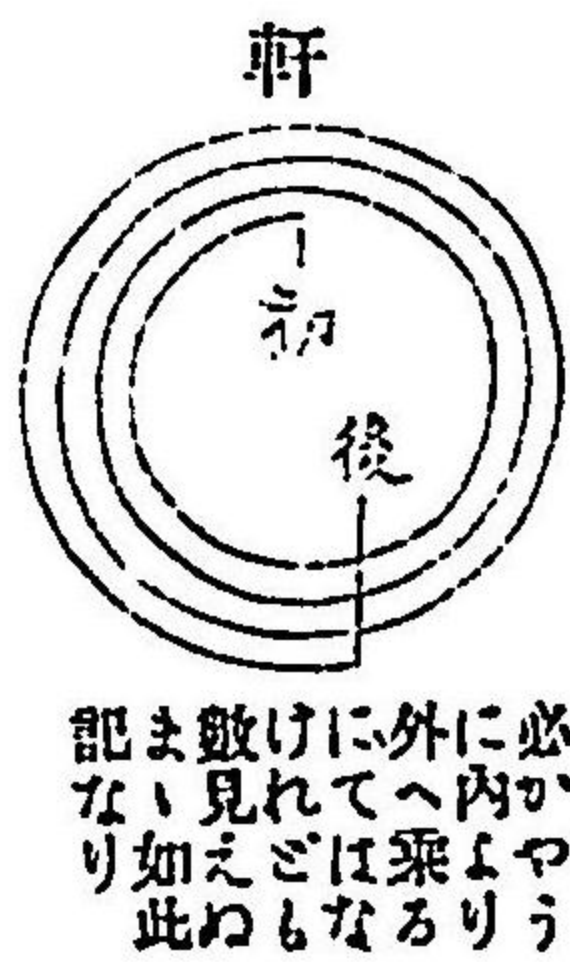
一庭騎の事後鳥羽院宸記建保四年四月十四日參内御方有庭騎與中宮大進兼隆度々落馬万人解願云々齋藤安藝守好玄記に云く庭乗を懸て曲とも申候なり建保の頃既に是名目出でたれば久しき事なり鞠の御壺にて馬御覽の事東鑑承元四年九月廿日佐々木左衛門尉廣綱御馬を進む昨日近江國より至來今日鞠御壺において御覽義村引之云々

一庭乗事公家武家にて馬廻し様替る事なり小笠原持長手鞠秘書馬術聞書にみえたり公家は馬を右へ廻し武家は馬を左へ廻し候公武差別あり武家にては貢馬を乗り候時は貢馬乗とて右へ廻し乗り候也鎌倉京都兩將軍の時共に貢馬は武家にて乗りて御覽後禁裏へ進せらるゝなり此の時に貢馬乗を本とするなり常は左りへ廻し武家にて庭乗をする物なり了俊大草子に云く庭乗右の方へ引折りて三めぐり打廻すなり貢馬乗にて公家やうなり又法要錄抄に云く馬を貴人の方へ向ひて打乗りて武家へは左へ折り公家へは右へ折ると申傳る云々

一武家の四本懸りは庭乗すべき爲に植置くなり鞠の四本懸りとは別なり然れどもとはまりの四本懸りを乗りしより事起りたるなり今川了俊大草子に云く鞠の懸りの有る庭に乘る事懸より外を乘るなり内へ馬を入るべからずまして四本かゝりを打ちまはす事有るべからずと云々是れは鞠の懸りの事なり常に異なるなり

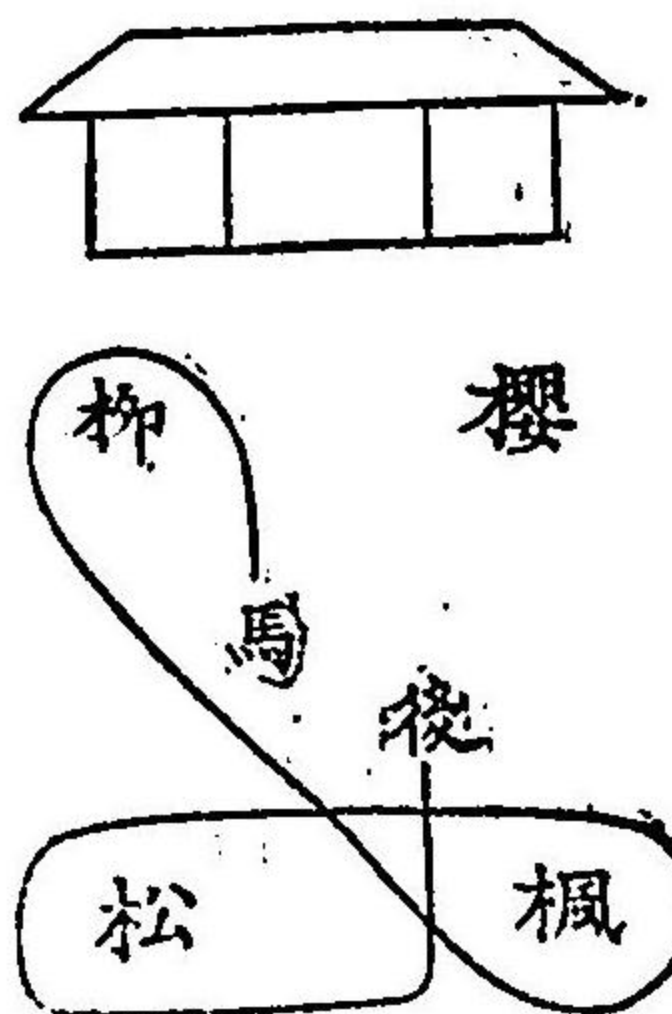
一庭乗の事（光大補入）弓馬故實に云く馬に乗りて鞍なほりて先主人のかたへ引向ひて少口を引きて二足三足程しさらかし扱左へ乗出すべし乍去口をひく時何としてもしさらぬ馬ある物なりそれをむりにしさらかさんとするもあし、しさらかして見てしさらすはそのまゝ乗出すべししさらぬ口一段つよく乗りにくき事もあり又其の口つよくなくて生得しさり口のなくてしさらぬも有り是れも定めがたし扱左へ乗出し三篇乗るべし扱又座敷へ引向ひておりんとする時今少し乗れとあらば其の時は右へもいかやうにも乗るべし何れも一番に必左へ乗出すべし

○庭乗之圖

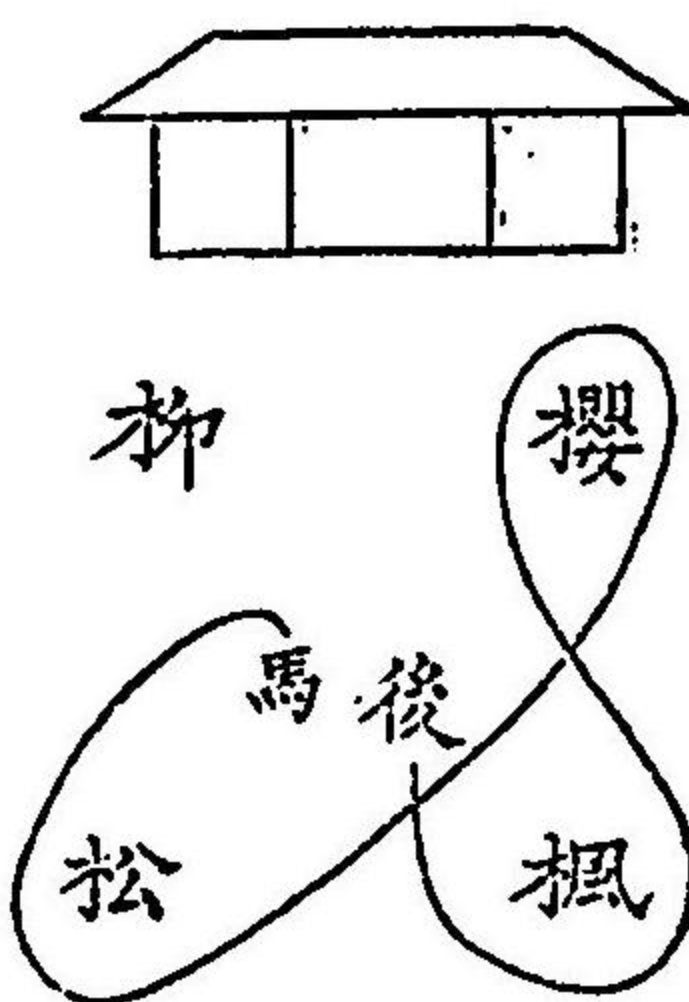


一四本懸の乗り様の事(弓馬故實を以光大補入之但前にしるし有之四本懸の植る様の圖と茲にしるす植る様の圖とは少々違ひあれども四季の乗り様はこの圖をみて知るべし)

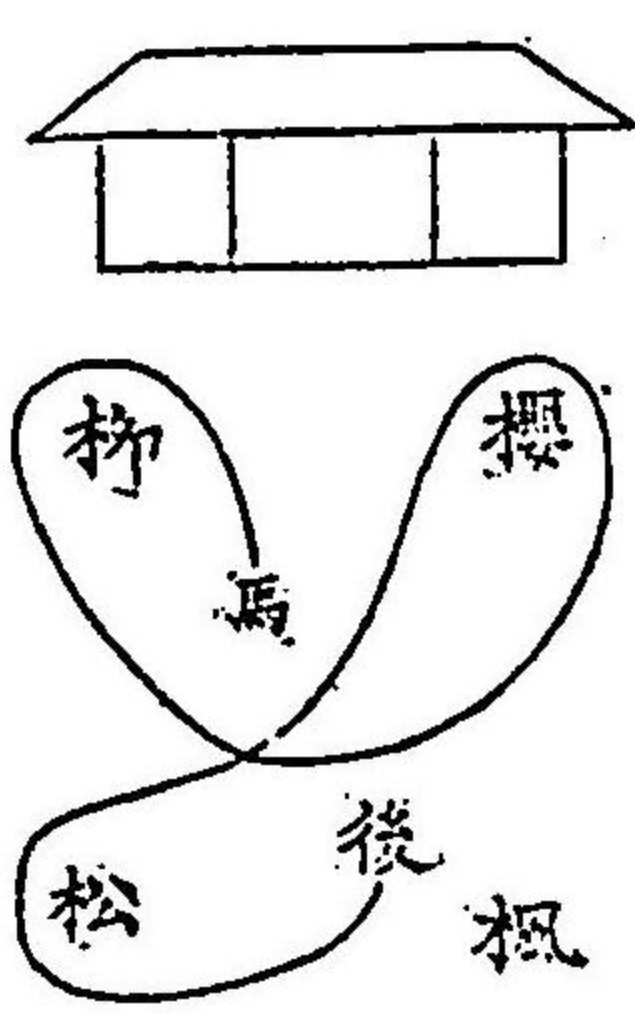
○春 當季竹筥の木を繋けて乗るなり何れも同じ



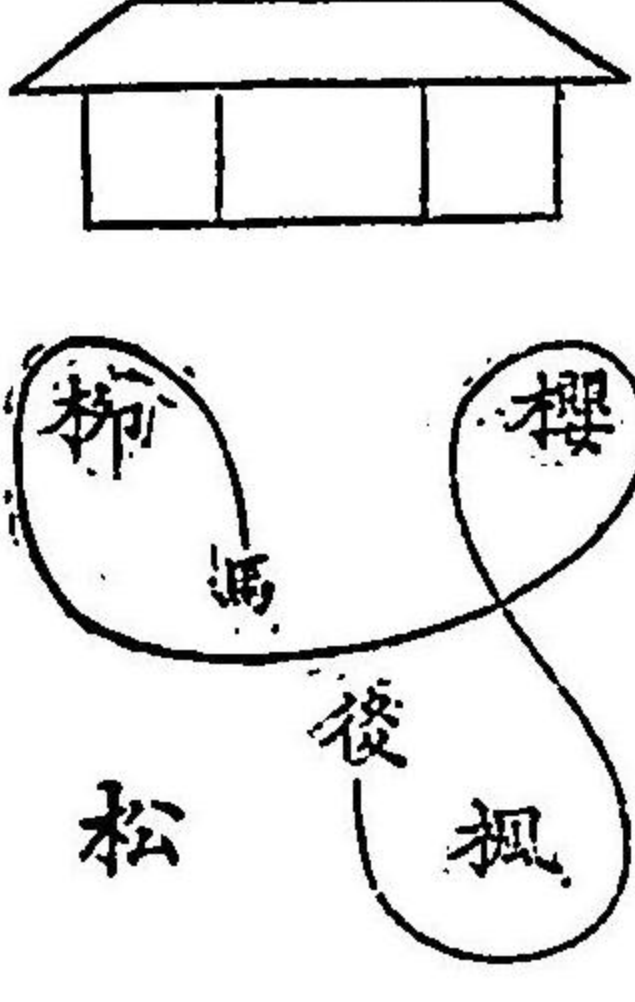
○夏



○秋



○冬



一皆松又は切たてとて竹を立てたる庭にては惣をこめて前に記すごとく三篇のるべしそれも今少しとあらば前のごとくいかやうになりとも乗るべし又云く雪の朝庭乗の事一段大事なり一番に乗りたる跡のむらのなき様に同じ跡をのる歟しからずは一足も同跡を乗らず其何篇も數の見ゆる様にのるべし輪にのるとも又は長くのるとも同じ心得なり(以上光大補入の分なり)

一馬の鬚をぬくと云ふ事舊記にあり馬の鬚を引きぬく事にてはなし馬の鬚は結ひたるは略儀なり野鬚を本式となるなり犬追物笠懸など射る時分鬚ゆひたる馬を鬚ゆひたる緒を引きぬきて野鬚にすることを鬚をぬくといふなり(かしらぬくと云ふも同じ事なり)馬屋に馬を立置くに鬚のみだれむすばれぬ爲に緒にて巻き置くなり鬚結は内々にての事なり鬚結ひたる馬に乗るは略儀也

一馬の足を出すといふ事舊記に有りかけ足を乗出す事なり

一貴人の御前にて馬乗る時は聲をかけずかくを入れず是れ禮儀なり舊記に見えたり享保年中

有徳院様兩番の諸士に馬を乗らせて 上覽ありし時聲をかけかくを入れる、事を禁せられければ今の

公方様は聲をかけかくを入れる、事御さらひなりと人々の申せしは故實しらぬゆゑなり今の武士は弓馬の故實しらぬ人おほし

一神社にて其の社に付きて神馬の毛定りたる事之參詣の時其の毛をば斟酌すべき由大内問答にみえたり其の社に付きて定まる毛色の事神道家の外有識の人々にも尋ねれども知りたる人なしある人の云く上野國一の宮の神馬は栗毛ぶちを用ふ依之其の國の人は其の毛の馬に乗らず又信州諏訪の神社にては月毛の馬を忌むといへり此の類多かるべけれどもことごとく知りたる人なし又何れの毛と定めざる神社もあるべし

一馬に乗ると馬を乗ると云ふに差別あり馬に乗ると云ふは常に馬乗る事なり馬を乗ると云ふは馬の口をも足をも乗直すを云ふなり

東鑑卷十一
白鹿毛
赤鹿毛
白鹿毛
赤鹿毛
同鹿毛
同鹿毛
同鹿毛
同鹿毛

繩は馬のす、み過ぐるをあとへ引きとむる爲なり依之尻綱ともあと繩とも云ふ手綱とる人は先へひくなり渡すも請取も手綱を取るなり貴人主人に牽て懸御目時も手綱を取りて引くなり是れ武家の作法なり又公家にても同事なり桃華藥葉（一條攝政兼良公御作の書なり）に云く賜御馬一時降自中門切妻徒跣指笏（或懷中）取御馬上手綱（或下手綱見玉藻曆仁元年）向御所方一拜（隨身置弓付上手下手綱引之私按馬右は上手左は下手也）右手綱にて請取渡武家に同じ（右武家と云ふは室町殿御代の武家を云ふなり）鎌倉頼朝卿の時代には差繩を取りて受取渡有之しなり東鑑卷之九文治五年己酉六月卅日の條に大庭平太景能者爲武家古老（中略）賜御厩御馬（置鞍）小山七郎朝光引立庭上景能在綠朝光取差繩端一投景能前居請取令取郎從二品入御之後景能招朝光賀云吾老耄之上保元合戦之時被疵之後不行歩進退今雖拜領御馬難下庭上之處被投繩思其芳志直千金云々二品又感朝光所爲給云々右は差繩を渡し、なり（按ズルニ前ニ記シタル曆仁元年ハ文治五年ヨリ五十年ノ後也僅ノ年數ノ間ニ手綱ニテワタスト手綱ニテワタストノ違ヒアリ但京ト田舎トノ風俗ノ替リ歟前ニモ云フゴトク京都將軍家ノ時ニハ手綱ヲ取りテ請取ワタシ有リシ也鎌倉ノ時代ニハカヤウノ禮法モイマダトノハザリシニヤ）

一馬の髪の白きを雪ふりがみと云ふなり夫木抄源仲正の歌に「山かつのかさねのかひにはむこまの雪ふりかみと見ゆる卵の花（卵の花の白きを馬の雪ふりかみと見なしたり）東鑑卷十一に見えたる馬の毛色（常に聞きなれたるは略す）〇くりげこびたい〇さくつきのひばりげ〇あくりくろ〇しらくりげ〇くりげさめびたい〇くろかはらげ〇あをささかすげ〇をばなあしげ〇あかくろを、い（さくつきとはしやくひたひなりあかくろを、いとあか馬にくろさおほひがみなるを云ふなるべし）

馬屋の事三光
院内府記に見
ゆり馬具の部に
べし

一源順家馬毛歌合の馬の毛を（夫木抄ニ見エタリ）〇（あをささきのこま俊頼朝臣寄馬毛戀）ひまもあらばをくろにたてるあをささきのこま〜とこそいはまほしけれ〇（あしはらのつるふち馬あしげ）雲間よりとあしはらのつるふちになにはのあしげおひつかんやは（あしはらのつるふちとは足より腹のあたりに至るまでふちの連りたるを云ふ歟つるはつるむにて連るなり）〇（白糸のくり毛又とら毛）しら糸のくりげひきいで、みるからにふすあさぢふのとらげなりけり〇（かちむち）次磨のあまの朝夕つめるいそなぐさけふかちむちは浪ぞうちける（かちむちはかちん色歟むちはふちなりかちんは黒し黒ふちの馬なるべし）

一つきひたひと云ふはひたひ白き馬を云ふひたひよりはなの方まで細長く白きをしやくひたひと云ふ笏の形の如しひたひばかり白きをつきひたひと云ふ月にたどへいふなり額白とも云ふ夫木抄家集戀歌中源仲正「やみなれどいもがやごをささしてゆく月ひたひなるこまにまかせて」

一さくつきと云ふは笏額なりしやくひたひとも云ふ馬の額に笏の形の如く白毛あるを云ふ今世はこれを位牌白と名付けてさらふなり物いまひなり笏額といへば思む事有るまじ笏は官位ある人の持つものなりいむべき物にはあらず（額の字ツキとよむなり笏の字サクともシヤクともよむなり笏額の事東鑑卷十一にも見えたり）

一公方様（室町殿）御厩屋の事諸家常用抄に（北畠家記）云く殿中御馬屋は常の御座所と御對面所との間に三間の御馬屋あり東の御門の前に西むきに拾登間の御馬屋有り上二所に有るなり廊下つゞきなりけしやう服かけとて手繩のごとくうちませとてふさ壹尺ばかりにいたし兩の端を黒皮にてゆひて腹かけにまごひ付けて置くなり是れを間にさせ候事はなし是は腹かけもなくてよるはほそき手繩をさせ候事は御馬屋の者さきにつくはひしかり杖とぶちとばりひしやくとそばに置き馬に向ひて居候なり次郎四郎兩人仕配いたし候なり（又云くはつな

細川澄元笠懸
の事はさくり
走りなり常の
足にほはたし
云々古きより
今も鹿子足
なるべし古香
ふに鹿子足
す名目に見え

は各皮はつな根本は麻なり

一右同書に云く御馬屋にた、ぬ毛はあし毛又ぶちかど承之大名も同前

一貢馬の事右同書に貢馬と申すは正月五日に諸國より參り候を御前にて御隨身乗入れ候而内へまゐり候御庭にて乗り候而頓ており候て引きてまゐり候也云々貢馬は諸國よりみつぎ物に奉る馬なり皆公方の御所へ參るを公方御覽有りて禁裏へ献せらるゝなり内とは内裏を云ふなり

一笠懸犬追物流鏑馬の類は馬を鹿子足カコアに乗りて射るなり鹿子足と云ふはたくく足の類なりたく足はたくりたぐりと鞍玉をつく拍子せはし鹿子足は拍子の間大にして飛ぶなり鹿の走る足の如くなるゆる鹿子足と云ふ是れは野駒を伺ひ立てたく足より段々に乗りこむなり前足二ツを一度に上げて飛ぶ足つかひなり(狩の時もかのこ足なるべしやぶさめはかけ足なりと云ふ説ありあやまりなるべしやぶさめかかけ犬追物を馬上の三ツ物と云ふみつとも同類の物なりやぶさめにかぎりかのこ足を不用事いはれなし)

一馬屋に猿を養ふ事大和本草に云く馬經に厩に母猴を置き馬の疫癘を除くと云へり潜確類書曰猴皮碎馬疫一本邦にも猴の馬病をさる事をしれり又東普ノ趙固將軍甚愛スル所ノ良馬死ス趙固是レヲ惜ンテ賓客ニ接ラズ郭璞ト云フ仙術ヲ得タル者河東ノ亂ヲ避ケテ此ニ至ル門ヲ守ル者シカト語リテ内ニ通ゼズ郭璞ガ曰ク吾レ能ク馬ヲ活スベシト守ル者驚イテ入ツテ白ス趙固趙固出テ云ク君能ク吾馬ヲ活サンヤト郭璞カ曰ク健夫二三十人ヲ得テ皆長竿ヲ持シメ東ニ行クコト三十里ニシテ丘林廟社アラバ便チ竿ヲ以テ打拍タハ當一物ヲ得ベシ急ニ持チテ歸ラバ馬活キント云フ趙固其ノ言ノ如クスルニ果シテ一物ノ猴ニ似タルヲ得テ持チテ歸ル此ノ物馬ノ死ニタルヲ見テ便チ其ノ鼻ヲ噓吸ス頃アリテ馬起テ奮迅嘶鳴スル事常ノ如シ又向ノ物見エズ趙固大ニ稱賞シテ資給ヲ加

ヘタリト云フ右搜神記ノ趣也又漢事始ニ云ク東晉の大將軍趙固が乗る所の馬暴に死す將軍これを悲しむ事甚し郭璞これを聞いて我これを生さんとて數十人をして竿を持たしめ行く事三十里にして一獸を得たり其の形猿の如し持歸りて馬の前に置く彼獸鼻を以て馬を吸ひけるに馬起ちて躍る事故の如し將軍甚悦べり今獼猴を以て馬厩の中に置くは是れより起れりと獼夷志に出でたり

一あがり馬(今立ツ馬ト云フ後足ヲフミ前足ヲ上ゲテ直ニ立ツナリ)に繩さし様犬追物政清記に云くあがり馬には繩をさすべし腹帯に繩を入れて(引返し結付くるなり)前足二ツの間へとりてくつわにからむなり強くつめ候へば先へ馬ころぶなり可然程らひに可仕なり(古キ書ニ此ノ體ヲエガキタルアリアガリ馬ノ繩ト云フ事ヲ知ラヌ人ハ不審シテ何ノ爲ノ繩ゾト云フアリアガリ馬ヲアガラセヌ爲ノ繩ナリ)

一おろしの馬とは馬の足のはこび様左の前後の足を一度にはこび次に右の前後の足を一度にはこぶなり歩様一ツ拍子に足をはこぶは疎足にておろあしの略語なりおろあしはおろそかあしといふ事なり常の馬は足を四ツ拍子にはこぶ細なる足づかひなりおろしの馬は足を二ツ拍子にはこびて足つかひおろそかに大まかなる故おろしの馬と云ふおろあしと云ふ事なり(シの字にこるべからず)

一ひたしの馬とは常の足づかひの馬を云ふおろしの馬に對して云ふ名目なりひたしはひたあしの略語なり常足とも直足とも書くなりひたしの馬のはこびやうは左の前足次に左の後足次に右の前足次に右の後足如此四ツ拍子にはこぶなり常の歩み様を常足と云ふ(シの字にこりて云ふべからず)

一つるし馬とはかしらを高くつり上げたる如くにして手綱を引きつりてやぶり行く馬を云ふ乗る人をつるす意なり

一こみ馬とは尻こみしてあとしさりし引出せども出でざる馬なり

一いかじ馬ともいかにする馬とも云ふは先へ行くまじとする馬をいふなりしさるにはあらずして先へす、まぬなり

一八ッ鉢手綱と云ふ事犬追物出法師落書にあり乗馬方の書と云ふ書(小笠原刑部大輔信綱記ナリ)手綱はみもなき様にと申し候てみじかきがよく候手綱を長く取り候てひぢの後へまはるを八ッ鉢ちたつなといひてわろき事に申す云々(按ずるに八ッ鉢とは東海道の道の傍に物もらひの童が腰にた、きがねを八ッ結付けてくるくるめぐりながらしゆもくにてかねをた、くなり八ッからかねとも云ふ其の八ッ鉢をた、くひぢの形に似たるゆる八ッばち手つなどいふなり)

一馬に鞭打つ事は犬追物には後を打つ只の時は後を打つは見にくきことなり左のひら首を可打又馬のまはりかぬるに弓手馬手の後を打つなりからすかしらの邊を打つ事もありと竹馬記に(土岐伊豆守利綱の家記なりこの書は永正八年の書なり)見えたり凡馬術の古書に鞭の打つ所あまたあれども今世の人は打つ所をさらに覺えずわすれたる歎かけ足を乗る時うしろを打つ計なり

一馬の乗入れ様其の主意もわざも古今大に違ひたり今の乗入れ様は細長き馬場にて馬の足なみそろひ馬上の人の身形美く調ひくせ馬もくせなきが如くみゆる様にして人の見物を專にして下直なる馬を買ひて乗入れて高直に賣らんとおもふが今世の馬乗の主意なり且馬の足なみは地道。乗り。かけの三品より外はなし細長き馬場にて右の三品計り乗り入る、ゆる馬はそのみ覺えて外の事を知らぬゆる左右へ折返し、乗廻り俄に足をつかひかふる事に馴れざるゆる馬上にて兵具を持ち振廻し敵を左右前後へ追ひつかへしつする戦場のはたらき并に犬

追物の時犬のにぐるに従ひ追ひかけ又檢見に聲をかけられて俄に馬を乗りする留むる事はならぬなり是れ馬の歩み馴れざるが故なり古の乗入れ様は相廣の馬場(たてよこ同じ廣さにするなり)にて馬の足をさまぐに乘入る、也古の足なみはけみち(今地道と云ふ)はしり(今のりと云ふ)はやばしり(今かけと云ふ)だく(今だく足と云ふ今は名のみ有りて乗る人なしたま、あやまちてたくに出づる事あり)かのこあし(たくより乗入るなり)俄に足なみを乗かふる事あり手綱をはなして馬上にて兵具をつかひ弓を射左右前後へ乗廻し、敵を追ひつまくりつする事を專として戦場の用に立つべき事を主意とするなりされば常に犬追物をして馬に足づかひを覺え習はしけるなり馬を賣るべき爲にせず足なみ馬上の身形を人の見物にする事を主意とせず今世の乗方戦場の用に立ちかたきゆる近年軍馬といふ事をし出して馬上にて兵具をつかふまねをすれども甚しげなき事にて戦場の用に立つべしとも見えす元來武士の馬のるは戦場に用ひんが爲なれば別に軍馬と云ふ事はあるまじき事なり然るに別に軍馬といふ事をこしらへ出したるはおかしき事也古の乗方の書にある乗方の繪圖を見て挟く細長き馬場にては古の如くの乗入はならぬ事を考へ知るべし又馬にまへををらするとて足の筋を切るも有り左様の病足のかたわ物になりて足のふみつく馬は戦場の用にた、すまへを取るなどを好むは人の爲の見物と賣る事を專にする故なり

一うくすかしの事昔名乗馬方の事に云くうくづかしだく、の事なり云々だく、今世だく足と云ふに同じ按ずるにうくとは乗尻の浮くなりつかとはつくなり尻にて鞍をつくなりしとはあしと云ふを略してしと云ふなり尻うきて鞍玉をつきかくる足と云ふ事なり足は馬の足なり歩みやうを云ふなり

一ねこあしの事同書に云くねこ足と云ふはだく、の様に候て猫のはしるやうなるべし口傳有り云々

一つけずまひと云ふ事同書に云く付すまひとは乗る時のけひくを申候つくる馬とは乗り候人の方へよるを云ふなり一つに人申す事はわろく候云々按するにつけては乘りに寄る時馬が乗る人の方へ寄り付きて乗せぬなりすまひとは乘りに寄るとき馬がのきて乗せまじきとするなり

一馬を養ふに本意を能く心得べき事は馬は野にて生れて野の草を食ひて生長する物也草は馬の天然の食物なりされば飼料は草を以て第一として糟豆等は其の次として少し飼ふべし如此すれば馬強く肥えず疲せずして足健なり豆を多く飼へば馬大に肥過ぎて身重く足遅く息を切りやすし馬は見物に備ふるに非ず軍用の爲に養ふ者なり然るに見物を専として肥ゆるを悦ぶは武事に疏きなり又厩の馬に冬は綿入たる衾を着せておく事有り馬は野にある時衾をきる物にあらす衾などさせて馬の身をおごらすれば弱くなりて軍用に立ちがたし能く馬の天性を知るべし

一馬を將軍家などへ進上には鞍置馬に添へて裸馬を進上するなり是を引副と云ふなり今川了俊大双紙に御馬を進上するには鞍置馬一疋はだか馬一疋引副と號する也(年中行事繪朝現行幸卷ニ鎧馬唐鞍ノ具ヲ傍リタル御馬三疋次ニ裸馬ニ轡銀面尾袋ノミカケタル御馬二疋牽キタル體ヲ齋ガキタリ)

一馬を牽て懸御目に手繩にてひくと手綱にてひくとの差別の事今川家記抄に云く鎌倉將軍の元三の挽飯の馬をば手綱を打ちかけて下手繩にて牽くなり此の時はだか馬も一の御馬の如く二人して牽くなり普通の儀にては一人して引く事あるべし其の時は手づなにて引くなりはだか馬の如し何も引出物の馬は引手參り御前にて諸口を少しおすばかりなり(諸口をおすとは馬の正面に立向ひて雨のくつわのひつてを取りて馬をおして三足しさらかすなり)今川大草子に云く(挽飯の條)御馬を進むるには鞍置馬一疋はだか馬一疋引副と號するなり役人は

組みたる烏帽子懸をして末を結びて一からみして袴のも、だちを高く採りて引くなり打ちませの手繩を付けて下手の者に引かするなり下手は中間の役なり引副の馬は始の役人同良なり是下手の手繩有るべからず只一人引き候なり(打ちませの手繩とは白薄青紺三色の布にて三くりになひたる繩なり幕の手繩の如し挽飯に進上の馬は手づなは鞍に打ちかけて置く手なはを左右に付けて引くなり馬の右を上手とし左を下手とす上手は侍の役に引く下手は中間の役なり中間の取る手なはを下たなはと云ふ下手の者に引かするとは下手繩の事なり御目にかくる時二人にて引く也常には下手なはをどらせて中間は退いて侍一人にて手づなを取りて引くなり常には手なはにて引く事なし)

一馬場と云ふ名目上古より有りしなり平城天皇大同二年五月壬辰覺興晨駕臨御馬臺云々又桓武天皇延曆廿二年正月己巳御馬場殿觀射云々(類聚國史日本紀略)されば馬臺と云ひ又は馬場ありし殿故に馬場殿とも云ふ馬場と云ふ名目久しき事なり

一木馬の事古代の書に所見なし慶長以來の物なるべし其の證は齋藤安藝守好立手綱切掛と云ふ書(天文の頃也)に云く我等一族に齋藤小四郎と云ふもの有り世に勝れたる藝能を五つおぼえて有りといへども馬をば得乗らず年たけて人前に名をながす事をかなしび馬ほどにくらかけを作りて女の座敷に置き不斷女房に口をどらせて云々此の文にて考ふれば木馬あらば馬ほどに鞍かけは作るまじきなり木馬なき證據如此なり十訓抄に木馬の名目出でたれども是れは罪人の具にて木馬の證に取りがたし

一葬禮の引馬の事穴太記に云く(萬松院義晴公江州穴太山在陣ノ事ヲ記ス)葬禮方の奉行は松田九郎左衛門頼隆注したり(義晴公の葬禮なり)門役は松田對馬守盛秀なり先御先へ白鶴毛の太く逞きに鞍置きてにび色の鞆

唐土ニ木馬ノ性
見全六十四
宋宗ノ條ニ
是子日宗宗
卷大弟英武
卷用英一馬
在殿見一不
日動殿間一
公明王公明
木爲之者上
万機之取御
鞍射故也
云々宋宗宗
興元年ハ本朝
二條院長寛元

乗炬は御殿の時たいまつな持つ簡なり

かけ籠の内に至るまで黒塗なり籠はかけやうありと見えたり先例にて伊勢同名の御馬をば牽くべかりしに折ふし煩しき事どもありて御厩の舍人に曳せて伊勢次郎左衛門尉貞清一人素服にて御馬に添ひて火屋を三度めぐりて後此の馬をば乗炬の人とする例にて妙安和尚の中間に渡せば則乗りてぞ出でにける（貞丈云くにび色は鈍色と書きて鼠色の事も尻かいむなかいおもかい皆鼠色を用ふ手綱腹帯も同色也鞍は黒ぬり無文籠の内も黒し籠のかけやうはさすがの頭をそとへむけて懸るなり常には内へむけて懸くるなりくつわも逆くつわにかくるなり常とはかへさまにするなり常に黒くらは用ふるには必紋を付るなり無紋は忌むなり凶事には無紋なり）

馬具之部

一古は朱ぬりの鞍又籠の内黒くぬる事案のしりがいななどは人のせぬ事なり舊記をみて知るべし今は人々心まかせにするなり又手綱も古は布に筋を染めたるを用ひしなり今は紫のちりめんなどを用ふるなり古はしりがいも赤を用ひしなり馬具も武具も今は故實を取失ひし事多し

一赤うるしの鞍と武雜記にあるは朱うるしにてぬりたる鞍の事なり又墓目を赤うるしにぬるといふは朱うるしの事にあらず此の事は弓矢の部にしるす

一馬の鞭をむらと云ひ鷹の鞭をばぶちと云ふべしといふ説あり此説非なり馬の鞭をもぶちと云ふなり射手方聞書にふちぶちと云ふ事あり其の外古書に馬のぶちと云ふ事いくらもあり鷹の鞭といふ詞は本はなきなり鞭に似たる物なる故ふちといひならはせども本名は鷹なふりといふ也古歌に「口伺ひき替をすらす鷹なふり腰にさしては鞭かどぞみる」とあり馬の鞭はうつ物なる故ぶちと云ふぶちとはうちと云ふ事なりふちと云ふをむちとも云ひたるなり鷹の鞭は鷹を打つ物にあらず鷹の羽なみをかいつくろふ物なりされば鷹なふりと云ふ事本也

一鞭はふときは馬のはねを痛めて悪し少し細きはしなひて肉計をいたためて骨までつよくいためずむち打つ様はむちを上けて少し持つやうにして虹形に打つべしと古書にあり口傳もふり上げたるいきほひをそのまゝにうてばあたりつよく骨をいたむる故少しいきほひをぬきてあたりをやはらかにすべきための口傳なりばくろうのうつごとくいかりて力まかせにうてばはねをいたむる故わろしむちうつ本意は馬をおびやかすまでの事なり痛むるにはあらず

一つゝら切付と云ふは白き防已（ツ、ラ藤ノ皮ヲムキタルナリ）にて組み作りたる切付なりうるしにて黒く紋を書くなりあたらしきはあまり白き間くちなしをうすく引くべしと云ふ事武雜記酌并記等にみえたりつゝら切付の時は引目皮の鹽手を用ふつゝら切付も引目皮の鹽手も晴なる時は必用ふるなり今の人は知らず

一武雜記に云くつゝら切付の事晴の時用ひ候繪をかき候はぬを用ふる事は不及見候家々の紋を黒くかきて可被用候大かたびらの時は必々可被用候云々三好亭御成の記に云くつゝら切付御紋三ツ、黒漆幸阿彌繪之云々或人云くつゝら切付は草にはあらず葛藤にて組みたる物なり草にてへりをとる古き繪にも見えたり云々此の説尤よし正説なり室町家の時代につゝら切付といひし物はつゝらにて組むなり（又貞衡説白き精好にても包む黒く紋を書くと云へり白なめしも白せいこうも葛にて組みたる切付の代りなりとおもはる、なり葛にて組みたるは悪しき事あるゆゑ後にはそれにかへ用ひしなるべし貞丈云く葛にて作りたるは鞍のなじみわろき故白なめし草にて包みたるを代に用ふる事ありされども本の名を失はずして草にて作りたるをもつゝら切付と云ふならん本は葛にて作るなり）上堅記に云く（永正の頃上原豊前守堅家の記したる書なり）切付はつゝら我家の紋をつゝらにており付くるなり又はうるしにても書くなり又江北記（京極家の書）に云くつゝら切付本なりなめしは略

唐のむらに草緒を付く打つゆゑ馬に皮につゆのみありて唐のむらめす唐のむら如此

上古ハ辨ノ歟
ニ見エタリ

一もんめんしりがいと云ふは木綿緒をどちて鞆にしたるを云ふ也就御參内一松永彈正より伊勢守貞孝へ被尋申
條々の内もんめんしりがいいか々の事云々貞孝答におりしりがい本儀にて候もんめんも不苦とありもんめんし
りがいは織らぬ物と見えたり今もふとさ糸を並べて横にとち付たり鞆あり此の類なり

一しりがいの色古はおもかいむなかいしりがいとも平人は赤きを用ひ公方様は紫を御用ひあり入道法師など
は淺黄からちやもえきなどを用ひける由舊記に見えたり今はあまねくむらさきを平人も用ふる事に成りたり

一舊記に馬の事記したる所に七寸とあるはみづつきとよむ也くつわのみづ、きなりみづ、きはひつ手の事手綱
を付くるかねなりいかなる故に七寸と書く事は詳ならず一説にひつ手は片方長サ三寸五分ヅ、兩方にて七寸な
り依之七寸と書きてみづつきといふなり(又三寸と書きてみづつきとよむ一方の長さ三寸五分なれども五分を
捨て大方をあけて三寸と書くとも云ふ此の説むづかし三の字三つとよむ寸の字とよむ故みづつきなりつの字
は助語なり)みづつきと云ふはくつわの名所なり小笠原備前守持清入道淨元の書置かれしくつわの圖におもか
いを通すかねの所をみづつきと書かれたり又弓馬故實の圖にはひつてをみづつきと云ふとあり是れは今の世
に云習はすと同事なり淨元入道くつわの圖には寶徳元年十二月十八日とあり弓馬故實を書かれし伊勢六郎左衛
門尉貞順は天文永祿年中の人なり寶徳元年より永祿元年迄は百十年程の間なり古はおもかい通す所をみづつき
といひしが後にとなへ違へてひつての事をみづつきといひならはしたるもの歟不審貞丈云くみづつきは三つ繼
なりひつてとひつてのくわんとはみと三つ繼きたるなりみづつきと云ふ詞に合せて水付の二字をあて字に用ひ
たるなり

一あつ總大ふさなど云ふ名目古よりあり義詮公御參内記に厚總の尻鞆かけて左右を分け二行に乗るなり云々又

總しりがいとばかりも云ふなり義教公御元服記に見えたり昔はしりがいといへばおもがいむながい此の内にと
もるなり古記を見てしるべし大ふさの繪圖は犬追物圖説にするす

一おしかけと云ふはおもがいの事なり道照愚草に云くおしかけとおもがいとも云ふなり云々

二三がいと云ふ詞古はなし古書には鞆と云ひて三がいの總名さしたるもあり又面掛胸掛尻掛と云ふ(傍抄ニア
リ)又掛の字かけともかきとも唱ふるなりキケ音相通なる故おもがいむながいしりがいとも云ふ故後代三がい
と云ひ習はしたるなり佐野三かいしばたれ三かいとも云ふ今世用之下野國佐野の庄より作り出す又佐野の西の
方澁垂(しばたれとよむなり)此所より出づるをしばたれ三がいといふなり

一五六掛燈の事光大曰く此の雜記に書載せ置かれたるはいまだ五六掛の正説を得られざりし以前の推量の説な
れば此の度削り去りぬ貞丈翁後に五六掛燈考といへる一冊を著し給ふその全文をこゝに記す

五六掛燈考

○五六掛ノ燈ト云フハ鐵ニテ骨ヲシテ木ヲ入レタル燈也何故ニ五六ト稱スルト云フニ諸説區々也其ノ諸説左ノ
如シ

○或云ク燈ヲ釣リ置キテ五六三十貫ノ重リヲ掛ケテ試ニヤナイ葉伸ブルコトナシ故ニ五六掛ト云フト也貞丈云
ク故伊勢因幡貞域ガ弟子伊勢淨齋云ク燈ヲ試ムルニハ三十二貫目ノ重リヲ掛クルトゾ右ノ説三十貫目ト云フハ
二貫目不足也三十二貫目ナレバ四八也五六ニハ非ズ右ノ説用フ可ラズ

○或云ク燈ヲ釣リ置キテ五六三石ノ米ヲ重リニ掛ケルニ柳葉伸ブルコトナシ故ニ五六掛ト云フト也貞丈云ク此
ノ説前ノ説ヲ轉變シタル也用フベカラズ

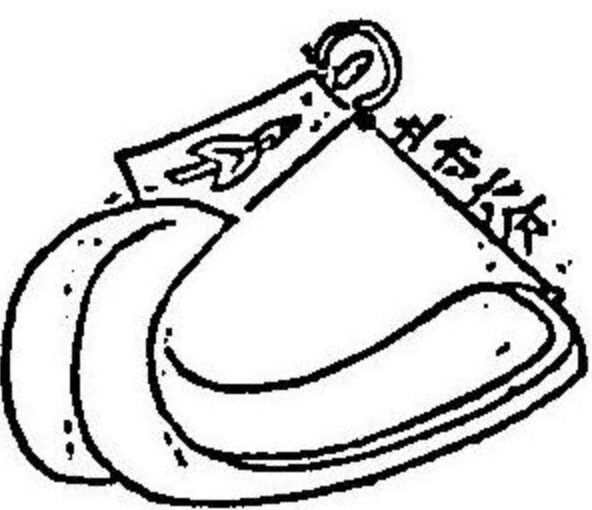
○或云ク鐵五分木六分合セテ作ル故五六掛ト云フト也貞丈云ク五分六分ト云フハ何ヲ以テ其ノ分量ヲ定メテ云フヤ詳ナラズ此ノ説モ用フ可ラズ

○或云ク昔甲州五六ト云フ里ニテ作り出シケル鐵ヲ五六掛ト云フト也貞丈云ク甲州支配ノ御代官ニ尋問ヒシニ五六ト云フ地名ナシ此ノ説モ用フ可ラズ

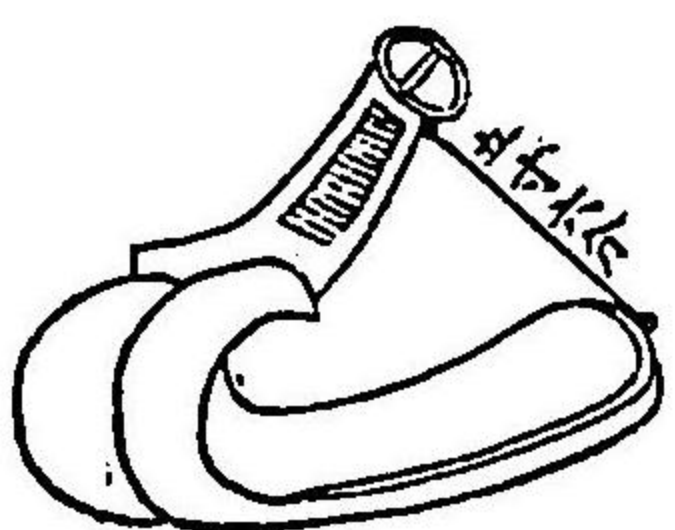
以上皆異説也

○貞丈先年元文ノ比伊勢因幡平貞域(大坪直弟鞍鍔作之正統)ニ五六掛ノ名義ヲ問ヒシニ貞域答ヘテ云ク鐵ニ五六ノ矩ト云フコトアリサレバ五六掛ト云フ由傳ヘ聞ケリト其ノ時委シクモ尋問ハザリキ近頃貞域ガ弟子伊勢淨齋(名曰全用)ニ五六ノ矩ノ事ヲ問ヒシニ淨齋答ヘテ云ク鐵ノ高頭(或ハ蝸頭トモ云フ)ノ付ギハヨリ舌先ノ外稜マデノ間五寸六分也鐵ヲ作ルニ此ノ五寸六分ヲ以テ定法トス是レヲ五六ノ矩ト云フ此ノ五六ノ矩ハ木ヲ入レタル鐵ノミニ限ラズ鐵鐵モ亦五六ノ矩也古キ鐵ニハ五六ノ矩ヨリモ少シ延ビタルモ稀ニハ有リト貞丈右ノ説ニ付キテ木ヲ入レタル鐵ト鐵鐵ト兩品共ニ高頭ノ付ギハヨリ舌先ノ外稜マデノ間ニ曲尺ヲ當テ試ムルニ五六ノ矩合ヘリ或ハ鐵ニ依テ一分又ハ五厘許ノ伸縮アルモ稀ニハアレモ五六ノ矩ヲ定法トシタル上ノ過不及ノ誤ナルベシ鐵鐵ハ鐵ノ磨過シ又塗鐵ハ漆地ノ厚薄ノ誤ナドモ有ルベシ又ハ鐵主ノ好ニ依リテ定法ニ少シ違フコトモ有ルヘシト是等ハ通例ニ非ラズ五六ノ矩ハ定法ニテ變動スルコトナシ五六ノ矩ノ寸ノトリ様下ノ繪圖ノ如シ

木ヲ入レタル鐵五ノ矩ノ圖



鐵鐵五ノ矩ノ圖亦同ジ



右ノ圖ノ如ク木ヲ入レタル鐵モ鐵鐵モ共ニ五六ノ矩ヲ用フル也サレバ五六掛ト云フハ木ヲ入レタルモ鐵鐵モ如此ナル形ノ鐵ノ惣名也然レドモ木ヲ入レタル鐵ト鐵鐵トノ差別ヲ云分ケンガ爲ニ鐵ニテ作りタルヲバ鐵鐵ト稱ヒ習ハセシニ依テ五六掛ト云フ名ハ唯木ヲ入レタル鐵一品ノ名ノ如ク片付キタル也

○上古ハ鐵ニ種々有リシ也或ハ輪鐵アリ其ノ形輪也南都春日神殿ノ唐戸ニ畫ケル傍馬ノ繪其ノ外古畫ニ見エタリ或ハ壺鐵アリ其ノ形壺ニ似タリ南都東大寺法隆寺紀州熊野新宮ノ寶物ニ在リ或ハ舌長鐵アリ其ノ形輪鐵ニ舌ヲ付ケシガ如シ傍抄ニ圖アリ又舌短鐵モアリ此ノ名モ傍抄ニ出デタリ皆形異也五六掛ノ鐵モ近世ノ物ニハ非ラズ奥州前九年後三年合戰繪保元平治合戰繪一谷合戰繪年中行事繪法然上人御傳記西行物語繪等其ノ外古畫ニ專ラ多ク五六鐵ヲ畫ケリ(此ノ五六ト云フハ木ヲ入レタル鐵ト鐵鐵ト兩品ヲ兼テ云フナリ)五六掛ト云フ名古書ニハ見エザレトモ其ノ鐵ノ形ハ古畫ニ多ク見エタリ右ニ云フ如シ五六掛ト云フ名ハ本ト五六ノ矩ヨリ出デタルコトナレバ鐵作ル匠家ノ詞ナルベシサレバ古書ニハ其ノ詞ヲ載セザル歟木ヲ入レタル鐵ヲ古ハ木鐵ト云ヒ鐵鐵ヲバカナ鐵ト云フ庭訓往來ニハ金地鐵トモ云フ

延喜式ノ左馬寮式ニ木鐵見エタリ諸鞍日記前駈ノ鞍篇ニ云ク前駈ノ鞍ノ事形ハ移ノ如シ鐵ハカナ鐵モアリ木鐵モアリ云々古畫ノ前駈ノ體ヲ見ルニ鐵ノ形今ノ鐵也然レバカナ鐵トアルハ今ノ鐵鐵ニテ木鐵トアルハ今ノ木ヲ入レタル鐵ノ事也古ハ如此カナ鐵木鐵ト稱シタルヲ兩品共ニ五六ノ矩ヲ以テ作ル故惣名ヲ五六掛(鐵ヲ作ル事ヲ掛ト云フ佐々木掛日野掛ト云フモ同例)ト云フ然ルニ鐵鐵ヲバカナ鐵ト稱シ五六掛ト云ハザル故五六ト云フ名ハ木ヲ入レタル鐵ノ名ニ片付キタル也

安永十年辛丑三月望

伊勢平藏貞丈書

障泥とも泥障
とも書くなり

仕り候なり大かた三ひろかたわきばかりに仕り候敷用書記に云くかもさしなは長サ一丈二尺弓馬秘説に云くが
まさし繩をかもさし繩とも云ふ但他流なりかまさし繩のさしやう馬の右より左へかけこしてのど下にて結び
短き方にて引きしめ長き方を二ツながら輪の中へ入れ一ツ、兩方へ引通して轡の十文字の環に外より引通して
又それを今の繩のそとへさるべしもつれたる様にして鹽手に二重を引通して其れを一結び結びて留むべし
一泥障アツと云ふは毛皮にて作りたるを云ふなめし革にて作りたるは笠すりと云ふなり此の事實弓兵鑑に見えたり
(又長秀記にも見えたり)泥障はもとは雨天に衣服にはねつく泥を障ふる爲のものなり後には晴天にもこれをして
して飭とするなり武用にはいらぬ物故軍陣騎射などに用ふる事はなし又永正家中竹馬記に云くあふりさす事遠
旅などにはくるしからず但それも洛中などよりやがてあふりさして可乗はほか然とあり
一行膝ハカはきたる時は泥障はさすまじきなり笠すりは不苦と寶弓兵鑑に見えたりされば犬追物笠掛に泥障はさら
ぬなり泥障はもとは雨天に衣服にはねあがる泥を障ふる爲の物なり後には晴天にも是をさして飭とするなり武
用にはいらぬ物故軍陣騎射などに用ふる事はなし又永正家中竹馬記に云くあふり指す事遠旅などには苦しから
ず但それも洛中などよりやがてあふりさして可乗はほか然とあり
一とかげ色の轡と云ふは白くみがきたる轡の上をうるしにてうすく塗りたるなり漆の色と鐵の色とすきとほり
てとかげといふ虫の色のごとくに見ゆるなりぬり轡は略儀なりとかげ色の事犬追物明鏡記又犬追物方問書等に
あり
一手綱をばるり懸くると云ひしりがいなごをばしかくると云ふなり
一みだれ鞍と云ふはしばらぬ鞍を云ふなり(人唐記に見えたりしばらぬとは前後輪に居木を結付けざるなり)

一はだか鞍と云ふは鞍に鹽手切付などをしかけざるを云ふなり人唐記にしばらぬ鞍をばみだれ鞍と可申候しは
りたれども道具不付をばはだか鞍と云ふなり

一手綱と云ふは馬の手綱は誰も知りたる物なり舊記にたふさき(ふんどしの事なり)の事をたづなど書たるも
あり(此の事小袖類の部裝束之部に記す)

一馬上にてからかさす時柄立を用ふる事舊記にあり柄立の事調度の部に記す

一武藏笠は古武藏國より貢物に禁裏へ納めし笠なり武藏國の名物也日本總國風土記第八十四ニ曰ク武藏國豊島
郡貢横稅鹿皮、狐膽、走兎血、濱荻、腹、蓬、鶴、鶴、山鶴、馬、牛、諸禽、諸鮮、此字ヨメズ放逸、阿無見、與呂伊
等上云々阿無見ハ笠也與呂伊ハ笠也伊勢物語歌にむさし笠さすがにかけてたのむにはとはぬもつらしとふも
るさし又庭訓往來に武藏笠とあり武藏豊島郡より出でしなり

一馬場の馬を乗出す方を馬場本と云ふ乗り行く先の留りを馬場末といふ是れ古の詞なり今は馬場本の事を乗り
出と云ひ馬場末の事をおつばと云ふ是れ今の馬九郎ウツバの詞にて甚いやしき詞なり侍などのいふべき詞にはあら
ず

一馬乗袴と云ふ物古はなき物なり古は馬のる時は常の袴のそばを取り前こしにおしはさみて乗りしなり是れを
小も、だちと云ふ日記に見えたり

一しかけくらと云ふは切付をしかけたるを云ふ

一鏡鞍とは鞍の總體を銀又真鍮などのうすかねにて包みたるを云ふ總廻りは覆輪をとるなり

一鏡鹽手と云ふは小さき九鏡の如くかねを打ちて裏の方に常の鹽手の如く緒を通す管の如くなる所あり

風土記ハ日本
國中ノ所々山
川ナドノ名ノ
由來神祇佛寺
田島五穀ノ事
數名物等ノ事
ナリ上古ノ書
ナルユエ全部
ハ傳ラズ少々
傳リタリ

八木如此



一馬屋の鞭と云ふは馬屋に懸けおくむちなり馬をおとす爲なり風呂記に云く(神馬ニシテ付クルト有ル條)馬屋の鞭の事太竹の根を三尺六寸可切節を半なるべし緒をばふすべ皮にて入れて鞭むすびをしてとんぼうにはかへさずして一寸計に可切鞭にとんぼうをば不入鞭のかけ所はあいの板のむかふの柱にかけべきなり鞭を見て自ら馬のしづまるなり云々

一くすりぬき又八木の事風呂記に云く馬屋の腹かけ持の木に鍛形の形に二ツ、あり此の木は服かけを押へさせんと見えたれども名あるべし八木と云ふなり知る人稀なり又藥貫とも云ふなり云々

一ひんどうすりとは力革の先の丸き所なりびんどうかねにてする所なり即みづをかはの事なり(びんどうかねとは力かねなり本名みづをかねと云ふ)

一鞭に作る木熊柳なり一名磯柳とも云ふ紀伊國又土佐國などにありまさきのかつらの如く長く外の木にからみつく物なりしなひて折る、事なき故むちにするなり土佐にては一名くまふちとも云ふなり又かつつるとも云ふ勝葛とかく常用抄に見えたりかつつるの名小笠原の書に勝つるといふ故むちに用ふると云へり非なり鞭に用ふる木なるゆる私にかつつるといふなるべし

一公方様も鞭をさし給ふなり風呂記に云く鞭をば公方様も被指候なり近代には法住院殿様(義澄公)高雄へ御成又鞍馬へ御成の時肩衣御袴にて被指なり又惠林院殿様(義植公)紫野へ雪の朝の御成にも被指候なり云々

一鏡轡と云ふはくつもの十文字の所を十文字にはりすかさすうちのとてすかしなく鏡の如くに作りたるを云ふ古き繪師の書きたる騎馬武者の繪にある物なり鏡鞍鏡鹽手鏡轡鏡鏡の名中院通方公の傍抄に見えたり

一鏡鏡と云ふは鏡のはとむねの所を銀のうすかねにてつゝみたるを云ふなり酒井雅樂頭忠恭の許にて寛治年中

鏡鏡ハ半舌のみに限るハハ

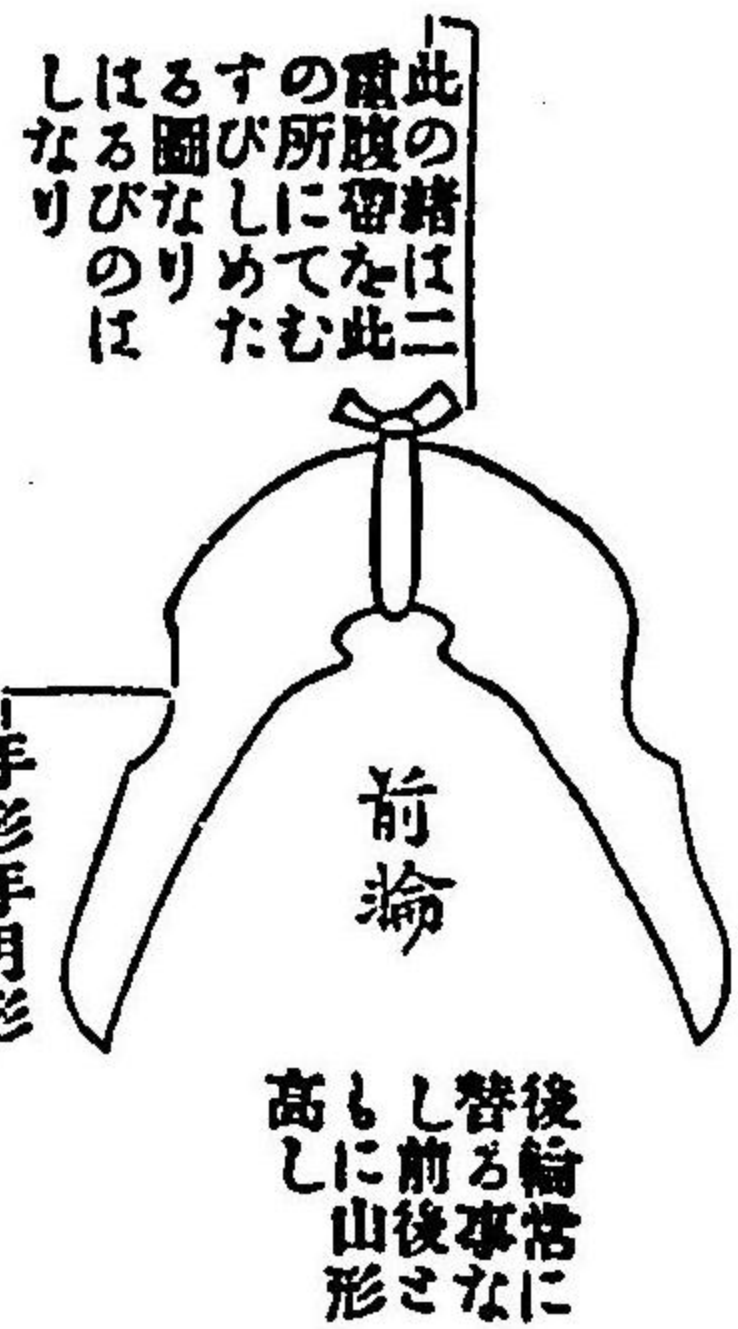
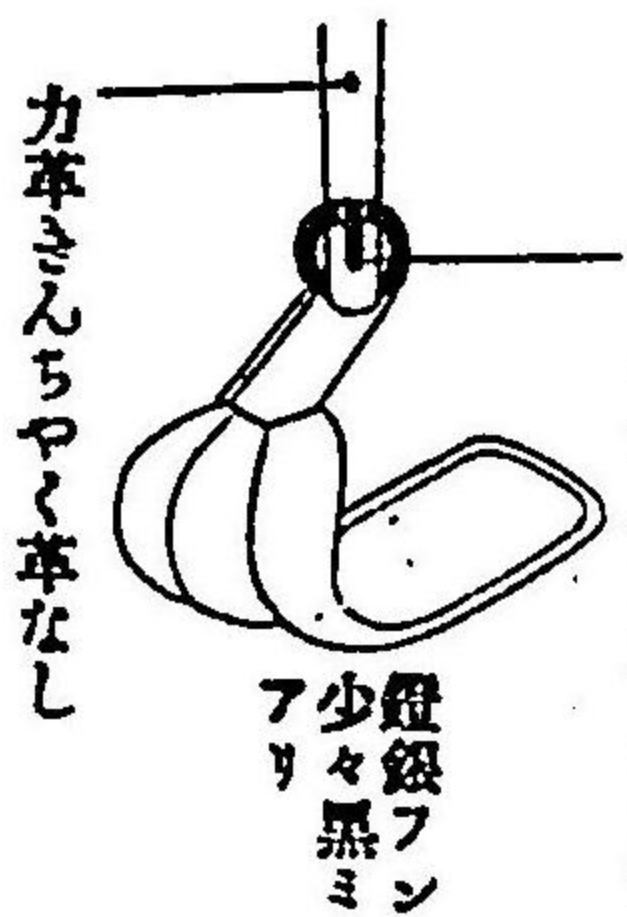
常用抄に馬のしんつなを手に網と可申なりしんつなははかりそめには申すまじきなり人笑ふ事なり

の鏡のうつし物を見せられしに其の物鏡鏡なりき其の鏡は半舌の鏡とて舌先常の鏡の半分程なりかこかしらをもとをりにしてかこ(ひんどうかねの事)も上より下へたれ下るなり

一水晶鞍と云ふは鞍の紋に水晶を入れたるなり酒井雅樂頭忠恭の許にて寛治年中の水晶鞍のうつし物(伊勢因幡ウツス)を見せられし其の鞍の形山形の體將菜のこまの如く上の方三角にて手形もなしつまさきの端少しぞりたり其の體梨子地にて紋所々にちらし紋の所は水晶を少し高く入れたり水晶の下に朱綠青などをさしたる故上にすき通りて七寶の如し紋の形本は鏡より少しちひさき圓形をちらしたるを忠恭の好みにて牡丹の花形に改められし由なり又其の鞍の鹽手は鏡鹽手付きたり轡も鏡轡添ひたり

一尻網と云ふは馬を引きて行く時手繩をさして馬の先へいさみ進み走り出でんとするを先へやるまじき爲に手繩をあとの方へひく故尻網と云ふなり尻の方へ引く心なり是れ引く時の名なり馬にさゝぬ時には手網の事をも尻網といふべからず手繩といふべし又尻網と云ふ物別にはなし

一後三年の繪巻物(飛彈守惟久筆なり鎌倉實朝公時代の人)に見えたる鞍并力革の繪左の如し



一力革の端のきんちやく革といふ物古は無之後三年合戦の繪に見えたる力革何れもきんちやく革無之又酒井雅樂頭忠恭のうつされし寛治二年の鞍具の力革にも本はきんちやく革なかりしを忠恭好みにて

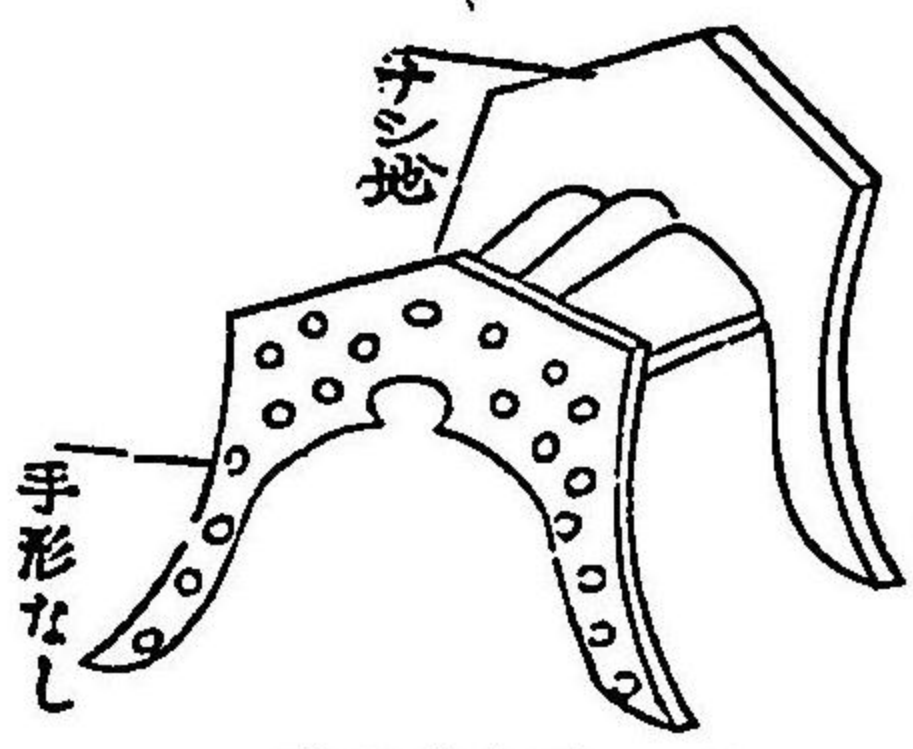
さんちやく革を付けられし由忠恭物語せられしなり按するに古の鍔はさすがかこ頭に付きてさすがの先下へたれ向ふなりさすがのさき下へ向ひて足にさはる事なし依之さんちやく革なし近世はさすがかこくひに有りてさすがさき上へ向ふ故さすがのさき出で足にさはる故それをおははんが爲にさんちやく革出来しなり又古の鍔はかこかしらもとほりにてくるく廻るなり

一寛治二年の鞍鐙の圖



牛舌の鍔也舌短し此の鍔は横にふむなり
鍔なり銀を張るエミなしシノキを立つる

牛舌は丸き形を半分にしたる如くの形にする故牛舌といふ也

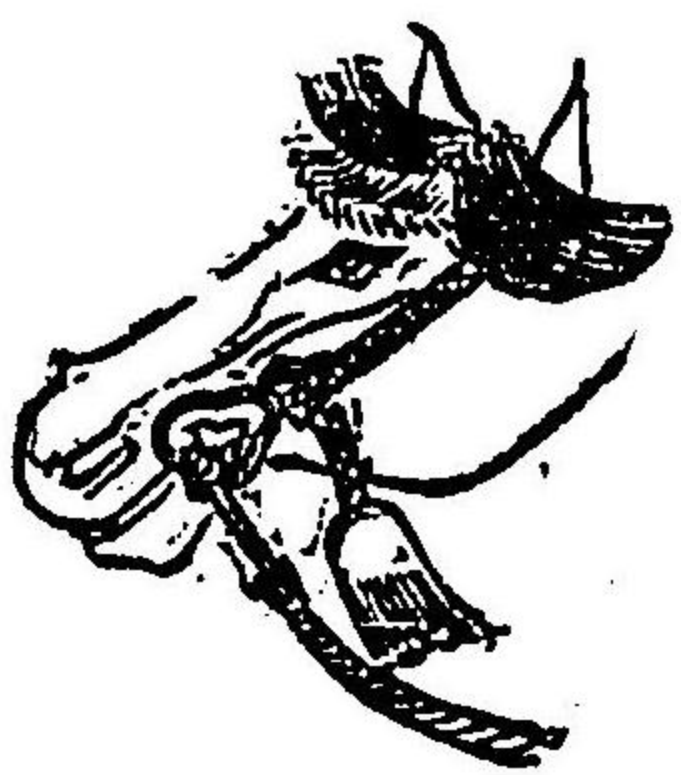


水晶鞍
玉いづれも水晶なり下に給すの具をさす

一後三年の繪に見えたる大ふさのしりがい并にくらおほひ杯今の世の物にかはる事なしぬりくらおほひなり

一古の鞍には手形なきもあり手形あるもあり定らず上の鞍の圖

にて知るべし鎌田兵衛政清平治の戦の時に與三左衛門景安が首をとる頃は十二月廿七日巳の時ばかり一村雨ふりて鞍の輪につらゝゐて乗りわづらひしを義平手形を付けて乗れやとの給ひしかば打物にて手形を切りて乗りし由平治物語に見えたり手形を切る事昔より有りし事なればこそ手形を切れとは教へられしなれ鎌田より手形始ると云ふ説あり非なり後三年の繪に手形切りたる鞍ありすでに前に繪圖をあらはす如し後三條院の時書さし春日神殿筋馬の繪にも手形切りたる鞍見えたり鎌田よりも前の事なり
一いにしへこの葉はみといふくつわあり後三年の繪巻物にるがきたる騎馬武者の馬のくつわ皆不殘この葉はみのくつわをるがきたり



此の圖後三年合戦繪巻物に見えたり
木の葉はみなりはみといふくつわの略語なり今云ふくつわの事なり

もありくつわ手綱等は常の如し是れは手綱の切れたる時の用心歟又は口にくせある馬のくせを出す時手綱をばはなして口にさはらすかの綱を以て乗るべき爲の用意なるべし騎馬武者ことく皆左様にもあらず三四騎計右の如くして乗りたる圖あり

一水晶地の鞍は前に繪圖にあらはす所の水晶鞍の體を以て考ふるに水晶を細に切りて龜甲形又は石疊などにして青貝を摺り入れたる様に鞍の總地に透間もなく水晶をすり入れたる物なるべし是れも水晶の下には五色の繪の具をさしたる成るべし是れ推量の趣を記すなり

一厩の事三光院内府記に云く厩禁中には被置左右馬寮被繫御馬一候以此准據諸家於面向不立厩候武士ハ依爲守護以弓馬爲業然間於面向必立厩是公武之差別也二間三間者諸人通法也五間以上者依分國之多少有其二員仍爲十三ヶ國之拜領依十三間之厩規模之由承及一古代公家に用ひられし鞍履は今武家に用ふる物とは異なり如圖



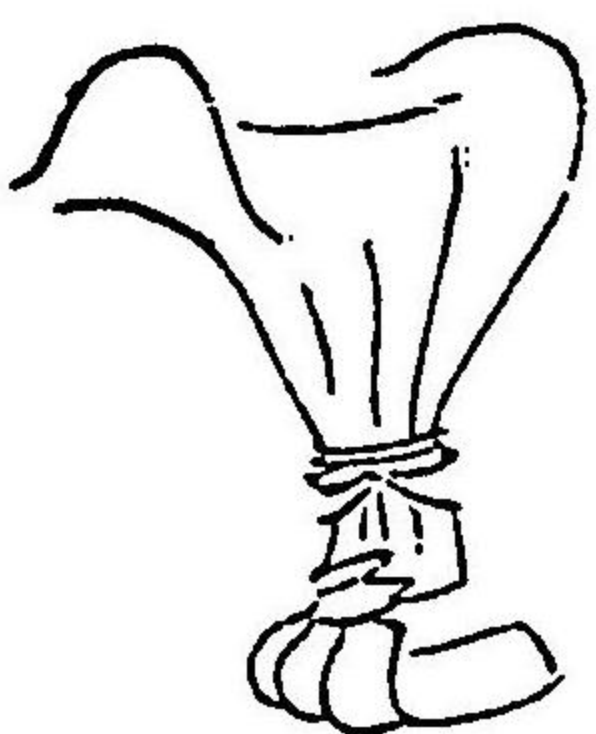
雜物花鳥ノ類也

緒葉草

平治物語に打物にて手形を切りてその形を付く事此の時より鎌田より手形を切る事昔より有りし事なればこそ手形を切れとは教へられしなれ鎌田より手形始ると云ふ説あり非なり後三年の繪に手形切りたる鞍ありすでに前に繪圖をあらはす如し後三條院の時書さし春日神殿筋馬の繪にも手形切りたる鞍見えたり鎌田よりも前の事なり

綾こめおりの類なり幅三尺計長サは鞍に打ちかけ鏡のかこくびに至る程なり打鞍覆と云ふは綾を張りて打ちたるなり透鞍覆とはこめおりの類のうす物にて織目のすき通る物にてしたる也綾に裏を付けても作るなり打ちたるにて作るは打ちくら覆なり

鞍にかけたる圖



鞍に打ちかけて力革の所に力革の結ぶりよせて結ぶ此の鞍覆年中行事の繪に見えたり

右の鞍覆寛治年中の製を摸したるを予見之(酒井忠恭許に有之)

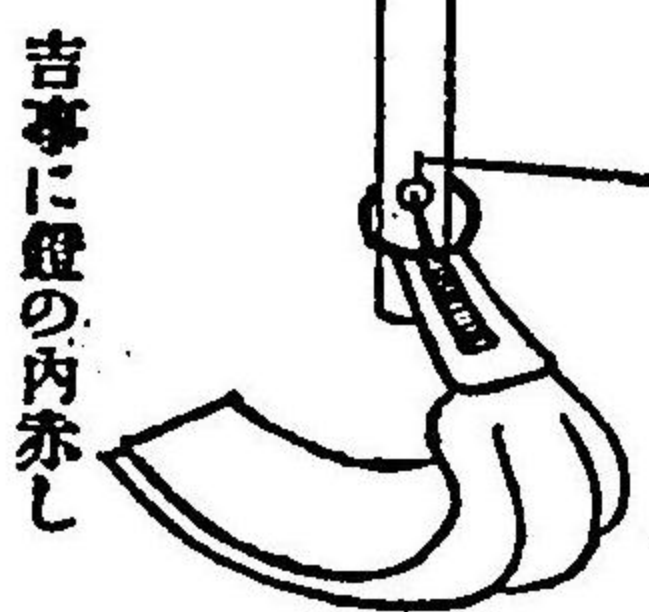
一鏡のかけやう古の鏡はさすがは高かしらの上より垂れ下りたり前の圖の如し今はかこくびの上になすがを付けて上へむけてさすなりさし様吉凶の差別あり古の鏡にても同じ事なりさすがの頭外へ出づるは凶事に用之吉

事にはさすがの頭内へ入るなり

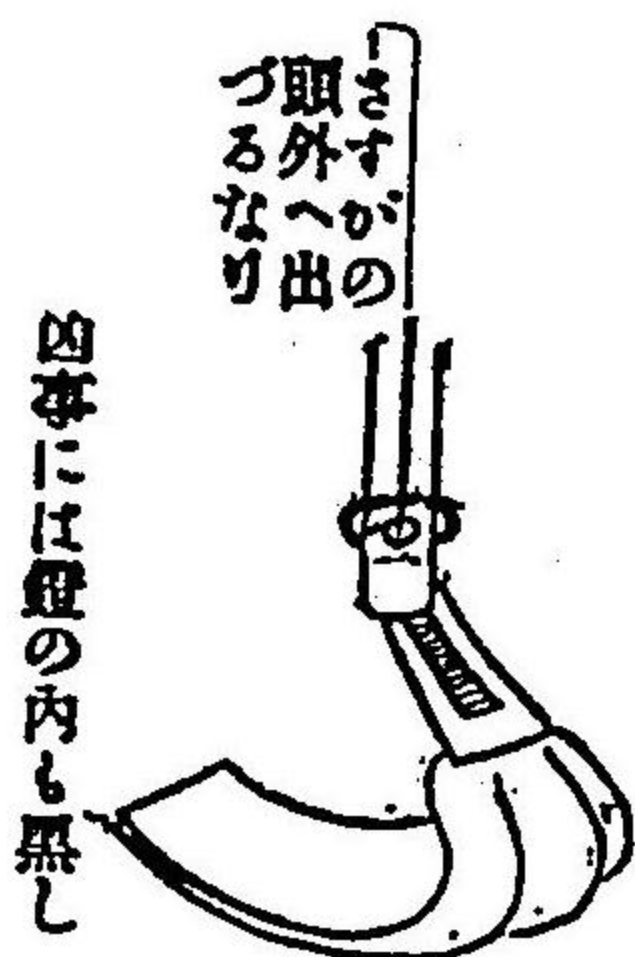
(吉事とは常の時を云ふ)

一つのふくりんの鞍と云ふは金

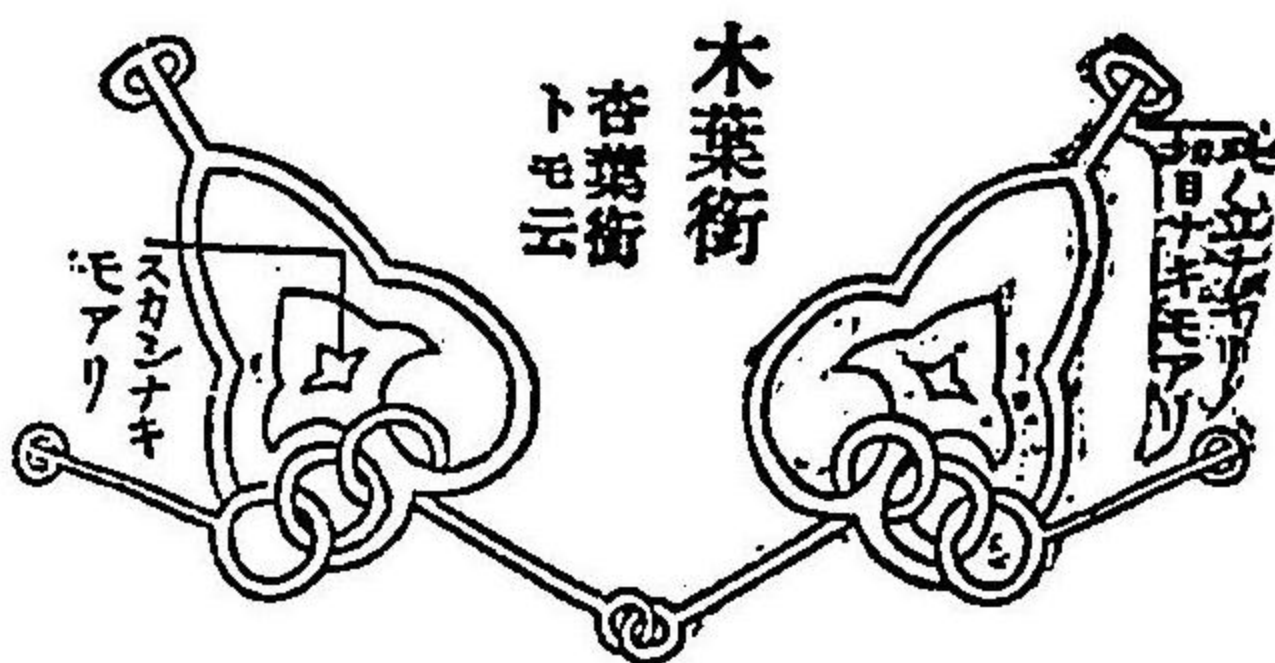
ふくりんなどの如く前後の輪の



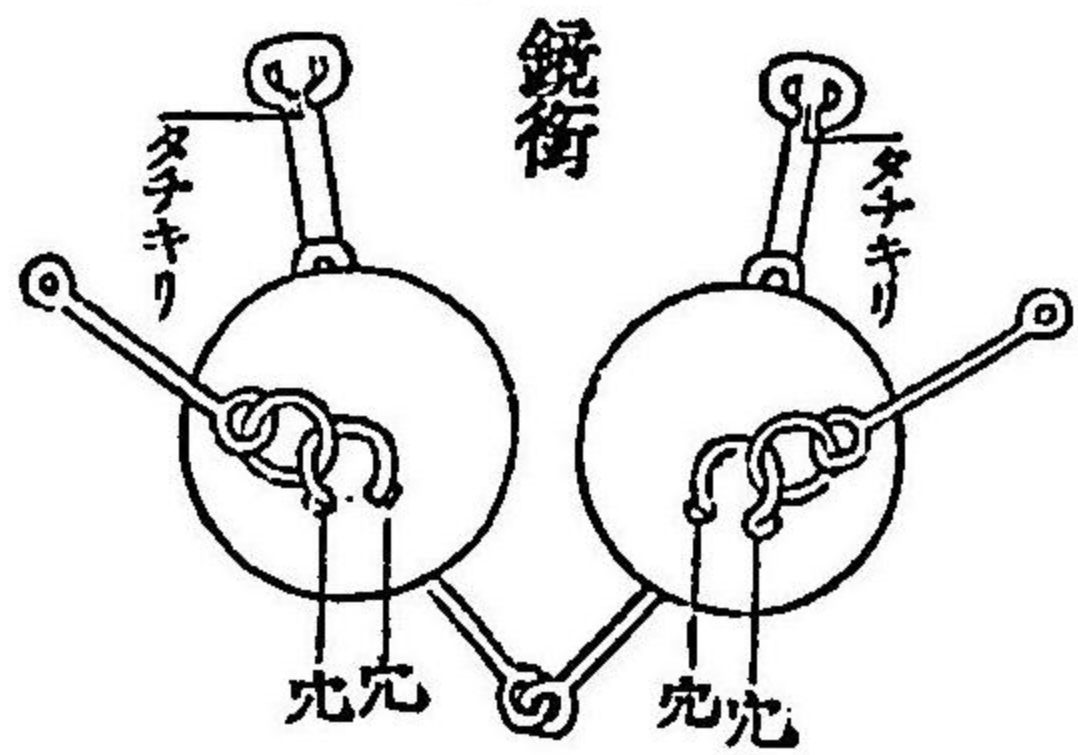
吉事に鏡の内赤し



凶事には鏡の内も黒し



一古街の圖



今世には常に凶事の時の如くさすの如くしらすの外へ出す故そのさきへ出てないたむる故にんちやく革を付くなり右の力革に市若革は無之なり

山がたよりつまさき迄角にて伏輪したるなり義經記(しやな王殿くらま出の條)に黒くり毛なる馬につのふくりんのくらおきてそ乗りたりけるとあり(金うり吉次が馬の事を云ふ)
一むかばきをくらおほひにする事多賀豊後守高忠聞書にそのしかた見えたり義經記(しやな王殿くらま出の條)に兒をのせ奉らんとてつきげなる馬にいかけちの(沃懸地なり)くらおきて大またらのむかばきくらおほひにしてぞ出できたる云々

一ふくみくつわの事會我物語になしぢにまきたる白ふくりんのくらにれんじやくしりがいの山ふき色なるをかくてふくみくつわにこんのたつなをいれてそのつたりけるとありふくみくつわの事詳ならず追而可考

一七條細工の鏡と云ふ物東鑑六の巻に見えたり其の下に銅細工字七條宗紀太云々又七條紀太九とあり又七條紀太九とあり是れを以て考ふれば七條宗紀太九宗貞といひし者は銅細工をする者にて銅の鏡をも作りしなるべし

一たちぎ、ともおもかいたすけとも云ふはくつわのか、みのさきおもかいを通す所のあるかねをいふなり(弓馬故實用書記等に見えたり)くつわの名所なり然るに今は其の所に付くる糸のふさをたちぎ、ともおもかいたすけとも云ふは非なる也ふさをばたちぎ、のふさおもかいたすけのふさとも云ふへし古は無之物なり古書にも古き繪にも見えす近代用之物なり古き繪にはおもかいの結びあまりのふさ計を書きたり

一泥障をばかるといふべからずさすとも云ふなり舊記には皆さすとありしりがいむながいは懸くると云ひ手づなをばえりかると云ひ手綱をたぐるをばかいくると云ひ鞍はおくと云ひ鏡はかけると云ひくつわははませると云ひ(はめはし)と云ふもはめと云ふははませるといふ事なり食の字なり(沓をばらつ)と云ひ(馬の沓なり)

道考に古き木付し
に下はみ木付し
のわに包みりて
つて包みりて
みか見ゆは失り
るがくしは是れ
ふくむくは銀つ
てなるといふ
したるべし金へ

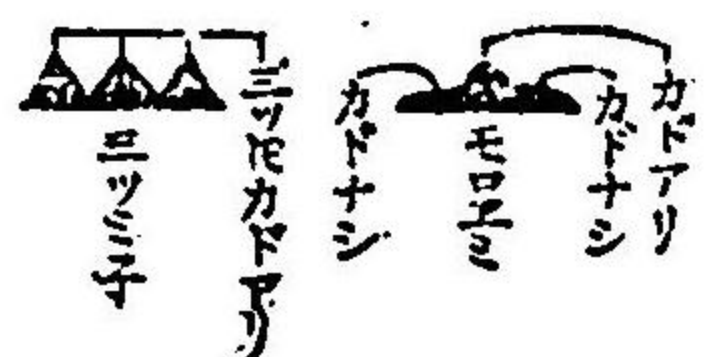
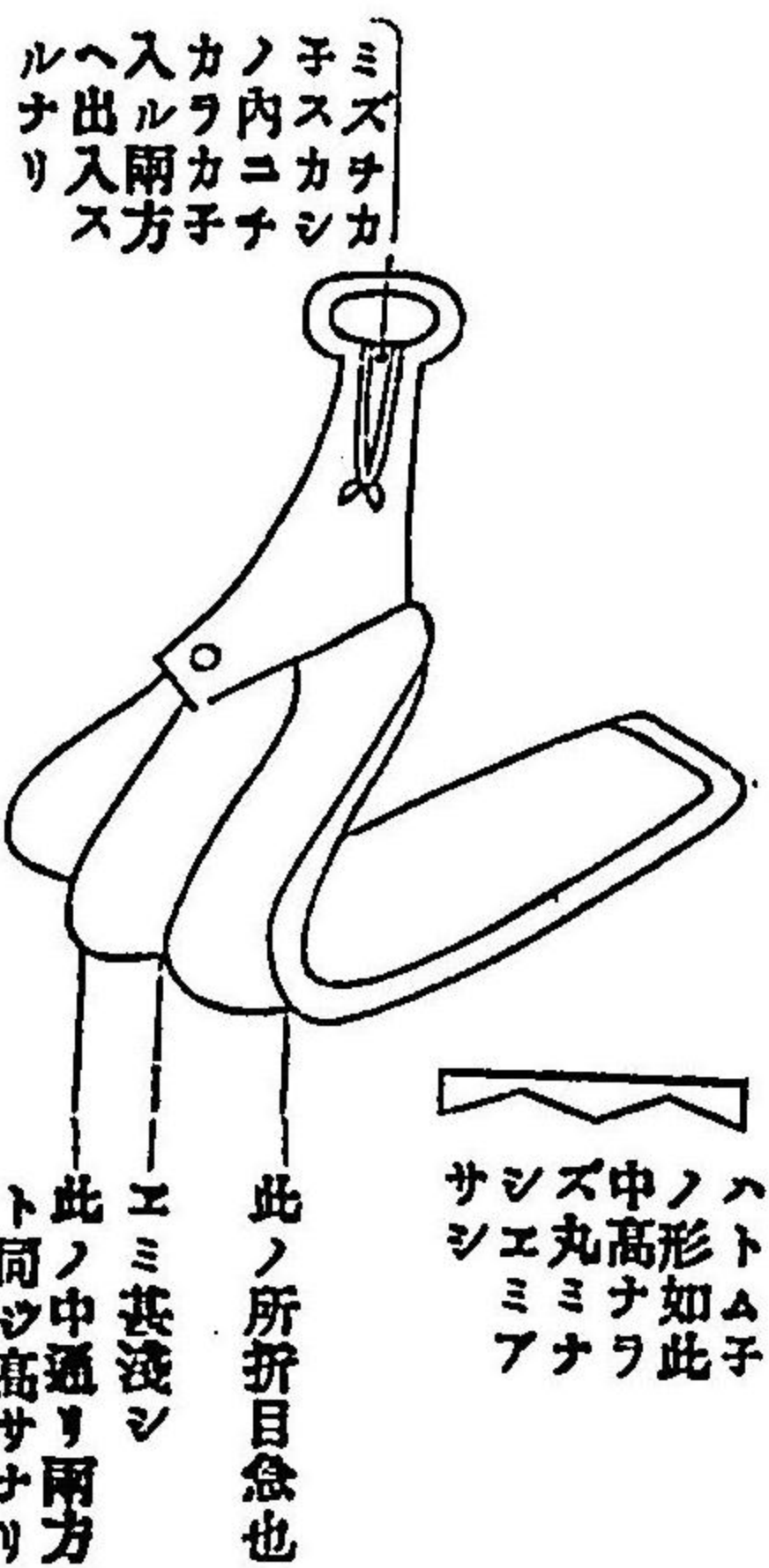
馬の毛をつくろふをばはだけると云ふ

一鞍の四方手の名前の左をどつつけ前の右をもつつけ後の左をしほで後の右をどめといふ説あり用ふべからず四つとも本名しほでなりとつつけと云ふ名は源平盛衰記太平記などに見えたり敵の首を取りて付くる所なる故鹽手の異名をどつつけと云ふなりとつつけの緒をてしほでに緒をむすび付置ても首を取りて付くる爲なりもつつけ緒とめなど、いふ名は古書に會てみえざる事なり用ふべからず

一佐々木掛といふ鏡の事或説に佐々木四郎高綱が宇治川の先陣の時力革に鏡を掛くるに常の如くにかけて左鏡を右へかけ右鏡を左へかけたる故右の如くするを佐々木掛といふ云々(是レ外カケト云フカケヤウナリ鏡ノカコカシラ外へ出ズル也是ヲ紀州ガケトモ云フ也)右の説非なり平家物語盛衰記東鑑等にも見えず妄説なり佐々木がけと云ふは力革にかける事にはあらず五六掛加賀掛など、云ふ如く掛とは鏡を作る事を云ふなり近江國日野と云ふ所にて作りたる鏡を日野掛と云ひ日野かけの鏡を佐々木掛ともいふなり近江國は古佐々木氏の領分にてありし故佐々木家にて日野掛を用ひしに依りて日野掛の事を佐々木掛ともいひしなり日野掛の鏡は常の鏡よりは小形に見えて總體所々に肉を付け丸みなくして直なりはとむねも中高ならずるも甚淺し沓こみの折目急なり舌先の外表の方も直に平なりかこくびの上の方を細長くすかして其のすかしの内にみすをかね(ちからかねの事なり)をさまりてあちらへもこちらへもみすをかね出入するなり

近江國日野掛鏡圖

一名佐々木掛(下圖)



予が家ニ鏡鞍
レノ見テ可知
是レヲ見テ人
ハサマシクノ
室説チコシラ
へ出ダスナリ

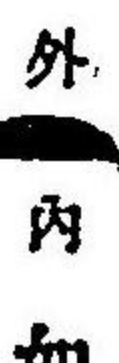
一鏡のるみと云ふははとむねのくぼき所を云ふなり咲の字を書くなり人のるくばの心にて名付けたるなり諸るみといふははとむねの

形三つ峯なり其の形



如此なり又片るみといふはかた〜に計るみあり力革にかけたる時外に

にるみなきなり其の形



如此なり右三つの圖は鏡の外はとむねの正面よりまむきに見たる形なり

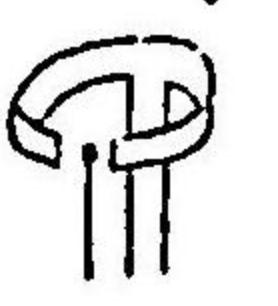
一伴野鞍といふ鞍一條禪閣(兼良公)の尺素往來に見えたり櫻雲記に甲州伴野村といふ事見えたり伴野鞍は甲州伴野村にて作り出せし鞍をいふなるべし一説信濃國伴野郷といふあり此の所の名物なりともいへり

一鏡鞍と云ふは前後輪の表を一面に銀又は銅真輪などにて張り包み山形の上よりつまさき迄同じかねにてふくりんを懸け小き銚を打ちて留むる居木先もかねにて包み銚にて留むる居木先もかねにて包み銚にて留むる前後輪の裏の方居木はかねにて包ますうるしぬりなり鏡鞍異説多し用ふべからず皆知らぬ人の妄説なり諸鞍日記を考ふべし

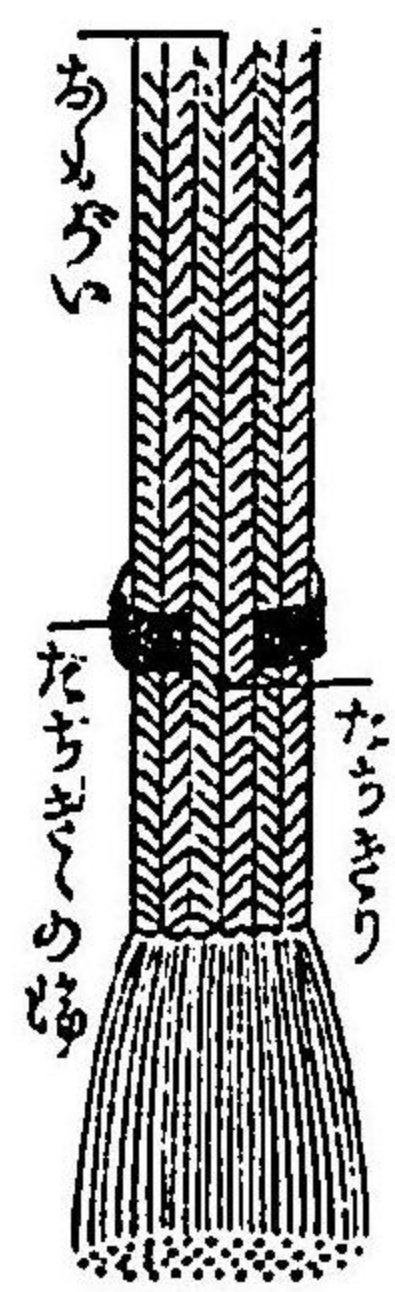
一銜の頭の輪をたちき、と云ふ今世たちき、のふさを付くる所の輪に切目ありたちきりと云ふ此の切目は何の爲ぞといふに古はたちき、のふさをを用ふる事なし直におもがひ

を通して結ふなりおもがいのふさ大にして輪に通りがたし仍おもがいの耳の所をたちきりより入るるなり如圖してむすぶなり

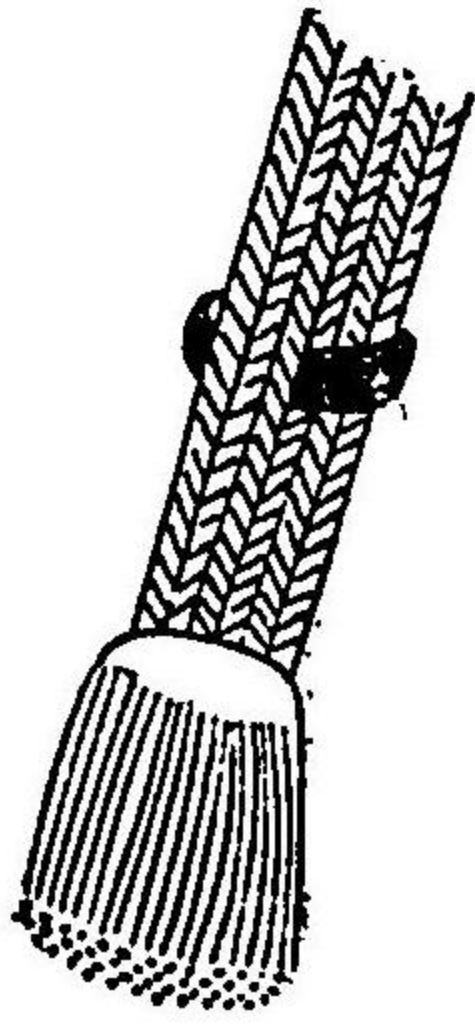
一くつわのおもがい付くる所に如此なる物あり



此のわれめをたちきりと云ふ

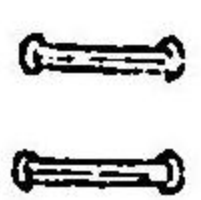


古のくつわはたちきり上の圖の如く廣し

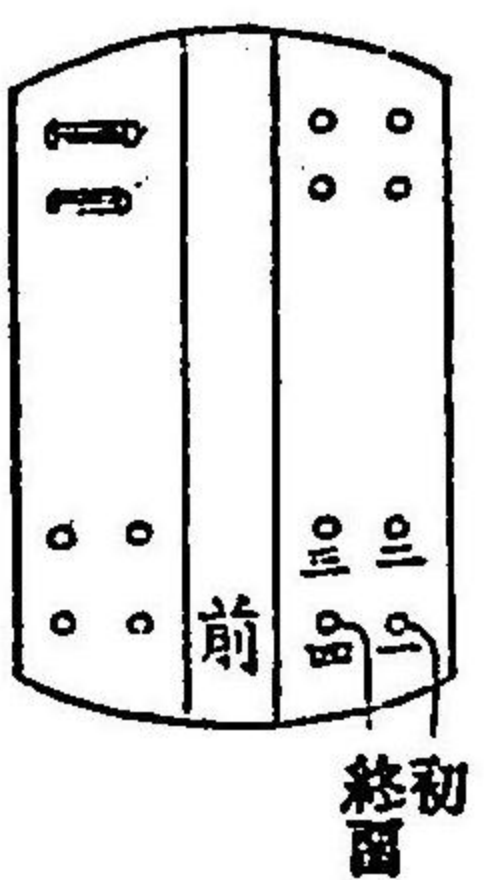


此のわれめへおもが

兩先ともに矢の筈の如くきりたるがよし
一作のしぱり仕様 伊勢因幡家傳



二筋ツ、カ、ル也
眞草行ナシ此ノシ
バリ計也



終ノ緒一カラミカヲミテニ筋共ニ紙ニテ巻入
レ前ハ左ニテ留メ後ハ右ニテ留メ
如此ニシテツ、カ、ル初一ヘントホシ緒ノ端ヲロリメ
ヘ入レテユヨコスガヨシオノツカラニ筋トホルナリ

シバリ繩太サホソキ筆ノデクホドニテヤハラカニ鼓ノシラベノ如クニツヨリ合スル繩長サ金サシ一丈アレバ四
方シバラル、也繩ノヨリカタキハアシ、

木 カ子

此ノ木ニテ繩ヲカ
ラミシムル也

此ノサキニテトメ
ノ緒ヲ穴ヘサシ込
メナリ何方ニテ留
メタルカ如此スレ
バトメ見エズ

一竹の根鞭紫竹の鞭差別の事弓馬聞書に云く
竹の根のむちは紫竹の根なり紫竹とはむらさ
き竹と書く故紫は五色のほかの色なるに依り

て平人はゆめく不可用なり公方様吉良殿など御用ひなり云々元來紫竹は和物なり色もむらさきいろなり此の
根をむちに作るを紫竹のむちと云ふなり淡竹はむちになる物にあらず竹の根むちは眞竹の根なり本草綱目卷卅
七 竹時珍曰根下之枝一爲雄二爲雌者生等其根鞭喜行東南云々此の竹俗に云ふ眞竹也此の眞竹の根をむちに
する故竹の根むちと云ふなり今用ふる竹根むちは近江國栗太郡草津を出づる本は美濃國を出づるを草津にてむ
ちにこしらふるなり唐土にては据木(倭名ツエノキ)此の木を以て馬鞭を作ると云ふ(本草綱目爾雅ニ見ユ)
「据木一名靈壽木とも云ふなり又云く紫竹のむちは常の竹の根むちを煤氣にて能く色を付け屋の上の古竹のごと
くこしらふる品を紫竹のむちと云ひて公方様吉良殿計御用ひありし事にて有りしなるべきや可考

一十文字替古代より有りし物なり永正日々記に云く十文字替亦十文字替の名みえたり寶徳年中小笠原淨元弓矢
名所記にも十文字替の圖有り

一張革鞍張鞍の事二物共に鞍の總體を皮にて包めるを云ふなりされど少し其の差別あり張革鞍とは滑革にて張
り付け包みて造れるを云ひ又張鞍とは毛皮にて縫ひく、み包み造れるを云ふなり張鞍には毛皮を用ふる故別に
鞍覆を懸けざる物なり鎌倉年中行事に云く張鞍は鞍覆かけて牽く事なし云々

貞丈雜記卷之十三終

192
55

192
55



